

文京区一般廃棄物処理基本計画

(モノ・プラン文京)

中間年度見直し版

2026(令和8)年3月



目次

第1章	中間年度見直しについて	1
1.1	中間年度見直しの目的	1
1.2	リサイクル清掃事業をとりまく状況の変化	1
1.3	計画前半期の実績	2
1.4	見直しの方向性	2
1.5	計画の位置付け	3
1.6	計画の期間	3
第2章	リサイクル清掃事業の課題	4
2.1	地域特性から見た特徴と課題	4
2.2	区民・事業者等との連携	8
2.3	3Rの課題	8
2.4	適正処理の課題	10
第3章	基本理念・基本方針	15
3.1	基本理念	15
3.2	基本方針	16
第4章	計画の推進体制	17
4.1	双方向の情報交換と区民参画	17
4.2	区の推進体制	17
4.3	文京区リサイクル清掃審議会	17
4.4	PDCAサイクルによる進捗管理	18
第5章	計画の目標	19
5.1	2024(令和6)年度のごみ・資源量の推計	19
5.2	現状の排出量で推移した場合のごみ量の予測	20
5.3	現行計画の目標達成状況	21
5.4	減量目標達成後のごみ量	22
第6章	進捗の管理	24
6.1	基本指標	24
6.2	モニター指標	25
6.3	PDCAサイクルによる進捗評価の概要	26
第7章	目標達成のための具体的施策	27
7.1	重要施策	27
7.2	施策の体系	50
7.3	個別施策	51
第8章	生活排水処理	73
8.1	収集状況	73
8.2	処理方法	73

参考資料	75
資料1 ごみ・資源の現状	77
資料2 基本的なごみ処理体制	82
資料3 ごみ・資源量の推計	84
資料4 循環型社会の実現に向けた国内外の動向	89
資料5 基礎調査の結果	95
資料6 プラスチック分別回収の温室効果ガス排出削減効果	110
資料7 文京区リサイクル清掃審議会委員・幹事名簿	111
資料8 計画の中間年度見直し経過	112
資料9 語句の説明	113

コラムの目次

① 文京区には清掃工場がありません!	10
② リチウムイオン電池等の正しい出し方	12
③ 家庭ごみ有料化をとりまく状況	14
④ 62gのごみ減量とは?	23
⑤ 食品ロス1人1日4.4gの減量のために	31
⑥ 賞味期限と消費期限を正しく理解しよう	36
⑦ 家庭から発生する食品ロスを減らすには	37
⑧ 事業所から発生する食品ロスを減らすには	39
⑨ ライフスタイルを見直す～「断る(Refuse)」勇気と「参加する」勇気～	41
⑩ プラスチックごみ25.1gの減量のために	43
⑪ プラスチック分別回収を実施しています!	45
⑫ 進化した水筒～マイボトルを持って出かけよう!～	49
⑬ ごみ減量への近道～生ごみの水切りにご協力を～	54
⑭ 集団回収のメリット	59
⑮ 雑がみは資源です	61
⑯ ふれあい指導を実施しています!	66
⑰ リサイクルの流れとリサイクルして生まれ変わるもの	71
⑱ ペットボトルの水平リサイクル～ボトル to ボトル～	72

本計画内の表記について

図表の数値については、端数処理のため、内訳と合計が一致しない場合があります。

1.1 中間年度見直しの目的

文京区では、2021(令和3)年3月に策定した「文京区一般廃棄物処理基本計画(モノ・プラン文京)」(以下「現行計画」といいます。)に基づき、基本理念に掲げる「区民が安心して暮らせる循環型社会の実現」を目指して、様々な施策を実施してきました。これらの施策と区民の皆様のご協力により、人口が増加しているにもかかわらず、2020(令和2)年度以降、文京区のごみ量は着実に減少しています。

現行計画の計画期間は、2021(令和3)年度から2030(令和12)年度までの10年間ですが、中間年度(2025(令和7)年度)で見直しを行うこととしています。今回の中間年度見直しは、過去5年間の事業実績と状況変化をまとめ、今後5年間の事業実施に必要な修正を行うものです。

1.2 リサイクル清掃事業をとりまく状況の変化

(1) 持続可能な開発目標(SDGs)の進捗状況

「持続可能な開発目標(SDGs)」は、持続可能な世界を実現するための、2016(平成28)年から2030(令和12)年までの国際目標として、17のゴールと169のターゲットから構成されています。現在の進捗を評価する「持続可能な開発目標(SDGs)報告2024」によると、二酸化炭素排出量は、原単位(一定量の生産物を作る過程で排出する二酸化炭素の排出量の単位)は11%減少しているものの、全体的な傾向としては世界全体の二酸化炭素の排出量は増加し続けています。その結果、2023(令和5)年は観測史上最も暑い年になり、世界の平均気温は産業革命以前の水準を1.45℃上回っています。食品ロスについては、毎日10億食分のまだ食べられる食料が廃棄されています。

(2) 第五次循環型社会形成推進基本計画

2024(令和6)年8月には、「第五次循環型社会形成推進基本計画(循環経済を国家戦略に)」が閣議決定されました。循環経済への移行は、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と併せて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものであり、国家戦略として取り組むべき重要な政策課題としています。

(3) 食品ロスの削減

2019(令和元)年10月には、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、2020(令和2)年3月には、行政、事業者、消費者等の取組の指針となるものとして「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が策定されました。また、2025(令和7)年3月には、第二次基本方針が公表されました。

2021(令和3)年3月には、「東京都食品ロス削減推進計画」が策定されました。2030(令和12)年の食品ロス発生量半減、2050(令和32)年の食品ロス発生量実質ゼロを目指して、①発生抑制(リデュース)を基調とした持続可能な循環型社会へ、②先進技術を活用した食品ロスの削減、③フードサプライチェーンにおける取組の推進、④未利用食品の有効活用の推進、⑤食品リサイクルの推進の5つを掲げています。

(4) プラスチック資源循環

2022(令和4)年4月には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、従来の「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の対象であったプラスチック製容器包装に加え、それ以外のプラスチック使用製品廃棄物についてもリサイクルを可能とする仕組となりました。区市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出されるように努めることとされました。

東京都では、都内区市町村が実施するプラスチック製容器包装やプラスチック製品の分別回収について、その経費の一部を補助する施策を実施しています。

(5) 2050年「ゼロカーボンシティ」宣言

文京区は、2022(令和4)年2月文京区議会定例議会区長施政方針において、2050(令和32)年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しました。

1.3 計画前半期の実績

第5章第3節に示すように、現行計画では、「基本指標1 区民1人1日当たりの総排出量(g/人日)」「基本指標2 区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量(g/人日)」を基本指標として目標値を設定し、進捗状況を管理しています。2024(令和6)年度の実績値は、基本指標1、基本指標2ともに目標値を達成しています。2024(令和6)年度に実施した「文京区一般廃棄物処理基本計画中間年度見直しに係る基礎調査」では、区民1人1日当たりのごみ量(排出原単位)が減少している結果となりました。

1.4 見直しの方向性

中間年度見直しに当たって、「1.3 計画前半期の実績」のとおり、現行計画は有効に機能していることから、現行計画の方向性は維持しつつ、状況の変化に対応していくこととします。

2025(令和7)年4月から区内全域でプラスチック製容器包装及びプラスチック製品を対象とした、プラスチック分別回収を実施しています。この事業を計画に位置付けるとともに、プラスチック分別回収によるごみの減量効果を考慮して、基本指標の目標値に反映します。

1.5 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」といいます。)第6条第1項に位置付けられる一般廃棄物処理基本計画です。

『「文の京」総合戦略』を上位計画とし、国や東京都、東京二十三区清掃一部事務組合の計画等との整合性を図って策定しています。

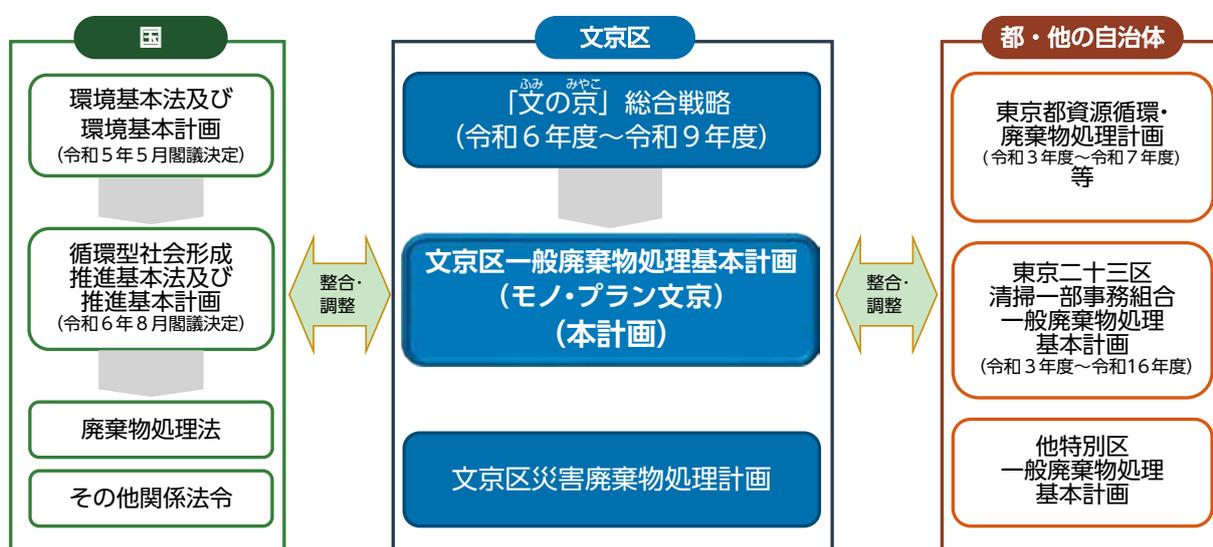


図1-1 本計画の位置付け

1.6 計画の期間

今回策定した計画は、中間年度における見直しであり、計画期間は現行計画の後半期、2026(令和8)年度から2030(令和12)年度とします。



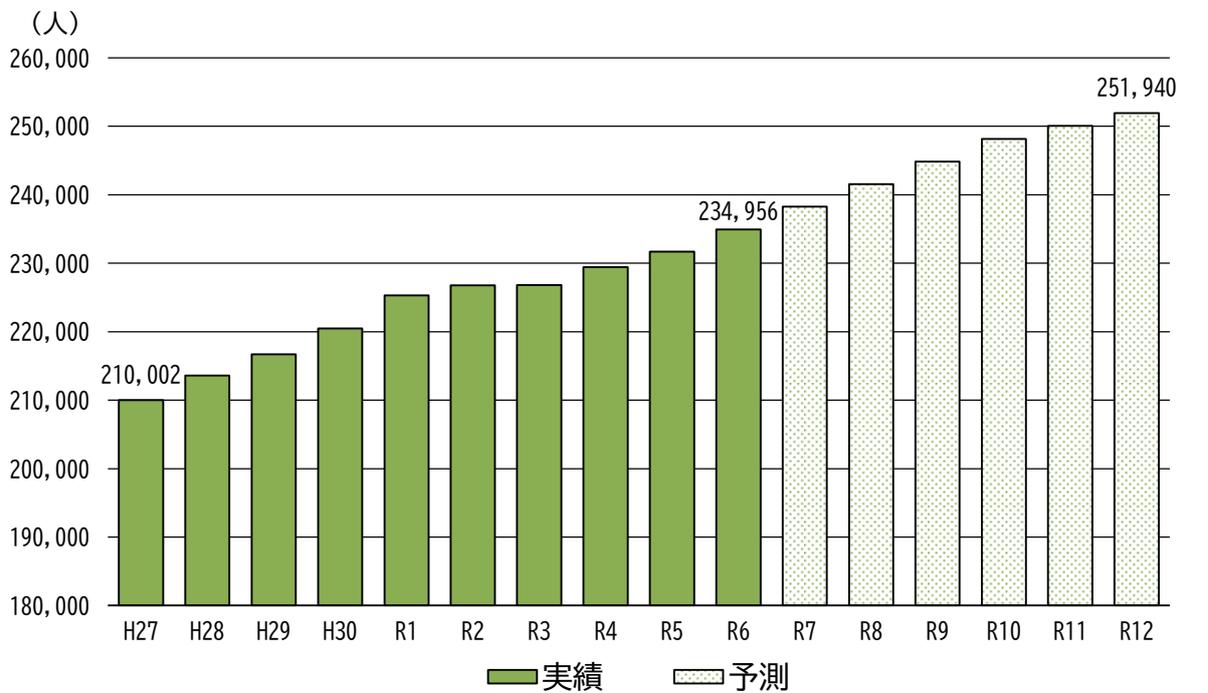
図1-2 計画期間

2.1 地域特性から見た特徴と課題

(1)人口

本区の人口は、2015(平成27)年度の210,002人から2024(令和6)年度の234,956人へと、24,954人(11.9%)増加しています。今後も、人口増加が続き、2030(令和12)年度には251,940人になると予測しています。

人口増は区収集ごみ量増加の大きな要因ですので、遅滞なくごみや資源を収集できる体制の確保が必要です。



(各年度10月1日現在)

(出典)実績：住民基本台帳 予測：本計画予測値

図2-1 本計画における人口の推移

(2) 世帯構成

2015(平成27)年と2020(令和2)年の国勢調査における結果を比較すると、文京区の1人世帯は8,240世帯増加しています。この中には、地域との結びつきが比較的弱いとされるワンルームマンションなどに居住する若年単身者も多いと考えられます。これらの世帯に対して、ごみ・資源の分別や排出方法などの基礎的な情報を、効果的に伝える方策を検討する必要があります。

一方で、65歳以上の高齢者人口は高い水準を維持しており、ごみ出しが困難な高齢者等を対象とした訪問収集などの施策が、引き続き重要になってきます。

また、外国人住民の人口、割合ともに増加傾向にあり、言葉や習慣の異なる外国人住民に向けた取組も必要です。

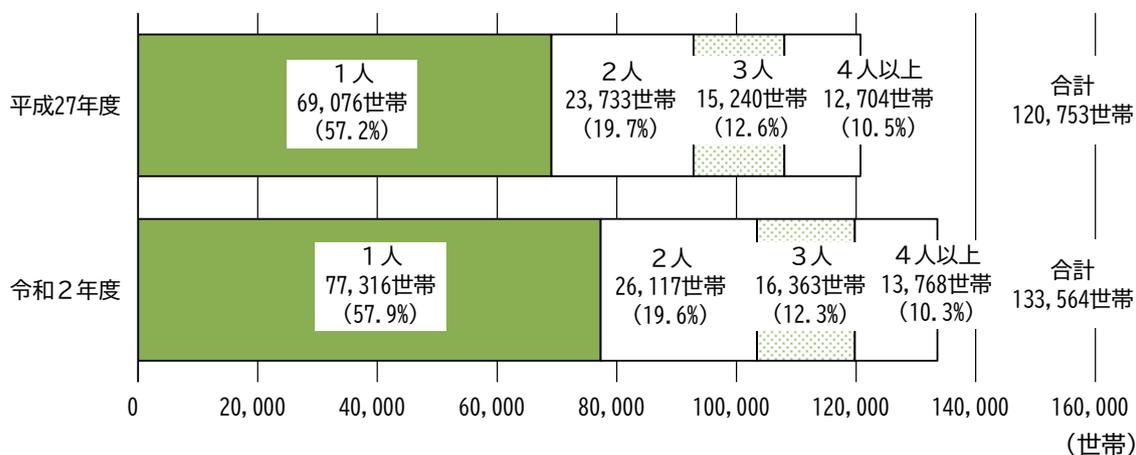


図2-2 世帯構成

(出典)国勢調査

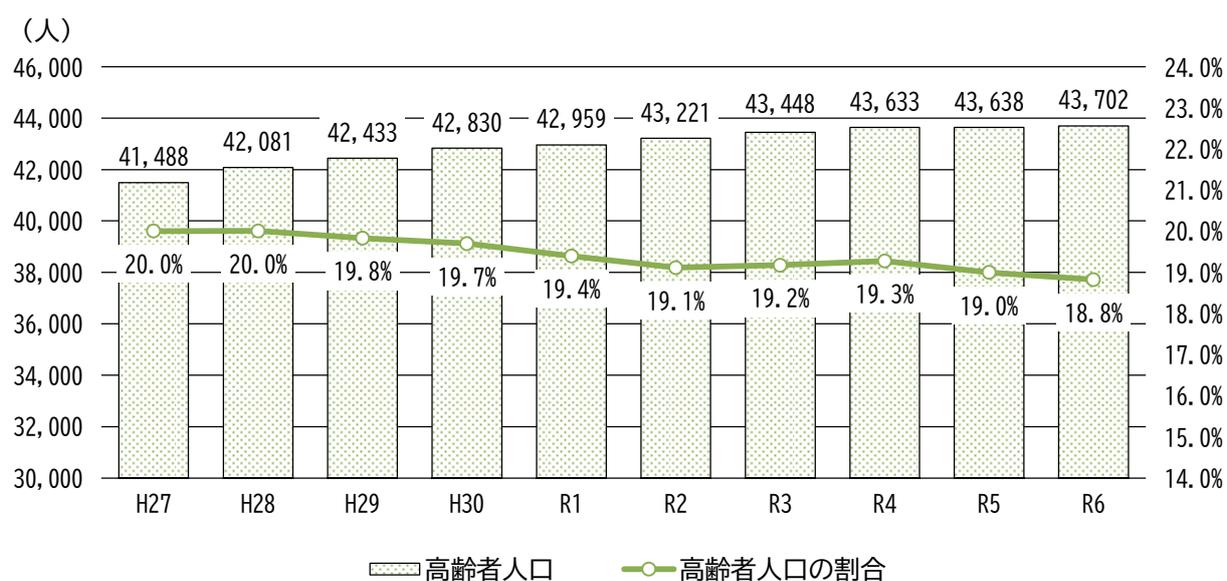


図2-3 高齢者人口

(各年1月1日現在)
(出典)住民基本台帳

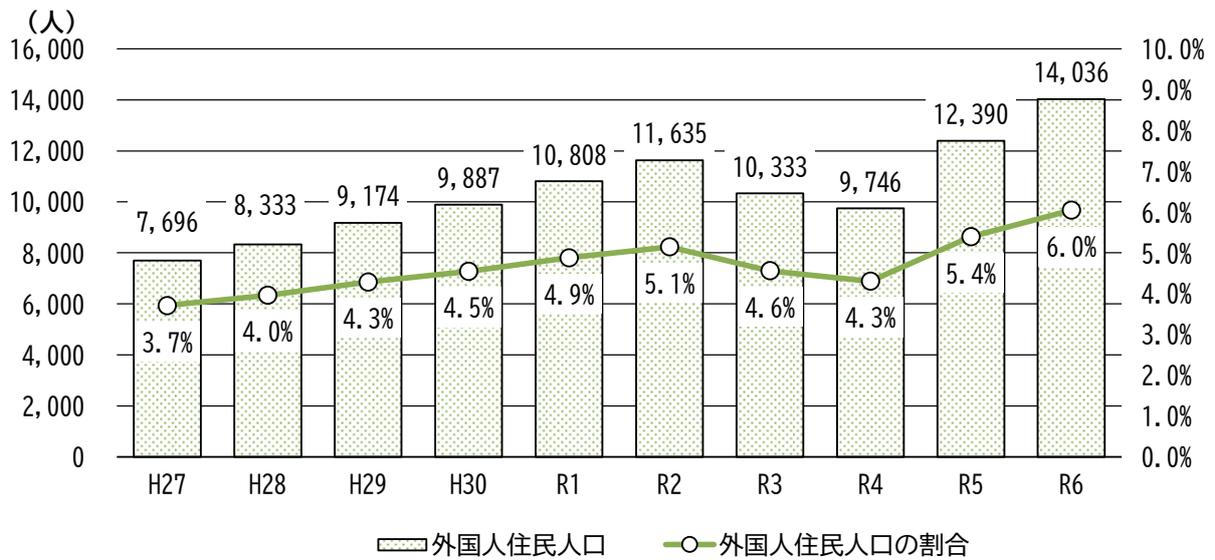


図2-4 外国人住民人口

(各年1月1日現在)
(出典)住民基本台帳

(3) 住居形態

同じく2015(平成27)年と2020(令和2)年の国勢調査における結果によると、全世帯のうち集合住宅に居住する世帯は12,060世帯増加しており、80.2%の世帯が集合住宅に居住しています。集合住宅の増加傾向が見られることから、集合住宅の特性を生かした普及啓発や施策を推進する必要があります。

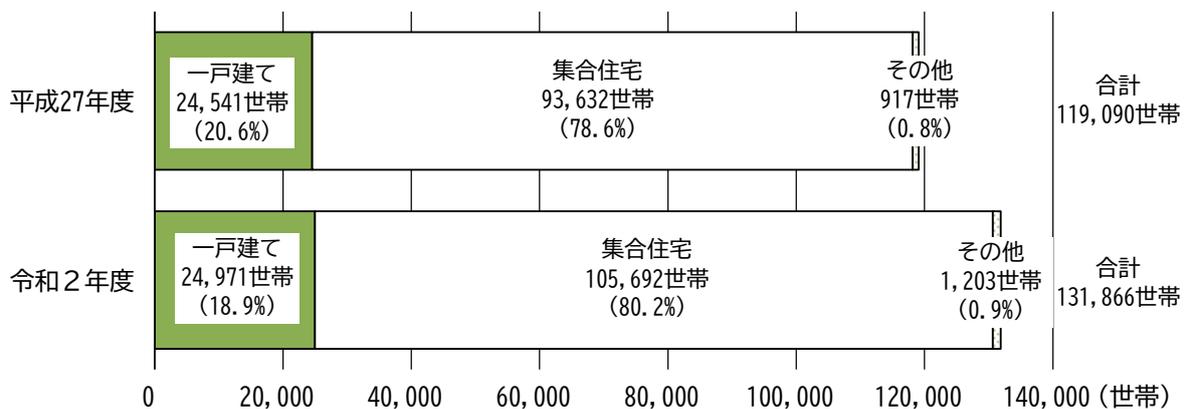
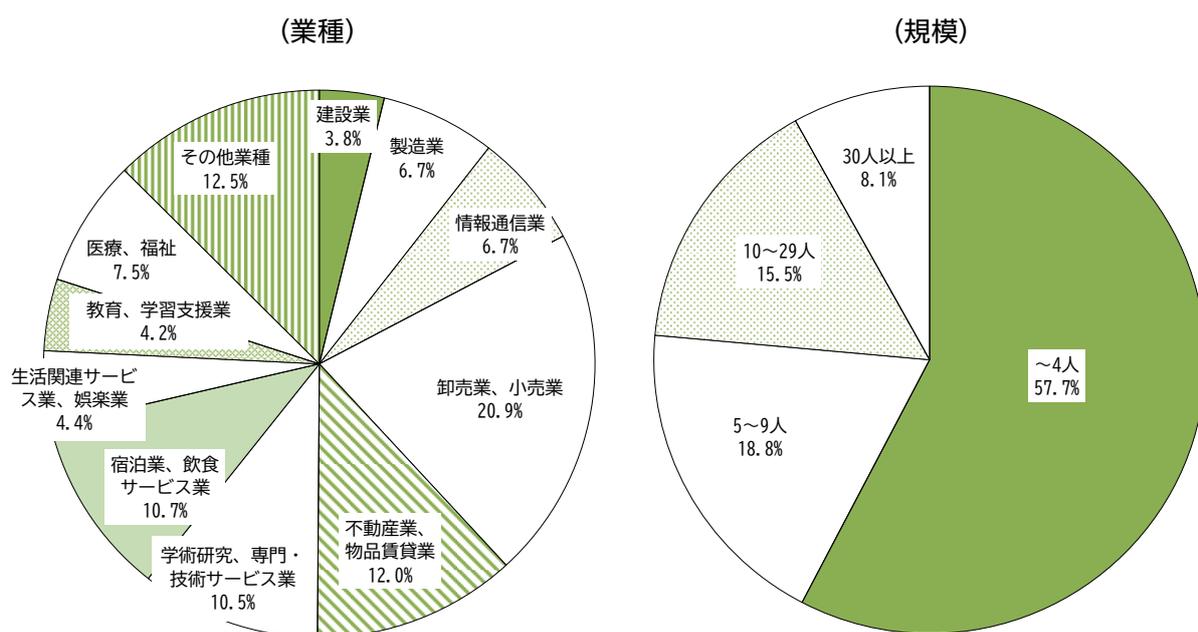


図2-5 住居形態

(出典)国勢調査

(4) 事業活動

2021(令和3)年の経済センサス活動調査報告によると、本区内の事業所の57.7%は従業者数が4人以下の事業所です。事業活動に伴って排出されるごみについては自己処理が原則ですが、排出日量50kg未満もしくは従業員20人以下の事業所に限って、例外的に有料でゴミ集積所に排出することができます。これらの事業所については、許可業者収集への移行の推進や、区収集を利用する場合においては、事業系有料ごみ処理券の貼付が徹底されるような施策を検討する必要があります。



(出典) 2021(令和3)年経済センサス-活動調査結果

図2-6 事業所の業種と規模

2.2 区民・事業者等との連携

本計画を具体的かつ効果的に遂行するためには、区民等の協力と各主体間の信頼関係の構築が不可欠です。区は、区民等が主体的にリサイクル清掃事業に参画できるよう、区民等との双方向の情報交換を図る必要があります。また、区民が安心して暮らせる循環型社会を実現するためには、地域活動団体やNPOの役割が重要です。区は、引き続き、これらの団体と協働しながらリサイクル清掃事業を推進するとともに、団体が自主的かつ積極的に活動できるよう、育成支援を行っていく必要があります。

2.3 3Rの課題

(1) 分別の徹底

2024(令和6)年度に実施した家庭ごみ組成分析調査によると、可燃ごみには紙類、びん、缶、ペットボトルなどの資源物が23.7%含まれており、分別の徹底が必要です。可燃ごみに含まれている資源物のうち、紙類が14.9%を占め、さらに紙類のうちリサイクル可能な雑がみが10.3%を占めていることから、雑がみに絞った普及啓発や排出対策について検討が必要です。

また、拠点回収品目が8.3%あり、そのうち衣類が5.0%を占めていることから、区民への意識啓発や回収量を高める取組が必要です。

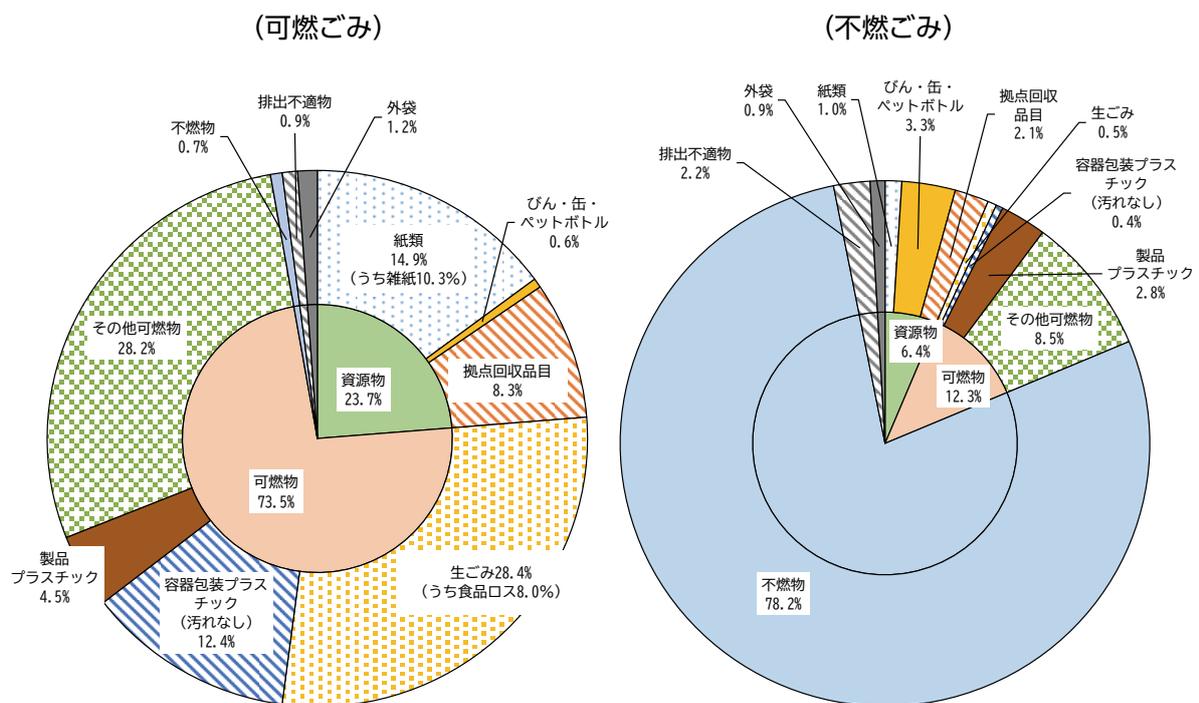


図2-7 2024(令和6)年度文京区家庭ごみ組成分析調査結果

(2) プラスチックごみの削減

区では、2025(令和7)年4月からプラスチックの分別回収を実施しています。2024(令和6)年度に実施した家庭ごみ組成分析調査によると、可燃ごみにはプラスチック分別回収の対象となるプラスチックが18.9%含まれています。プラスチック分別回収は、ごみ減量効果のほか、温室効果ガスの削減効果などの環境負荷の低減が期待されることから、プラスチック分別回収の協力率が高まるような普及啓発施策について検討する必要があります。

循環型社会を実現するためには、リサイクルよりもリデュース(発生抑制)、リユース(再使用)を優先する必要があることから、事業者・区民・区の三者が連携して脱プラスチックに取り組んでいく必要があります。

(3) 食品ロスの削減

2024(令和6)年度に実施した家庭ごみ組成分析調査によると、家庭から出る可燃ごみのうち、食べられるのに捨てられてしまう食品ロスが8.0%含まれていました。我が国は、食料の多くを海外から輸入しているため、食品の廃棄は、食品の生産や流通に伴うエネルギーを無駄遣いすることだけでなく、温室効果ガスの発生を引き起こすことにもつながります。また、世界には飢えで苦しむ人々が多数いるなど食糧不足は国際的な課題となっており、「飢餓をゼロに」がSDGsの目標2として掲げられています。このように食品ロスの削減は国際社会に共通する重要な課題となっていることから、区が取り組んでいるフードドライブやフードシェアリングサービス(食品ロス削減マッチングサービス)、ぶんきょう食べきり協力店などの食品ロスを削減する施策のさらなる普及啓発と、区民や事業者が参加しやすい仕組み作りについて検討する必要があります。

(4) 事業系ごみの減量

2024(令和6)年度の文京区のごみ量推計によると、持込ごみを含め、文京区のごみの半分以上が事業系ごみです。事業系ごみは、事業者の責任で処理するのが原則ですので、事業系ごみについても、3Rの促進等によるごみ減量施策について検討する必要があります。

2.4 適正処理の課題

(1)円滑な収集・処理

2021(令和3)年度から区収集ごみ量は減少していますが、区では2025(令和7)年4月からプラスチック分別回収を実施しているため、必要な人員や機材が増加しています。ごみや資源を円滑に収集するには人員・機材・費用の確保が必要不可欠です。また、全国各地で毎年のように災害が発生し、災害廃棄物の適正処理が問題となっています。平常時だけでなく災害時においても、排出されたごみを生活環境に影響を及ぼさないよう遅滞なく収集するとともに、まちの早期の復旧・復興に資する体制を整備しておく必要があります。

収集したごみを適正に処理するため、十分な能力を持った清掃工場等の中間処理施設を確保しておく必要があります。中間処理施設は、計画から施設整備まで長い期間を要することから、東京二十三区清掃一部事務組合や他の特別区と連携して、中間処理施設の円滑な確保が必要です。

コラム① 文京区には清掃工場がありません!

清掃工場は東京23区内に22施設ありますが、文京区には清掃工場がありません。そのため、可燃ごみは、他区にある清掃工場に運び込んで焼却処理しています。また、埋立作業が行われている新海面処分場は東京23区最後の埋立処分場です。埋立処分場の延命化を図るために、より一層のごみ減量と3Rの推進が必要となっています。

文京区の可燃ごみは、主に

- 中央清掃工場
- 港清掃工場
- 光が丘清掃工場
- 板橋清掃工場

に搬入しています。

(令和6年度)

埋立処分場は今後50年以上埋立可能と推計されているけど、限りがあるので、ごみ減量・3Rに協力してね



※江戸川清掃工場・北清掃工場は建替え中(令和8年3月現在)。
(出典：東京二十三区清掃一部事務組合「ごみれぼ2025」)

(2) ごみ処理の工程で発生する環境負荷の抑制

3R(リデュース・リユース・リサイクル)により、ごみとなるものを減らすことは、循環型社会の形成に向けて重要な取組です。また、全てのごみを資源化するなどして焼却や埋め立てるごみを出さない「ゼロ・ウェイスト」の概念も広まりつつあります。

しかし、最終的にごみとなるものを無くすことは難しく、持続的発展が可能な循環型社会の実現のためには、ごみとなってしまったものの適正処理も重要です。収集・運搬・焼却処理・埋立処分といった、ごみ処理の全工程にわたって、温室効果ガスやエネルギーの削減だけでなく、騒音や悪臭などを含めた環境負荷を抑制する総合的な努力が必要です。

(3) ごみ出しマナーの向上

ごみ出しマナーは、ごみ処理の効率に影響するばかりでなく、地域の公衆衛生や景観に対しても大きく影響します。ごみ集積所における問題は、地域社会でトラブルになる場合もあり、ごみ出しマナーの向上のために、適切な相談・指導などを行う必要があります。

(4) 事業系ごみの自己処理責任の徹底

「廃棄物処理法」や「文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」では、「事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定されており、事業所から排出されるごみは、一般廃棄物処理業者に処理委託をするなどの自己処理が原則です。区の財政負担の軽減や民間活力の育成という面からも、事業系一般廃棄物の民間処理を推進する必要があります。

(5) 小型充電式電池の収集・処理

近年、小型充電式電池を原因とするごみ収集車や処理施設での火災が増加しています。そのため、小型充電式電池や電池内蔵型の小型家電製品の安全な収集・処理に取り組んでいく必要があります。

区では、2025(令和7)年3月から小型充電式電池等の窓口回収を開始しており、適切な処理について区民に周知する必要があります。

(6) 家庭ごみ有料化の検討

家庭ごみの有料化については、ごみ減量効果があることが他自治体の事例で明らかであることに加え、多摩地域ではすべての市で実施されています。国は、「一般廃棄物処理有料化の手引き」を発行するなど、家庭ごみの有料化を推進することを明確にしています。

東京23区の清掃工場の多くが建替時期を迎えるなかで、ごみの焼却余力を確保するためにはさらなるごみ減量化が必要です。そのため、減量化対策の一つとして、家庭ごみの有料化について検討していく必要があります。検討に際しては、不法投棄や経済的負担など、区民が懸念する事項に配慮する必要があります。

コラム② リチウムイオン電池等の正しい出し方

近年、モバイルバッテリーやスマートフォンなどに使われている「リチウムイオン電池」による火災や発火事故が相次ぎ、問題となっています。環境省は2025(令和7)年4月15日にリチウムイオン電池等を市区町村が回収するよう求める方針をまとめ、通知しました。

不用となったリチウムイオン電池等は、まずは製造事業者や輸入販売事業者が回収すべきものですが、文京区も、2025(令和7)年3月3日から一般社団法人JBRCの排出協力自治体として、JBRC対象の小型充電式電池の回収を始めました。また、**区内在住者の家庭から出たもの**に限り、JBRC回収対象外の破損・膨張したリチウムイオン電池などの小型充電式電池及び小型充電式電池内蔵製品も併せて回収しています。

対象となる品目

- ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池
- モバイルバッテリー
- 小型充電式電池内蔵製品(30cm未満のもの)
(例) ハンディファン、ワイヤレスイヤホン、電子タバコ、電動歯ブラシ、シェーバー、モバイルバッテリーなど

リサイクルマーク



※回収対象品目の判断がつかない場合は、事前にお問合わせください。

対象外となる品目

- 事業所で使用していたもの
- 粗大ごみ(一辺が30cm以上のもの)
- パソコン本体
- 区外にお住まいの方のJBRC回収対象外**の電池及び小型充電式電池内蔵製品

出し方

家庭で使用された小型充電式電池は、できる限り使い切ってから、以下のとおりビニールテープで電極端子部を覆って絶縁してお出しください。



次のページに続くよ!



回収方法

区の回収を利用する場合は、小型充電式電池等回収のホームページをご覧ください。
また、2R推進イベントであるステージ・エコ開催時にも回収しています。詳細は、ステージ・エコのホームページをご覧ください。



小型充電式電池等回収 ホームページ
<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b038/p000780.html>



ステージ・エコ ホームページ
<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b038/p001035.html>



リチウムイオン電池 チラシ



ステージ・エコ チラシ



正しい方法で処分してね!

小型充電式電池(リチウムイオン電池などの二次電池)が不適切な排出方法で出され、発火する事故が発生しているよ。小型充電式電池は、誤った取り扱いで火災等が発生し、大変危険!正しい方法での処分に協力してね!

PSEマーク※が付いているものを選びとより安全だね!



赤い囲みが可燃ごみの中に出されていた「小型充電式電池」



※PSEマークとは、電気製品が電気用品安全法で定められた安全基準を満たしていることを示すマーク

コラム③ 家庭ごみ有料化をとりまく状況

全国の約6割の市町村で家庭ごみ有料化が実施されています。東京都に関しては、23区以外の26市全てで有料化を実施しています。東京都が家庭ごみ有料化を検討する背景には、廃棄物処理コストの増大や、埋立処分地がひっ迫している状況があります。

家庭ごみの有料化は、ごみの減量化はもちろん、住民のごみ問題に対する意識の向上を図り、排出量に応じたより公平な負担を求めることにつながります。

一方、23区における家庭ごみ有料化の課題としては、ごみの中間処理が東京二十三区清掃一部事務組合による23区共同処理であること、及び隣接区との越境ごみの問題や不法投棄問題などがあり、各区の理解と協調に基づく取組が欠かせません。

環境省の手引きには、家庭ごみ有料化を推進する目的として次の4点が記載されています。

- (1) 排出抑制や再生利用の推進
- (2) 公平性の確保
- (3) 住民や事業者の意識改革
- (4) その他の効果

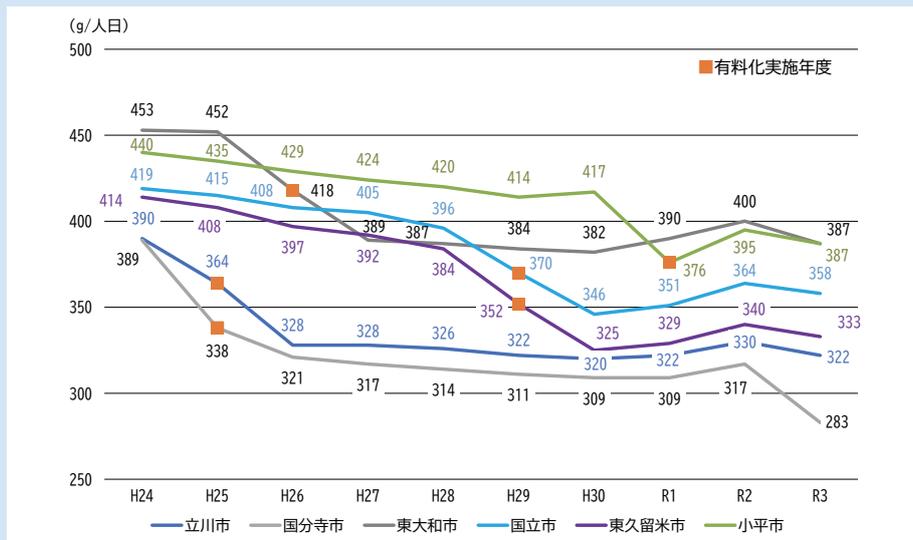
(出典：環境省 令和4年一般廃棄物処理有料化の手引き)

家庭ごみ有料化の主なメリットとデメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ排出量を削減 ●焼却施設運営費のコスト削減 ●焼却場・最終処分場の延命化 ●排出量に応じた公平な負担 ●ごみ問題に対する意識の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ●経済的な負担の増加 ●不法投棄、不適正排出 ●指定袋販売店における事務負担の増加

2012(平成24)年以降に家庭ごみ有料化を実施した東京都市部の1人1日当たりの可燃ごみ排出量の推移を見ると、概ね有料化後にごみ量が減少しています。

東京都市部の家庭ごみ有料化の実施前後の1人1日当たりの可燃ごみ排出量の変化



(出典：公益財団法人 東京市町村自治調査会 多摩地域ごみ実態調査(平成24年については、山谷修作 家庭系有料化情報 多摩地域有料化の家庭系ごみ減量効果 家庭系可燃ごみ排出原単位の推移表))

3.1 基本理念

現行計画の基本理念「区民が安心して暮らせる循環型社会の実現」は、本区が国に先駆けて行ってきた2R(Reduce(発生抑制)とReuse(再使用))を優先する考え方などを考慮して設定されました。この考え方は、計画策定後、5年が経過した現在でも、色あせるものではありません。

私たちは物質的に恵まれた豊かな暮らしを享受していますが、その陰で、大量の食品ロスを生み出し、便利に使われたプラスチックが海洋汚染を引き起こすなど、廃棄物問題が、その恩恵を享受していない人間や人間以外の生物にも影響を及ぼしており、世界的な課題となっています。

世界は、貧困、人権、平和など様々な問題に直面しています。SDGsはこのような地球規模の問題について、「誰ひとり取り残さない」という共通理念の基に掲げられたゴールとターゲットです。私たちが循環型社会を実現することは、世界につながっています。そして、私たちが享受している豊かさは、将来世代のニーズも満たすよう継承していかなければならないことは言うまでもありません。そして何よりも、循環型社会の実現は、今、文京区に生きる私たち自身のためであるということを忘れてはなりません。

以上より、基本理念及びキャッチフレーズは現行計画を引き継ぐものとします。

区民が安心して暮らせる循環型社会の実現
～私たちのために、世界のために、そして未来のために～

3.2 基本方針

区民が安心して暮らせる循環型社会を実現するため、引き続き、次の3つの基本方針に基づき事業を実施します。

基本方針1 区民・事業者・区が協働で取り組む2Rの推進

Reduce^{リデュース} (発生抑制)とReuse^{リユース} (再使用)の2RをRecycle^{リサイクル} (再資源化)に先立って推進します。2Rの基本は「断る(Refuse)^{リフューズ}」ことなので、区民・事業者が不要物を断りやすいような環境を整備するとともに、私たちのライフスタイルが、世界につながっていることなどについて普及啓発に努めます。

基本方針2 環境負荷低減効果を考慮したリサイクルの推進

2Rの取組を行った上で排出された不用物については、リサイクルを推進します。リサイクルの際には、限りある地球資源の有効活用に加え、温室効果ガスをはじめとした環境負荷の低減が世界中で取り組むべき課題となっています。したがって、区がリサイクル手法等を選択する際には、脱炭素の視点に基づいた資源循環を進めていきます。

基本方針3 安全・安心な適正処理の確保

リサイクルを行った上で排出されたごみについては、速やかに収集し、東京二十三区清掃一部事務組合において23区共同で中間処理を行ってごみを減容化した上で、東京都の最終処分場に埋め立てる必要があります。

また、災害時においても、ごみの適正処理は重要なライフラインであると認識し、非常時に備えていきます。

第4章 計画の推進体制

4.1 双方向の情報交換と区民参画

本計画を具体的かつ効果的に遂行するためには、区民等の協力と各主体間の信頼の構築が不可欠です。区は、区民等が主体的にリサイクル清掃事業に参画できるよう、区民等との双方向の情報交換を図る必要があります。そのため、引き続き現行計画に明確に位置付けられている区民参画の考え方を踏襲し、より積極的な区民参画を図っていきます。

また、区民が安心して暮らせる循環型社会を実現するためには、地域活動団体やNPOの役割が重要です。本区は、これらの団体と協働しながらリサイクル清掃事業を推進するとともに、団体が自主的かつ積極的に活動できるよう、育成支援を行っていきます。

4.2 区の推進体制

本区はリサイクル清掃部署だけでなく、全庁を挙げて本計画の推進を図ります。リサイクル清掃部署は関連する事業を行っている部署と連携しながら事業を進めます。

また、庁内のごみ減量活動等については、引き続き全部署が一体となって取り組んでいきます。

4.3 文京区リサイクル清掃審議会

「文京区リサイクル清掃審議会」は、区長からの諮問事項を審議し、その結果を答申に取りまとめることを中心に運営していますが、リサイクル清掃事業について幅広い意見を述べてもらう場でもあります。本区は審議会と連携しながら、円滑な事業展開を図っていきます。

4.4 PDCAサイクルによる進捗管理

本計画では、計画策定(Plan)⇒施策実施(Do)⇒施策評価(Check)⇒見直し(Action)というPDCAサイクルにより、毎年度、計画の進捗状況を管理していきます。評価に当たっては、区収集ごみ量や区内の事業所から発生する持込ごみ量などの行政データを把握し、活用します。

また、必要に応じて基礎調査(ごみ排出についての実態調査やアンケート調査)を行います。

区民の意見を幅広く施策に反映するため、これらのデータを参考に、文京区リサイクル清掃審議会で審議し、評価します。

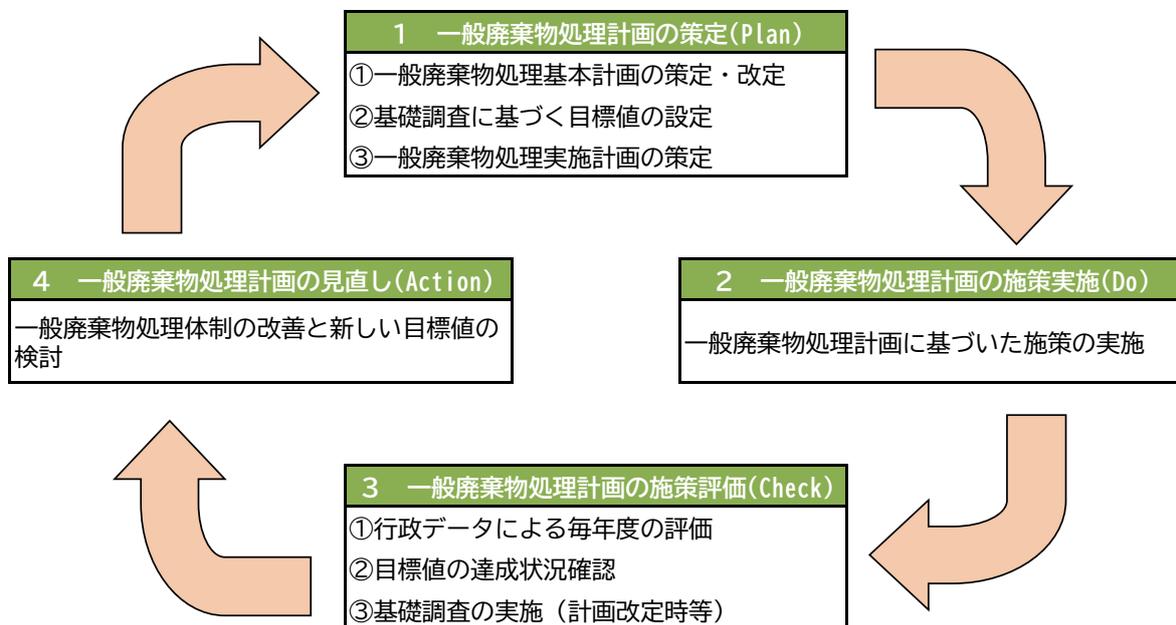


図4-1 PDCAサイクル

5.1 2024(令和6)年度のごみ・資源量の推計

2024(令和6)年度に実施した「文京区一般廃棄物処理基本計画中間年度見直しに係る基礎調査報告書」と行政データなどから推計した2024(令和6)年度のごみ・資源量の推計を表5-1に示します。表5-1の左側は年間ごみ・資源量を表したものの、右側は家庭系について人口で除し、1人1日当たりのごみ・資源量をグラムで表したものです。

表5-1 2024(令和6)年度のごみ・資源量の推計

		年間ごみ・資源量(t/年)			1人1日当たりの 家庭系の量 (g/人日)
		家庭系	事業系	合計	
ごみ	区収集可燃ごみ	25,299	12,790	38,089	295.0
	区収集不燃ごみ	772	440	1,212	9.0
	粗大ごみ	1,294	—	1,294	15.1
	持込ごみ	—	18,159	18,159	—
	合計	27,365	31,389	58,754	319.1
資源	拠点回収(行政回収)	203	—	203	2.4
	集積所回収	8,821	—	8,821	102.9
	集団回収	3,236	—	3,236	37.7
	粗大ごみ資源化	417	—	417	4.9
	店頭回収(自主回収)	64	—	64	0.7
	新聞販売店回収	44	—	44	0.5
	自家処理	78	—	78	0.9
	事業系リサイクル	—	22,059	22,059	—
	合計	12,863	22,059	34,922	150.0

5.2 現状の排出量で推移した場合のごみ量の予測

(1)人口推計

区では、2024(令和6)年度～2027(令和9)年度を期間とする『「文の京」総合戦略』の策定に際して、将来人口を推計しています。推計は5年ごとの値のため、その間の年は人口が直線的に推移すると仮定します。

表5-2 人口推計

単位(人)

		区推計人口			本計画の人口推計※
		区人口推計	区人口推計の補間値	令和6年度を1とした係数	
実績	令和5年度	229,653	229,653		
推計	令和6年度		232,923	1.0000	234,956
	令和7年度		236,193	1.0140	238,255
	令和8年度		239,463	1.0281	241,553
	令和9年度		242,733	1.0421	244,852
	令和10年度	246,003	246,003	1.0562	248,150
	令和11年度		247,881	1.0642	250,045
	令和12年度		249,760	1.0723	251,940
	令和13年度		251,638	1.0803	253,835
	令和14年度		253,517	1.0884	255,729
	令和15年度	255,395	255,395	1.0965	257,624

※2024(令和6)年度は実績値。各年度10月1日現在。

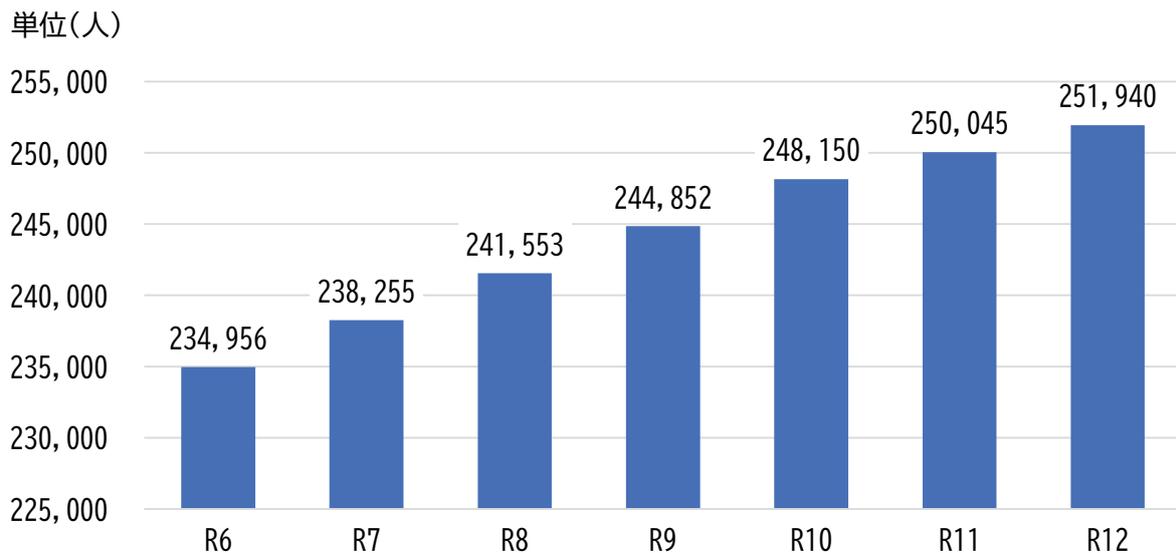


図5-1 人口推計

(2) 現状の排出量で推移した場合のごみ量の推計

表5-1で推計した2024(令和6)年度のごみ量と表5-2で推計した人口を基に、以下の方法で、2030(令和12)年度のごみ量を推計しました。

- ①家庭系ごみ：1人1日当たりのごみ量は変わらず、人口の増減で変化すると仮定した。
- ②事業系ごみ：2024(令和6)年度のごみ量で推移すると仮定した。

表5-3 現状の排出量で推移した場合のごみ量の推計

単位(t/年)

	家庭系				事業系				合計
	可燃	不燃	粗大	小計	可燃	不燃	持込	小計	
令和6年度	25,299	772	1,294	27,365	12,790	440	18,159	31,389	58,754
令和12年度	27,128	828	1,388	29,343	12,790	440	18,159	31,389	60,733

※表の数値については、端数処理のため、内訳と合計が一致しない場合があります。

5.3 現行計画の目標達成状況

現行計画では、2つの基本指標で進捗を管理し、ごみ量と資源量について数値目標を設定しました。2024(令和6)年度の目標値と実績値を比較すると、基本指標1の区民1人1日当たりの総排出量については、目標値857g/人日に対して実績値は833g/人日で、目標を達成しています。基本指標2の区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量については、目標値319g/人日に対して実績値は319g/人日で、目標を達成しています。

表5-4 現行計画の目標達成状況

単位(g/人日)

目標値		年度	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R12
基本指標1	区民1人1日当たりの総排出量	目標値		924	900	875	857	837	747
		実績値	958	897	882	847	833		
基本指標2	区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量	目標値		347	337	327	319	310	269
		実績値	358	361	347	333	319		

5.4 減量目標達成後のごみ量

本計画では、第6章第1節で示す基本指標1及び基本指標2の目標値を数値目標として表5-5のように設定します。減量目標を達成した場合の最終年度のごみ量は表5-6に示すとおりです。

表5-5 本計画の数値目標

単位(g/人日)

		令和6年度 (推計値)	令和12年度 (最終目標値)
基本指標1	区民1人1日当たりの総排出量	833	731
基本指標2	区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量	319	257

表5-6 減量目標達成後のごみ量

単位(t/年)

	家庭系				事業系				合計
	可燃	不燃	粗大	小計	可燃	不燃	持込	小計	
令和6年度	25,299	772	1,294	27,365	12,790	440	18,159	31,389	58,754
令和12年度	21,670	723	1,221	23,614	11,319	388	16,525	28,232	51,846

※表の数値については、端数処理のため、内訳と合計が一致しない場合があります。

コラム④ 62gのごみ減量とは？

2030(令和12)年度に、区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量を257g(基本指標2の最終目標値)にするためには、**区民1人1日当たり62g**のごみを減らす必要があります。

62gの目安

取組例 ①	もらわないようにするもの			資源回収に出せるもの		
	レジ袋 (L1枚) 5g	割り箸 4g	プラスチック製 スプーン・フォークなど 8g	ポスティング チラシ (1枚) 16g	お菓子の 空き箱 (1個) 25g	トレイ (1枚) 4g
取組例 ②	使う量を減らせるもの			牛乳パック		
	食品ラップ (30×40cm) 4g	ペットボトル (500ml) 24g	ティッシュ ペーパー (4枚) 4g	牛乳パック (1ℓ) 30g		
個別の 取組例	〇〇して減量に取り組む(個別例)					
	食品ロス削減レシピ等の活用		詰替商品を利用		水切りの徹底	
	皮つきポテト フライ ジャガイモ (中160g)の皮 21g	ピーマンの肉詰め 4個(種・ワタ付) ピーマン(中36g) の種・ワタ部分 16g	ボトル容器69g(480ml) 詰替用12g(340ml) 重さの差 57g	ティーバッグを 絞る(2個) 25g(水分)		

※製品によって重さが異なる場合があります。

62gの目安って、これくらい
なんだね!
毎日続けて減らしていくこと
が大切だよ♪



本計画の目標を達成するためには、毎年度の進捗管理が重要です。進捗状況を管理するために「基本指標」と「モニター指標」という2種類の指標を用いています。基本指標は、具体的な数値目標を設定し進捗状況を管理する指標です。モニター指標は、具体的な数値目標は設定しませんが、毎年度その推移を把握する指標です。

6.1 基本指標

(1) 基本指標と目標値

引き続き、次の2つの基本指標で進捗状況を管理します。

表6-1 基本指標

基本指標1	区民1人1日当たりの総排出量(g/人日)
基本指標2	区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量(g/人日)

基本指標1「区民1人1日当たりの総排出量」は、区が処理に関与するごみ・資源の総量を区民1人1日当たりの量に換算したものです。リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)、民間ルートでのリサイクル(資源の店頭回収、新聞販売店回収、事業系ごみのリサイクルなど)の結果として減少します。本計画ではごみ減量を図るとともに、資源についても2Rを優先する観点から、これを基本指標として位置付けます。

基本指標2「区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量」は、家庭から排出される収集ごみ量の合計を区民1人1日当たりの量に換算したものです。リデュース・リユースに加えて、分別徹底の効果を測る指標となることから、基本指標として位置付けます。

基本指標の目標値を表6-2に示します。

表6-2 本計画の数値目標(表5-5の再掲)

単位(g/人日)

		令和6年度 (推計値)	令和12年度 (最終目標値)
基本指標1	区民1人1日当たりの総排出量	833	731
基本指標2	区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量	319	257

(2) 進捗の管理方法

進捗状況の管理に使用するデータを表6-3に示します。これらの数値を使用して、年度ごとに基本指標を算定し、最終目標年度の目標値と比較することで進捗状況を管理します。

表6-3 進捗状況を管理するための行政データと仮定値

基本指標の算定式		総排出量=W1+W2+W3+W4+R1
		家庭ごみ排出量=(W1×A)+(W2×B)+W3
算定に使用するデータ	行政データ	W1 区収集による可燃ごみ量
		W2 区収集による不燃ごみ量
		W3 粗大ごみ量
		W4 持込ごみ量
		R1 区が収集もしくは関与する家庭系リサイクル量 (集団回収、集積所回収、拠点回収、粗大ごみ資源化分の合計値)
	仮定値(※)	A 区収集による可燃ごみに占める家庭ごみの割合66.4%
	B 区収集による不燃ごみに占める家庭ごみの割合63.7%	

※家庭ごみ排出原単位調査等による推計値(一般廃棄物処理基本計画の改定や大きな分別変更があった時点で実施する。区で実績を把握できないため、新たに調査を実施するまでの間、固定値とする。)

6.2 モニター指標

モニター指標は、ごみ量に関する指標、環境負荷に関する指標、コストに関する指標として、毎年度、その推移を把握します。各指標の具体的な内容は、表6-4のとおりです。

表6-4 モニター指標

ごみ量に関する指標	家庭系リサイクル率
	事業系ごみ量
	事業系リサイクル率
環境負荷に関する指標	最終処分量
	収集車両のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量
コストに関する指標	人口1人当たり年間処理経費
	ごみ・資源1t当たり年間処理経費

6.3 PDCAサイクルによる進捗評価の概要

表6-5にPDCAサイクルによる進捗評価の概要を示します。毎年度、行政データを用いて担当部署による点検・評価を行いながら、文京区リサイクル清掃審議会で審議します。また、必要に応じて基礎調査(ごみ排出についての実態調査やアンケート調査)を実施し、ごみの組成割合や区民1人1日当たりのごみの排出量、区民や事業者の意識・意向等を把握しながら点検・評価を行っていきます。

表6-5 PDCAサイクルによる進捗評価の概要

頻度	毎年度	一般廃棄物処理基本計画改定時
点検・評価の方法	行政データや各施策の執行状況や達成状況などを基に実施します。	ごみの組成割合や区民1人1日当たりのごみ量、区民や事業者の意識・意向等についての調査を実施します。
点検・評価の主体	担当部署による点検・評価を基本とし、文京区リサイクル清掃審議会で議論します。	
点検・評価の項目	<ul style="list-style-type: none"> ●基本指標 区民1人1日当たりの総排出量(g/人日) 区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量(g/人日) ●モニター指標 家庭系リサイクル率(%) 事業系ごみ量(万t/年) 事業系リサイクル率(%) 最終処分量(t/年) 収集車両のエネルギー消費量(GJ/年) 収集車両の温室効果ガス排出量(t/年) 人口1人当たり年間処理経費(円) ごみ・資源1t当たり年間処理経費(円) 	<ul style="list-style-type: none"> ●左記に次の項目を追加します。 ごみ・資源のフロー 家庭系収集ごみ量 事業系収集ごみ量 ごみへの資源物の混入量 区が収集・関与するリサイクル量 区民の意識・意向 事業者の意識・意向 新たな施策の環境負荷評価 新たな施策のコスト評価
見直し・改善の方法	一般廃棄物処理実施計画に反映します。	一般廃棄物処理基本計画に反映します。
情報公開	区民に対して情報公開します。	

7.1 重要施策

1 食品ロス削減推進計画

(1) 計画の背景

国内では、まだ食べることができる食品が生産・製造・販売・消費の各段階において、日常的に廃棄され大量の食品ロスが発生しています。その量は、年間約464万t(2023(令和5)年度農林水産省推計)であったとされています。一方で、食料自給率は38%(2023(令和5)年度カロリーベース)で、その多くの食料を輸入に依存しています。

世界では、人の消費のために生産された食料のおよそ3分の1が廃棄され、一方で、飢えや栄養不良で苦しんでいる人々は約7.3億人いると推計されています。このような背景のもと、国際的にはSDGsにおいて、2000(平成12)年度と比較して2030(令和12)年度までに世界の食品ロス発生量を半減するという目標が掲げられています。

国では、「第五次循環型社会形成推進基本計画」(2024(令和6)年8月閣議決定)において、家庭系食品ロス量の2030(令和12)年度の目標値として2000(平成12)年度と比較して食品ロス発生量を半減すると設定しています。また、2025(令和7)年3月に、「食品ロスの削減に関する基本的な方針」が変更され、家庭系食品ロスについては、2030(令和12)年度を待たず早期達成を目指し、総合的に取組を推進するとしています。

東京都では、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく「東京都食品ロス削減推進計画」を2021(令和3)年3月に策定し、2000(平成12)年度の食品ロス発生量約76万tと比較して、2030(令和12)年度に半減、最終目標年度である2050(令和32)年度には実質ゼロにすることを掲げています。

本区では、2024(令和6)年度に実施した「文京区一般廃棄物処理基本計画中間年度見直しに係る基礎調査報告書」において、家庭系可燃ごみの8.0%が食品ロスと推計されており、ごみ減量の視点からも区内での食品ロスの削減が重要です。

これらを踏まえ、「文京区食品ロス削減推進計画」について、過去5年間の事業実績と状況変化をまとめ、今後5年間の事業実施に必要な修正を行うものです。



写真：今回の調査で確認できた直接廃棄(手つかず)の食品等

(2) 基本指針

食品ロスを削減するためには、区民・事業者・区の各主体がその重要性を理解し、食品をつくってくれた方の思いを忘れず、ライフスタイルや事業活動を変えていくことが必要です。そのため、本区では食品ロス削減を推進するため基本的な指針を次のように設定します。

**一人ひとりが食品ロスを減らす大切さを理解し、行動する
～明るく楽しく果敢に取り組む、食ロス対策～**

(3) 目標値の設定

① 区の食品ロスの現状

2024(令和6)年度に実施した家庭ごみ組成分析調査では、可燃ごみの中では、生ごみが最も多く28.4%でした。食品ロスは8.0%で、内訳は、直接廃棄(手つかず)が3.6%、直接廃棄(使い残し)が1.1%、食べ残しが3.3%でした。生ごみに占める割合は、直接廃棄(手つかず)が12.5%、直接廃棄(使い残し)が4.1%、食べ残しが11.8%でした。

直接廃棄(手つかず)の品目別割合は、野菜、果物、肉、魚などの生鮮食品が約3割を占めていたほか、菓子やレトルト・インスタント食品、調味料といった比較的長く保存できる食品も2割以上含まれていました。

また、賞味期限前に直接廃棄された食品が1割以上ありました。

食品の廃棄や食べ残しが環境に及ぼす影響についての意識を高めることが重要です。また、保存方法やレシピの工夫などにより食材を上手に食べきる取組の拡大が求められます。

表7-1 可燃ごみ・生ごみに占める食品ロスの割合

	可燃ごみに占める割合	生ごみに占める割合
直接廃棄(手つかず)	3.6%	12.5%
直接廃棄(使い残し)	1.1%	4.1%
食べ残し	3.3%	11.8%
食品ロス小計	8.0%	28.4%
その他生ごみ(調理くずなど)	20.3%	71.6%
合計	28.4%	100.0%

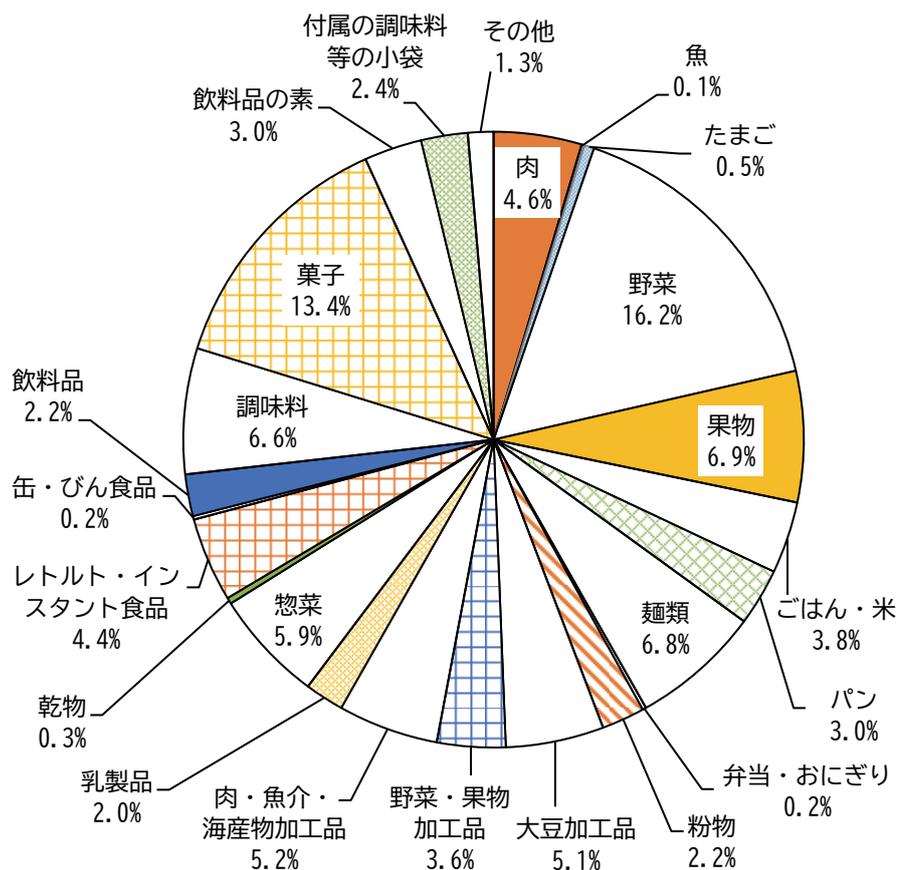


図7-1 直接廃棄の内訳(品目別)

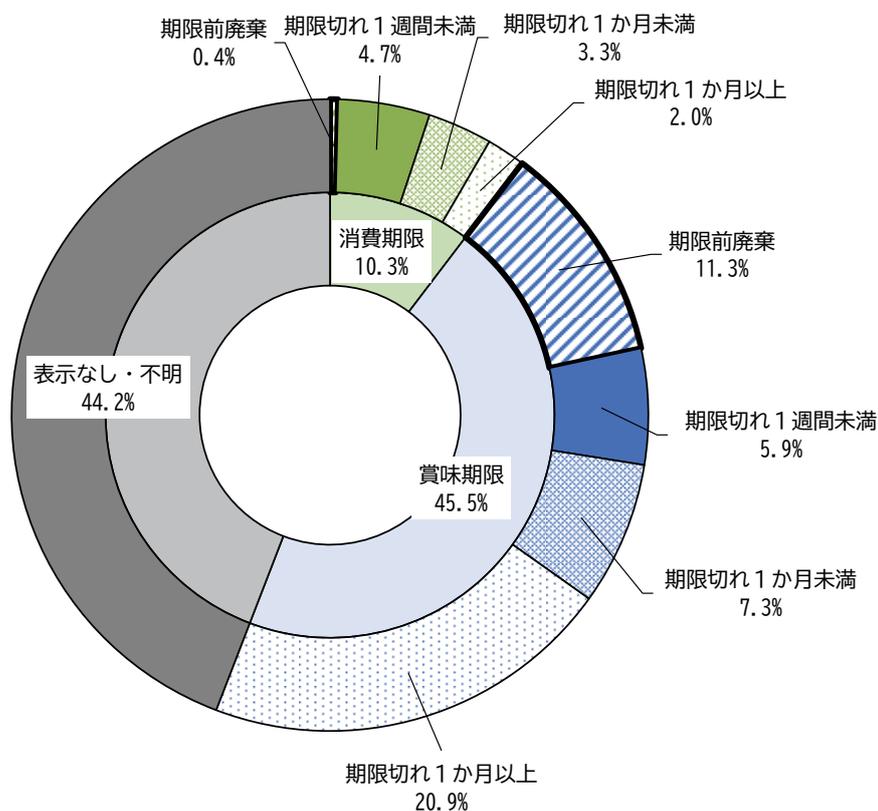


図7-2 直接廃棄の内訳(廃棄時期別)

②目標値の設定

東京都では、「東京都食品ロス削減推進計画」(2021(令和3)年3月策定)において、2000(平成12)年度の食品ロス発生量約76万tと比較して、2030(令和12)年度に半減、最終目標年度の2050(令和32)年度に実質ゼロにするとしています。2022(令和4)年度の都内の食品ロス発生量は31.7万tと推計されており、2022(令和4)年度時点では、2030(令和12)年度の目標を達成しています。

本区では、2024(令和6)年度の家ごみとして排出された食品ロスの量を、区民1人1日当たり23.8gと推計しています。現行計画では、最終年度の2030(令和12)年度に19.4g/人日为目标値として設定していますので、引き続き、この目標値を目指します。

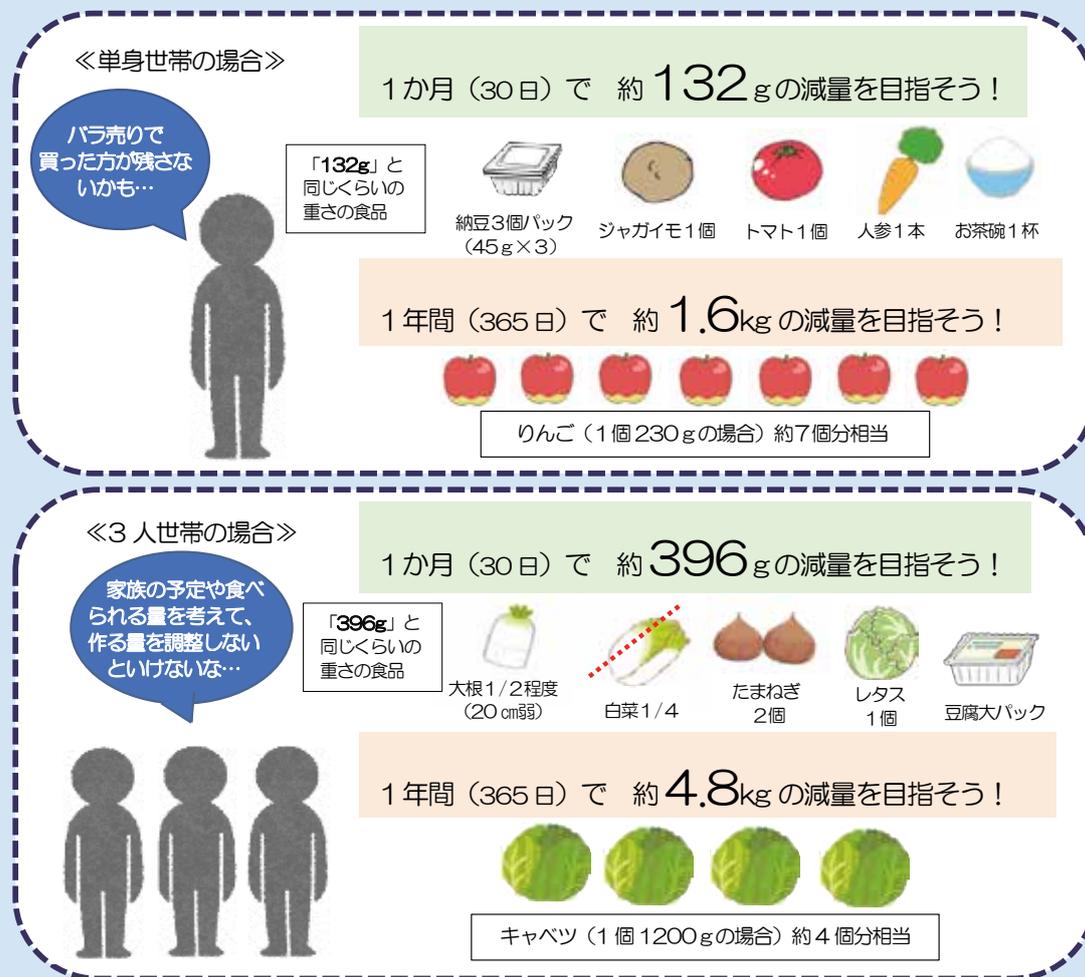
また、事業系食品ロスについても、国及び東京都と協力し、家庭系食品ロスと同程度の削減を目指します。

表7-2 家庭系食品ロスの発生量の目標値

	令和元年度 (推計値)	令和6年度 (推計値)	令和12年度 (最終目標値)
区民1人1日当たりの 家庭系食品ロスの発生量(g/人日)	24.3	23.8	19.4
削減率(令和元年度比)	—	—	20.0%

コラム⑤ 食品ロス1人1日4.4gの減量のために

2030(令和12)年度に、区民1人1日当たりの家庭系食品ロスの発生量を19.4g(家庭系食品ロスの発生量の最終目標値)にするためには、**区民1人1日当たり4.4g**の食品ロスを減らす必要があります。



※季節や天候などにより重さが異なる場合があります。

日本の食品ロス量の約半分は、家庭から発生しているんだよ。
4人世帯の場合、毎年約6万円相当の食品を捨てていると見積もられているんだ。
つまり、食品ロスを削減すると、1か月当たり約5千円の節約につながるんだって。その分、他のことにお金を使うことができるね。
食品ロス削減は、地球にもお財布にもやさしいんだね♪

(資料: 2023(令和5)年9月 東京都「東京食品ロス0(ゼロ)アクション」より作成)



(4) 進捗管理

① 基礎調査等

毎年度の施策の進捗状況を文京区リサイクル清掃審議会に報告し、その内容について幅広い意見を求めていきます。

2030(令和12)年度の計画改定に向けて、2029(令和11)年度に家庭ごみ組成分析調査、区民アンケート調査及び事業所アンケート調査を実施し、食品ロス削減の進捗状況を踏まえ、計画改定に反映することとします。

国は、概ね5年を目途に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の見直しを検討する予定であり、国や東京都の方針を反映することとします。

② 指標

食品ロスを削減するためには、一人ひとりの地道な努力が必要です。そのため、進捗状況を評価する指標として、区民の食品ロス削減に関する認知度・取組等に関する項目を設定し、中間年度見直しのために実施した2024(令和6)年度における区民アンケート調査の目標値を次のように設定しました。前回調査と比較して、フードドライブと「ぶんきょう食べきり協力店」については認知度が上がっていますが、食品ロスの発生頻度や食品ロスを減らすために行っている行動については減少しています。

食品ロスを削減するためには区民一人ひとりの意識を高め、行動を促す必要があります。そのため、2030(令和12)年度の指標を次のように設定しました。

表7-3 区民の認知度・取組等を評価する指標

質問	選択肢		令和元年度 調査	令和6年度 調査 (中間)	令和11年度 調査 (最終)	
「食品ロス」はどのくらいの頻度で出ますか。	ほとんど出ない	目標値		60.0%	60.0%	
		実績値	52.3%	50.5%		
「食品ロス」を減らすために日頃から行っていることはありますか。	買いすぎない	目標値		80.0%	80.0%	
		実績値	73.1%	72.1%		
	料理を残さない	目標値		70.0%	70.0%	
		実績値	62.3%	56.2%		
	冷蔵庫などをこまめにチェックする	目標値		60.0%	60.0%	
		実績値	50.7%	47.7%		
	料理を作りすぎない	目標値		40.0%	40.0%	
		実績値	30.3%	24.8%		
	食材を無駄なく使う	目標値				70.0%
		実績値			61.2%	
小容量・使い切りサイズを買う	目標値				50.0%	
	実績値			41.5%		
区が実施しているフードドライブ*についてご存知でしたか。	知っていた	目標値		30.0%	30.0%	
		実績値	11.3%	16.7%		
「ぶんきょう食べきり協力店」*をご存知でしたか。	知っていた	目標値		30.0%	30.0%	
		実績値	4.7%	6.4%		
フードシェアリングサービス(食品ロス削減マッチングサービス)*をご存知でしたか。	知っていた	目標値			30.0%	
		実績値		5.9%		

※フードドライブとは

家庭で余っている食品を持ち寄り、広く地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付するボランティア活動のことです。

※ぶんきょう食べきり協力店とは

本区では「たべものにありがとう、ごちそうさま。」を合言葉に、小盛りメニュー、量り売りやばら売りなど、食べ残し対策に取り組む店舗を「ぶんきょう食べきり協力店」として登録し、ホームページやリーフレット等で区民に取組を紹介しています。

※フードシェアリングサービス(食品ロス削減マッチングサービス)とは

区内の飲食店舗等において期限間近や予約のキャンセルなどで廃棄となりそうな食品を割引価格でWebサイト上などに出品し、お得に食品を購入したい消費者とマッチングするサービスです。

また、区内の宿泊・飲食サービス業について食品ロスを削減するための取組の2030(令和12)年度の指標を次のように設定しました。

表7-4 区内の宿泊・飲食サービス業(※)の取組を評価する指標

質問	選択肢		令和6年度調査	令和11年度調査 (最終)
「食品ロス」についてどのような取組を実施していますか。	食材を買いすぎない	目標値		80.0%
		実績値	70.6%	
	作りすぎない	目標値		70.0%
		実績値	64.7%	
	食材の在庫をこまめにチェックする	目標値		60.0%
		実績値	56.9%	
	ごはんの量を調整して提供している	目標値		40.0%
		実績値	37.3%	
	食べ残した料理の持ち帰りに対応している	目標値		40.0%
		実績値	33.3%	
	小盛りメニューを提供している	目標値		40.0%
		実績値	31.4%	
	区の『ぶんきょう食べきり協力店』に登録している	目標値		20.0%
		実績値	13.7%	
宴会時の食べきり(3010運動)を推奨している	目標値		10.0%	
	実績値	5.9%		

※宿泊・飲食サービス業は、従業員数20人以下の事業所を対象としている。

(5) 具体的な施策

区の率先した食品ロス削減の取組の推進

- 職員の食品ロス削減に向けた普及啓発の実施

食品ロス削減を促進するための仕組み作り

- フードバンク*と連携した食品の再利用
- フードドライブの拡充
- 事業者や大学と連携した3R推進・普及活動
- 区内店舗との連携体制の強化(ぶんきょう食べきり協力店、フードシェアリングサービス(食品ロス削減マッチングサービス))

情報収集と普及啓発

- ぶんきょう食べきり協力店の紹介
- フードシェアリングサービス(食品ロス削減マッチングサービス)の普及啓発
- 特性に応じた多様な普及啓発の推進
- 文京ecoカレッジ*の開催
- 各種イベントでの普及啓発の実施

*フードバンクとは

まだ食べられるにもかかわらず様々な理由で処分されてしまう食品を、生活困窮者などに届ける活動及びその活動を行う団体です。

*文京ecoカレッジとは

区のリサイクル清掃事業や環境問題への理解を深めながら循環型社会や3Rについて学習する講座を「文京ecoカレッジ」として開催しています。

(6) 計画の推進体制

食品ロスの削減は、区民及び従業者の一人ひとりがライフスタイルを見直し、事業者が事業活動の転換をしていくことによって成し遂げられるものです。そのため、区ではリサイクル清掃課のみならず、消費生活、産業振興、環境、福祉・保健、教育の各部署と情報を共有し、連携を密にして施策に取り組みます。

(7) 区民・事業者・区の行動指針

① 行動指針

食品ロスを削減していくためには、区民・事業者・区の三者ができることから実施する必要があります。そのほか、事業者には、従業者・区民等が取り組みやすい環境を整備する取組が必要です。

また、本区には、区民・事業者・区の三者が協働して取り組めるような仕組作りや、情報提供などの役割が求められています。

以上のことから、各主体の行動指針を次のように設定します。

表7-5 各主体の行動指針

区民		一人ひとりが食品ロスを減らすことの重要性を理解し、行動するように努めます
事業者	一般事業者	従業者が食品ロスの削減に取り組みやすい環境作りに努めます
	食品事業者・飲食店等	区民等が食品ロスの削減に取り組みやすい環境作りに努めます
	従業者	一人ひとりが食品ロスを減らすことの重要性を理解し、行動するように努めます
区		自ら食品ロスの削減に積極的に取り組みます
		区民・事業者の食品ロス削減を促進するための仕組みを作ります
		情報を収集し、区民・事業者への普及啓発を行います

②区民行動計画

区民は、食品ロスを減らすため、ライフスタイルにおいて、次のように取り組みます。

○情報収集・学習

- ・国や世界の食料事情など、食品ロスを巡る状況を学習します。
- ・区の食品ロスについて学習します。
- ・食品ロスに関する講習会や料理教室などに参加します。

○食品の購入

- ・「賞味期限」と「消費期限」について正しい知識を持ちます。
- ・買物は賞味期限の近いものから購入します(てまえどり)。
- ・買物の前には、冷蔵庫内をチェックするなど、計画的に必要な分だけ買物をします。
- ・フードシェアリングサービス(食品ロス削減マッチングサービス)を活用します。

○食品の保存

- ・定期的に冷蔵庫内を確認し、適切な保存と食材を使い切るようにします。
- ・災害時用食料の備蓄については、「ローリングストック法^{*}」で行います。
- ・使い切れない食品でまだ食べられるものは知人に譲る、フードドライブに提供するなどして活用します。

○調理

- ・使いかけの食材から使っていきます。
- ・食べる分だけ作るように心がけます。
- ・残ったものはリメイクレシピを活用し食べきる工夫をします。
- ・野菜の皮などは必要以上に捨てないようにし、食べられる部分はできる限り無駄にしないように調理します。

○食事・外食

- ・食べ物への感謝の気持ちを忘れずに、食べられる量だけ取り分け、残さず食べます。
- ・外食時は食べられる量だけ注文します。
- ・外食する際は、食品ロス削減に取り組む飲食店や「ぶんきょう食べきり協力店」を積極的に利用します。
- ・料理が残ってしまった場合、外食事業者の説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲で持ち帰ります。
- ・宴会を行う場合は、「3010運動^{*}」を実践します。

コラム⑥ 賞味期限と消費期限を正しく理解しよう

食品の期限表示は、「賞味期限」と「消費期限」の2種類あります。その違いを正しく理解して、買物や保存等を行っていきましょう。

また、表示されている期限にかかわらず、一度開封した食品は早めに食べきりましょう!

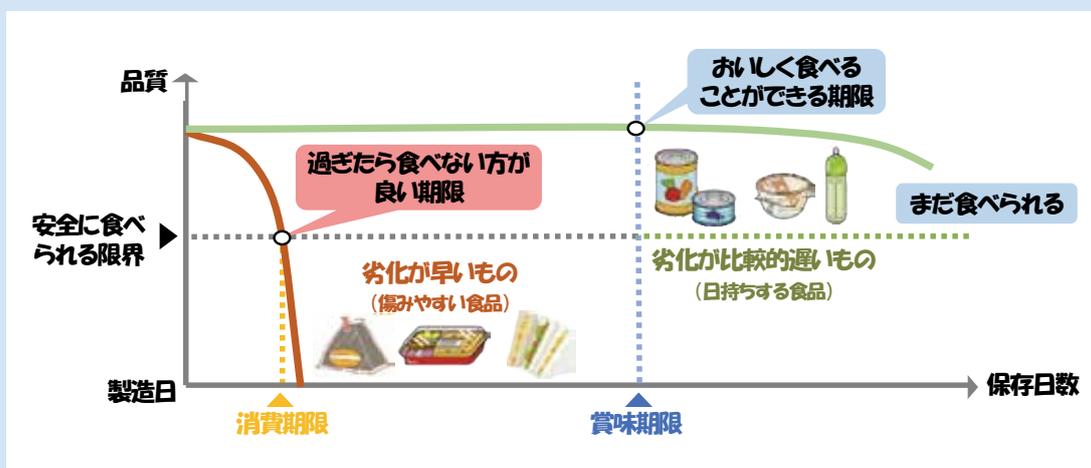
賞味期限

袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、表示の「年月日」まで、「**品質が変わらずにおいしく食べられる期限**」のことです(日持ちする食品に表示されています)。製造から3か月以上もつものは「年月」で表示することもあります。

賞味期限が過ぎても、すぐに廃棄せずに自分で食べられるかを判断することも大切です。

消費期限

袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、表示の「年月日」まで「**安全に食べられる期限**」のことです(痛みやすい食品に表示されています)。



(資料：農林水産省ホームページ「消費期限と賞味期限」より作成)

賞味期限と消費期限のイメージ図

コラム⑦ 家庭から発生する食品ロスを減らすには



残さず食べよう

- **作りすぎない**
食べきれぬ分だけ作りましょう。家族の予定や食べられる量を確認し、少なめに作って、足りないようなら常備菜をプラスするのもおすすめです。
- **リメイクレシピで食べきる**
作りすぎて残ってしまったら、次の日の食卓にリメイクレシピで一品追加しましょう。レシピをいくつか用意しておくことで食品ロスを防げるだけでなく、料理のレパートリーも増えます。



使いきれぬ分だけ買おう

- **特売などで買いすぎない**
買物前には冷蔵庫内を確認し、できれば事前に献立を考え、必要なものを必要な分だけ購入するようにしましょう。冷蔵庫内をスマートフォンで撮影しておくことで、買物時に確認できて便利です。
- **冷蔵庫や収納庫の在庫を使いきる**
在庫一掃の日を決めて、冷蔵庫や家にあるもので料理を作って食べきりましょう。



食材をムダなく使おう

- **野菜などの皮や茎まで捨てずに調理**
野菜の皮は栄養豊富です。必要以上にむきすぎず、食べられる部分は自分に合った方法でムダなくおいしく調理しましょう。煮出してスープに、炒めてきんぴらに、油で揚げておつまみにしたり、果物は皮ごと冷凍しジュースにしたりしてもおいしくいただけます。



食品の保存

- **適切な保存**
食材に合わせて適切に保存しましょう。食材の名前と日付を記入するなど、ひと目で分かるように整理しておくことで、使い忘れをなくせます。
- **冷凍保存**
肉や魚、野菜などは冷凍できます。野菜は細かく切ったり、肉や魚は小分けにしたりして冷凍保存すると使いやすく便利です。



その他できること

- **ぶんきょう食べきり協力店の利用**
外食するときは、ぶんきょう食べきり協力店を積極的に利用しましょう。
- **フードドライブの活用**
どうしても使い切れない食品はフードドライブを活用しましょう。

フードドライブにご協力をお願いします!

文京区では、リサイクル清掃課窓口での回収やイベント回収のほか、文京区にお住まいで、食品をリサイクル清掃課へ持っていきのが困難な方には、自宅訪問受取サービスを実施しているよ。



③事業者行動計画

区内の事業者は、食品ロスを減らすため、事業活動について、次のように取り組みます。

○一般事業者・従業者

- ・社員食堂や従業者等の昼食などで、区民と同様の取組を行います。

○食品事業者

- ・高齢者や単身世帯の増加に対応するため、小分け商品を採用します。
- ・賞味期限・消費期限が近いものは、消費者にお得感をもって購入してもらうための工夫を行います。
- ・特定の日に消費するものは、予約購入制など需要に応じた販売を行い、消費者に活用してもらいます。

○飲食店

- ・小盛りメニューなど、客層に応じた量を提供する工夫をします。
- ・宴会メニューなどは、顧客と相談して量を決めます。
- ・宴会では、「3010運動」を働きかけます。
- ・ぶんきょう食べきり協力店に登録します。
- ・フードシェアリングサービス(食品ロス削減マッチングサービス)に登録します。

※ローリングストック法とは

普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が備蓄されている状態を保つための方法です。

※3010(さんまるいちまる)運動とは

宴会時などにおける食べ残しを減らすためのキャンペーンで、開始の30分、最後の10分は皆で料理をしっかりと食べきる時間を設けることです。

コラム⑧ 事業所から発生する食品ロスを減らすには

日本の食品ロスの約半分は、食品関連事業者から出ています。食品ロスの要因を把握し、各事業所でできる対策や取組を進めていきましょう。

規格外食材や流通できなかつた食材の活用

食べられるにもかかわらず、見た目が悪かったり、収穫時や自然災害で傷ついたりしているなどの理由で、規格外のため廃棄されてしまう食材を有効活用する方法を考えてみましょう。

製造時に食品ロスにしない工夫

食品の製造時においても、新たな食品に生まれ変わらせるリサイクルより、発生の抑制(リデュース)が優先されます。包装技術の利用や日持向上剤の使用などにより、鮮度保持や賞味期限を延長することで食品を長持ちさせたり、消費者が無駄なく使えるよう個包装にしたりするなど、様々な工夫を考えてみましょう。

商習慣の見直し

「3分の1ルール^{*}」などの商習慣を見直し、無駄な廃棄を減らしましょう。

※3分の1ルールとは

食品の流通において、賞味期限がある程度しっかり確保された商品を店頭に並べるために作られたものです。例えば、製造日から数えて6か月先が賞味期限の食品の場合、最初の2か月以内に卸業者は小売店に納品する必要があります。3分の1の期限が過ぎた食品が流通から除外されるため、食品ロスの一因とされています。

需要に見合った販売等の推進

例えば節分の恵方巻など、季節やイベントなどに合わせて大量に生産された食品が売れ残り、廃棄され、食品ロスにつながります。需要に見合った製造や受注販売、消費者に予約購入を促すなどの啓発をしていきましょう。

消費者への情報提供・啓発

ぶんきょう食べきり協力店に登録するなど、企業が食品ロスに取り組んでいることを宣言したり、消費者が食材を購入した後も、おいしく食べきるための情報を発信したりしていきましょう。また、フードシェアリングサービスを活用し、食品の廃棄を減らしましょう。

飲食店での食べきり等の工夫

小盛りメニューなど要望に応じた量を提供したり、宴会メニューは客と相談して量を決めたりするなど、工夫しましょう。また、宴会では、最初の30分と最後の10分は皆で食べる時間を設ける「3010(さんまるいちまる)運動」を働きかけ、食べ残しが出ないようにしましょう。



環境省3010運動普及啓発用三角柱POP

2 プラスチックごみの削減の推進

(1) 計画の背景

プラスチックは日常生活の様々な場面で大きな役割を果たしています。

しかし、河川から海に流出したプラスチックごみに絡まって動けなくなったウミガメや海岸に打ち寄せられる膨大なプラスチックの映像がメディアで取り上げられ、世界中の人々の関心事になっています。

また、プラスチックが紫外線や波で断片化されてできるマイクロプラスチック(通常、直径5mm以下のプラスチックと定義)は、目には見えにくいものの、食物連鎖を通して生物の体内に入り込み、多くの海洋生物の生死に影響を与えていると推測されています。これらの影響は、食物連鎖の頂点に立つ人類にも無関係であるとは考えられず、最終的には人間の健康や経済活動へも損失を及ぼすこととなります。

この問題を解決するため、2019(令和元)年のG20大阪サミットでは、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050(令和32)年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。

2022(令和4)年に開催された第5回国連環境総会再開セッションにおいて、海洋プラスチック汚染をはじめとするプラスチック汚染対策に関する法的拘束力のある国際文書(条約)について議論するための政府間交渉委員会を立ち上げる決議が採択され、各国政府の交渉が行われているところです。

我が国においては、2019(令和元)年5月、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。この戦略では、基本原則として「3R+Renewable(再生可能資源への代替)」を掲げ、重点戦略として、リデュース(発生抑制)等、リサイクル、再生材バイオプラスチック、海洋プラスチック対策などが掲げられています。

2022(令和4)年4月、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、区には、家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化について、努力義務が課せられました。そこで、本区では同年10月から翌年2月まで、一部地域でプラスチック分別回収モデル事業を実施し、分別回収を実施する上での課題等を整理、検証しました。ご協力いただいた地域住民の方々からは、分別回収に対し前向きな意見等を頂戴することができました。また、2023(令和5)年7月開催の文京区リサイクル清掃審議会においても、プラスチック分別回収事業の実施について諮問を行い、分別回収を進めることが適当であるとの答申を得ました。

このような背景を踏まえ、2025(令和7)年4月、本区では、区内全域において、プラスチック分別回収を開始しました。

(2) 基本指針

プラスチックごみ問題を解決するためにはリデュースが基本であり、例えばマイバッグを持参してレジ袋を買わないなど、プラスチックをできるだけ使わない取組を最優先する必要があります。そして、飲食店等で使い捨てのプラスチックを勧められても断る(Refuse)ことや、プラスチック以外の再生可能な資源を使っている製品に見直すことなども重要です。その上で、発生したプラスチックについては、分別回収を通じてリサイクルを推進することも必要です。

そのため、本区ではプラスチックごみの削減を推進するため基本的な指針を次のように設定します。

プラスチックの使用を減らすライフスタイルへの転換

コラム⑨ ライフスタイルを見直す～「断る(Refuse)」勇気と「参加する」勇気～

2020(令和2)年7月1日より全国でスタートした「プラスチック製買物袋(レジ袋)の有料化」ですが、今では「マイバッグでお買物」が浸透していると感じられます。2024(令和6)年度に実施した区民アンケート調査では、家庭で行っているごみ減量の取組として「マイバッグの利用」と回答した割合が82.5%と非常に高く、多くの区民が取り組んでいます。同様に「不要なものは受け取らない」も52.9%と高い割合になっています。一方、「リサイクルショップ・リユースサイトの利用」12.9%、「フリーマーケットの利用」5.5%、「使わない食品はフードドライブに提供する」2.7%と、何かに参加する行為は低い割合となっています。

何かに「参加する」には、「探す」「登録する」「申し込む」等いくつかのステップを踏む必要があり、ハードルが高く感じられ、興味があっても踏み出せない人が多いのではないのでしょうか。

「参加する」は「断る(Refuse)」より一歩踏み込んだ勇気が必要なのかもしれません。

「不必要なものはもらわない」ことでごみを増やさない、「必要がなくなったものは必要な人へとバトンタッチする」ことでごみになるものを減らす。自分に必要のないものでも、誰かにとっては必要なものはきっとたくさんあるはずです。

少しだけ勇気を出して参加してみましよう!

お家にある小さくなった洋服や、遊ばないおもちゃ。誰かが使ってけるとうれしいな!



(3) 目標値の設定

国の「プラスチック資源循環戦略」(2019(令和元)年5月策定)では、2030(令和12)年までにワンウェイプラスチック*を累積25%排出抑制し、容器包装プラスチックの6割をリユース又はリサイクルするなどを目標として掲げています。

また、このような中、本区では、2024(令和6)年度に家庭ごみとして排出されたプラスチックの量を、ペットボトル、汚れのあるもの、複合品、ごみ袋として使用されたプラスチック袋を含めて区民1人1日当たり64.6gと推計しています。ここから、2025(令和7)年4月から実施しているプラスチック分別回収により、これまで可燃ごみとして処分してきたプラスチックのうちの35%をリサイクルするとともに、発生抑制により2024(令和6)年度を基準に毎年約2%削減していくことで、2030(令和12)年度には2019(令和元)年度の59.3gと比較して約3分の1を削減し、39.5g/人日とすることを目指します。

さらに、事業系プラスチックについても、国及び東京都と連携し、家庭系プラスチックと同程度の削減を目指します。

※ワンウェイプラスチックとは

いわゆる「使い捨て」のプラスチックで、通常、一度使用した後に、その役目を終えるプラスチック製品のことをいいます。

表7-6 家庭系プラスチックごみ発生量の目標値

	令和元年度 (推計値)	令和6年度 (推計値)	令和12年度 (最終目標値)
区民1人1日当たりの プラスチックごみの発生量(g/人日)	59.3	64.6	39.5
削減率(令和元年度比)	—	—	33.4%

コラム⑩ プラスチックごみ25.1gの減量のために

2030(令和12)年度に、区民1人1日当たりのプラスチックごみの発生量を39.5g(家庭系プラスチックごみ発生量の最終目標値)にするためには、**区民1人1日当たり25.1g**のプラスチックごみを減らす必要があります。身近なプラスチックがどのくらいの重さがあるか把握するところから始めましょう。

レジ袋 (Lサイズ) (39×49cm) 5g	お弁当箱 (蓋つき) (23×17×4cm) 14g	豆腐容器 (180g) 7g	プラスチック スプーン 4g	ペットボトル (500ml) 24g
				
スナック菓子の袋 (21×18cm) 6g	ラーメン袋 (17×14cm) 1g	食品ラップ (30×40cm) 4g	食品トレイ (20×10cm) 4g	ボディウォッシュ ボトル容器 (530ml) 45g
				
カップ麺容器 (14×8cm) 6g	プラスチックカップ (蓋つき)・ストロー 13g+1g	プラスチック ハンガー 40g	プラスチックカップ 20g	
				

プラスチック製品の利用を減らすとともに、きちんと分別して出すことも大切だね。令和7年4月からプラスチックを分別回収しているよ。協力してね!



1日25.1gの減量。お昼のお弁当に繰り返し使えるお弁当箱を利用すると約14g、水筒を持っていくと約24gのプラスチックごみ削減になるね!



(4) 進捗管理

毎年度の施策の進捗状況を文京区リサイクル清掃審議会に報告し、その内容について幅広い意見を求めていきます。

2030(令和12)年度の計画改定に向けて、2029(令和11)年度に家庭ごみ組成分析調査、区民アンケート調査及び事業所アンケート調査を実施し、プラスチックごみ削減の進捗状況及びプラスチックごみ削減に関する認知度や取組等を踏まえ、計画に反映することとします。

(5) 具体的な施策

区の率先したプラスチックごみ削減の取組の推進

- 職員のプラスチックごみ発生抑制行動の推進
- 区が主催する会議におけるペットボトル飲料の提供自粛

プラスチックごみ削減を推進するための仕組み作り

- 東京都と連携した事業系プラスチック対策

情報収集と普及啓発

- 事業系プラスチックの排出実態の把握
- 事業用大規模建築物の所有者への指導・啓発
- 事業用中規模建築物の所有者への指導・啓発
- 先進的な取組事例の紹介
- 特性に応じた多様な普及啓発の推進

プラスチック分別回収の推進

- プラスチック回収量の増加
- 回収するプラスチックの品質向上

コラム⑪ プラスチック分別回収を実施しています!

ごみの減量化と温室効果ガスの排出削減など地球環境への負担軽減を図るため、2025(令和7)年4月からプラスチックを資源として分別回収しています。文京区では、リサイクル可能なプラスチックは全てリサイクルしています。「プラスチック製容器包装」及び「プラスチック製品」は、プラスチック(資源)の日にお出しください。

資源として回収するプラスチック

◆プラスチック製容器包装(プラマークが付いているもの)



ボトル・キャップ類、カップ・パック類、チューブ類、トレイ(皿型容器)類、
食品や日用品の袋類、発泡スチロール・緩衝材など



◆プラスチック製品(一辺の長さが30cm未満で、全てプラスチックでできているもの)

ハンガー、バケツ、洗面器、スプーン・フォーク・ストロー、ケース類、コップ、クリーニングの包み、歯ブラシ、虫かごなど

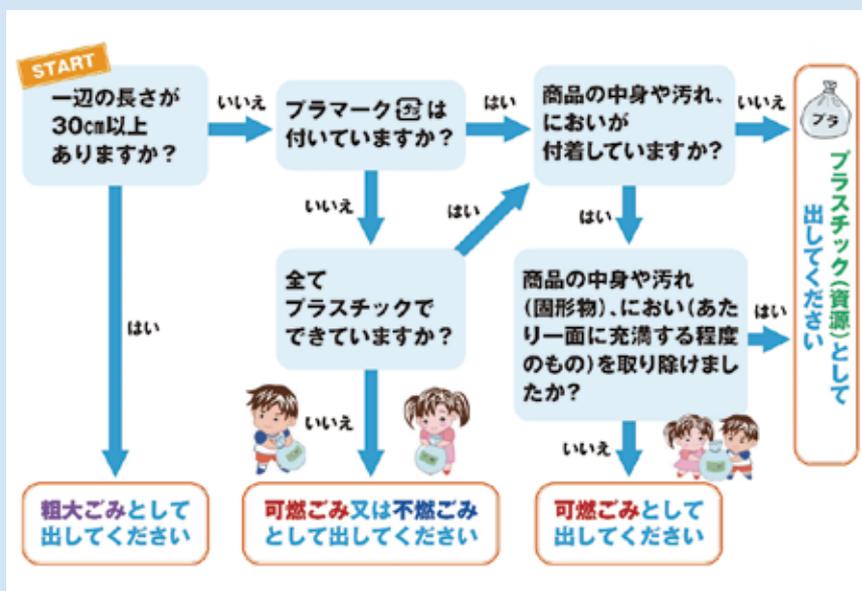


資源として出せないもの

軽くすすいでも汚れが付着しているもの、一辺の長さが30cm以上あるもの、プラスチック以外の素材が付いているもの、刃物類・発火の危険があるもの、在宅医療などで使用した注射器・点滴用具等、小型充電式電池(二次電池)・小型充電式電池内蔵製品。

ペットボトル本体は、ペットボトル(資源)の日に出してください。

プラスチック(資源)の見分け方



次のページに
続くよ!



プラスチック(資源)の出し方

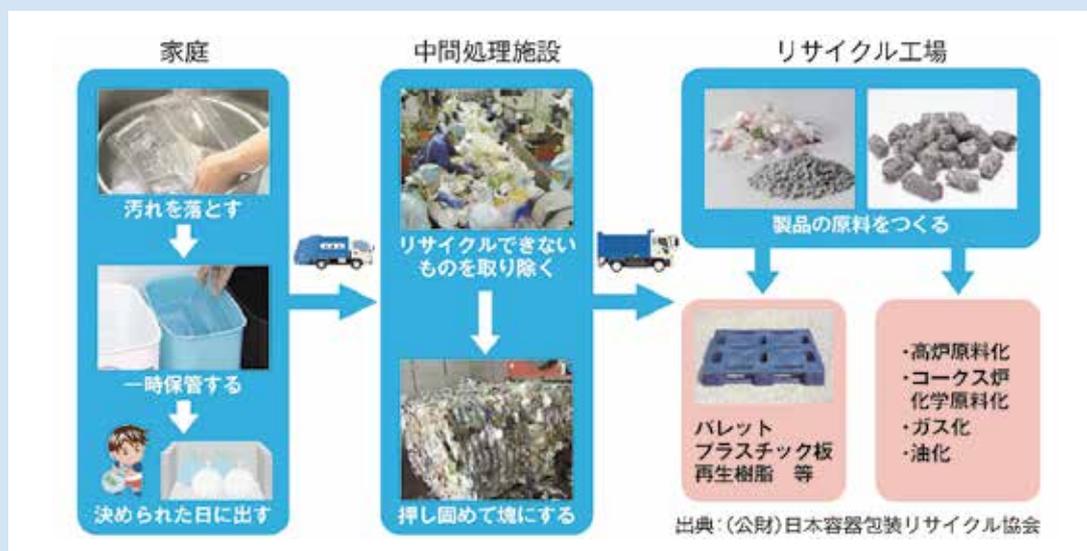
- 中身を残さないで使い切り、汚れがあれば水でさっとすすいで落としてください。
- プラスチックを畳んだり、重ねたりすることで、かさばらずにまとめることができます。
- 袋は二重にしないでください。
- 中身が識別できるように、透明又は半透明のビニール袋に入れて、回収日の朝8時までに集積所に出してください。

回収したプラスチックのゆくえ

プラスチック以外のリサイクルの流れはP.71

リサイクル手法には、マテリアルリサイクルとケミカルリサイクルがあります。(リサイクル手法は、年度ごとに(公財)日本容器包装リサイクル協会が行う入札により決定)

- ①マテリアルリサイクル：プラスチックを原材料として再利用する方法
[代表例]パレットやプラスチック板に作り替える
- ②ケミカルリサイクル：化学的に分解し、元の化学物質に戻して再利用する方法
[代表例]ガス化によるアンモニア製造



質の高いリサイクルに向けて

プラスチック(資源)の回収量は、区民の皆様のご協力のおかげで順調に推移しています。今後は、さらに質の高いリサイクルを目指して、正しく分別していく必要があります。

プラスチックとしてリサイクルできない可燃ごみや不燃ごみなど(残渣)が混じっていると、きれいなプラスチックが汚れてしまうなどによりリサイクルできる量が減ってしまいます。質の高いプラスチックを回収するため、正しく分別して残渣を減らしていく必要があります。

(公財)日本容器包装リサイクル協会では、品質水準把握と品質向上を目的として「品質調査」を実施しています。汚れや異物の混入が多かった自治体には改善することが求められますが、改善が見られない場合は、協会から引取を拒否されることもあります。適切にリサイクルのため、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

プラスチック分別回収 ホームページ(分別方法の動画はこちら)
<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b038/p000794/index.html>



(6) 区民・事業者・区の行動指針

① 行動指針

プラスチックごみ削減を推進するためには、区民・事業者・区の三者ができることから実施する必要があります。そのほか、販売事業者にはプラスチックを使わない製品を販売すること、飲食店等には使い捨てのプラスチック食器類をプラスチック以外に代替するなどの取組が求められます。

また、区には、自ら率先してプラスチックごみ削減に取り組むとともに、東京都と協働した事業系プラスチック対策や情報提供などの役割が求められています。

以上のことから、各主体の行動指針を次のように設定します。

表7-7 各主体の行動指針

区民		不要なプラスチックは断る・見直すように努めます
事業者	一般事業者	プラスチックを代替できる備品や消耗品の購入に努めます
	販売事業者	プラスチックを代替できる商品の販売促進に努めます
	飲食店等	使い捨てプラスチックの使用の見直しに努めます
	従業者	不要なプラスチックは断る・見直すように努めます
区		脱プラスチックに取り組みます
		東京都と協働して事業系プラスチック対策に取り組みます
		情報を収集し、区民・事業者への普及啓発を行います

② 区民行動計画

区民は、プラスチックごみ削減のため、次のように取り組みます。

○ 情報収集・学習

- ・プラスチックが環境に及ぼす影響等を学習します。
- ・プラスチックごみ削減のための具体的な方法について情報を収集します。

○ プラスチックごみ削減の実践

- ・飲食店等で使い捨てのスプーンやフォークなどを断ります。
- ・外出時には、マイボトルやマイストロー、マイ箸などを持参します。
- ・マイバッグを持参して、不要なレジ袋を断ります。
- ・飲み物を買うときは、なるべくびんや缶を選びます。
- ・詰め替え製品を選択し、プラスチックごみを削減します。

○プラスチック分別回収への協力

- ・対象品目をプラスチック(資源)の日に排出します。
- ・汚れたプラスチックやプラスチック以外のものが混入しないようにします。

○適正な排出

- ・プラスチックごみが散乱することがないように、防鳥ネットを用い適正に排出します。
- ・街の美化運動などプラスチックごみの散乱を防止する運動に参加します。

③事業者行動計画

区内の事業者は、プラスチックごみ削減のための事業活動として、次のように取り組みます。

○一般事業者・従業者

- ・備品や消耗品の購入に際しては、プラスチックを使用していない製品を選びます。
- ・プラスチックを使用した製品を購入する場合には、生分解性プラスチックやバイオマスプラスチックなど環境性能が認められた製品を選ぶように努めます。
- ・マイボトルやマイカップを使って、使い捨てプラスチック製品を使わないようにします。
- ・社員食堂等では使い捨てのプラスチック食器類を廃止します。
- ・イベント等における使い捨てプラスチック製品の使用を見直します。
- ・従業者は、区民と同様の取組を実施します。

○販売事業者

- ・プラスチック以外の再生可能な資源を使っている製品を取り扱い、消費者の選択肢を広げます。
- ・使い捨てのスプーンやフォークなどは、希望する人だけに渡します。
- ・環境への影響を考慮した上でバイオマスプラスチックを使用します。
- ・包装のサイズを適正化して、プラスチックの過剰な使用を減らします。

○飲食店等

- ・お弁当は何回も使える弁当箱やプラスチック以外の容器で販売します。
- ・使い捨てのプラスチック食器類をやめて、紙製や繰り返し使えるものにします。

コラム⑫ 進化した水筒～マイボトルを持って出かけよう！～

最近、マイボトルを持ち歩く人を多く見かけるようになりました。マイボトルは、二酸化炭素排出量やペットボトルの削減など環境問題に対してだけでなく、飲料代の節約や保冷・保温効果があることもメリットが大きいです。特に近年の猛暑では、いつでもどこでも水分補給できるマイボトルは、熱中症対策に有効です。文京区でも、区有施設にマイボトル用給水機の設置を進めています。

マイボトルブームといえるほど様々な水筒が販売され、その機能も進化を遂げています。

保冷・保温時間が長い

冷たい・温かい時間が約6～8時間ほど持続するので、最適な温度を長時間楽しめます。

お手入れが簡単

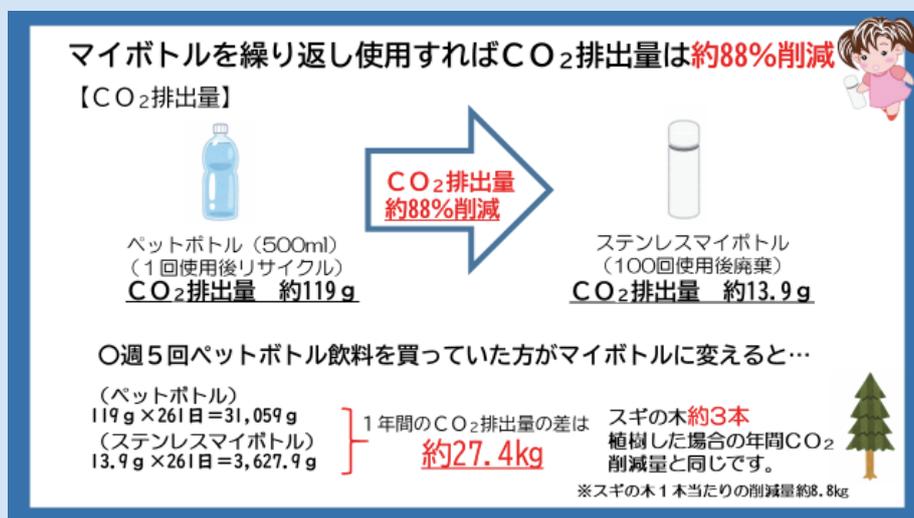
水筒は毎日のように使うもの。衛生面でも、お手入れが簡単なのは非常に重要です。食洗機対応の水筒もあります。

炭酸飲料OK

今までNGだった炭酸飲料を入れることができる水筒が販売されています。どこでも冷たい炭酸飲料を楽しめます。

スポーツドリンクOK

熱中症対策に効果的なスポーツドリンクですが、塩分で水筒がサビる恐れがありました。現在は、スポーツドリンクを入れることができる水筒が販売されています。



(出典：2011(平成23)年4月 環境省「リユース可能な飲料容器およびマイカップ・マイボトルの使用に係る環境負荷分析について」)

いろんな水筒があるね。
マイボトルでお出かけするのが
楽しくなりそう!



マイボトル用給水機 ホームページ

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b038/p007540.html>

7.2 施策の体系

目標達成のための具体的施策について、施策の体系を項目ごとにまとめました。

1 区民を対象とした 普及啓発・協働の推進

- (1) 情報の提供
- (2) イベント等の開催や環境学習の場の提供
- (3) 地域活動団体等との連携

2 事業者を対象とした 普及啓発・協働の推進

- (1) 情報の提供
- (2) 事業者との連携

3 家庭系の3Rの推進

- (1) リデュース（発生抑制）の推進
- (2) 生ごみ減量活動の推進
- (3) モノを長く使うライフスタイルの促進
- (4) リユース（再使用）の推進
- (5) 集団回収の推進
- (6) 資源回収の推進

4 事業系の3Rの推進

- (1) 大規模・中規模事業所の3R推進
- (2) 小規模事業所の3R推進
- (3) 区の率先した取組の推進

5 適正処理の推進

- (1) 適正な収集体制の維持
- (2) 区で収集しない廃棄物への対応
- (3) 適正排出の推進
- (4) 事業系ごみの自己処理の促進
- (5) 中間処理・最終処分
- (6) 災害時の対応
- (7) 感染症発生時の対応

6 運営管理体制の充実

- (1) 双方向の情報交換と区民参画
- (2) 国等への要望
- (3) 行政内部での連携
- (4) 処理費用負担の検討
- (5) 情報の公開

7.3 個別施策

項目ごとに、主な施策をまとめました。

1 区民を対象とした普及啓発・協働の推進

循環型社会の実現に向けて、発生抑制をはじめとした3Rや適正処理の推進を図るためには、区民一人ひとりがごみ減量や資源化に対して主体的に取り組み、意識を高めていく必要があります。

本区は、区民に対して、ごみ・資源の分別やリサイクル方法などの情報を的確に伝えるとともに、地域活動団体等との協働や環境学習の場の提供を通して、効果的な普及啓発に取り組みます。

(1) 情報の提供

区民は、様々な年代やライフスタイルで生活しています。区民に対して、ごみの減量や3Rに関する情報を的確に伝えていくためには、それぞれの特性に応じた多様な手法を活用する必要があります。

本区は、区報・啓発紙・ホームページなど従来の広報媒体に加え、世の中の状況を見据えながら、SNS(LINE等)を活用して、幅広い年齢層や外国人住民に対しての周知・啓発を行います。

①「ごみと資源の分け方・出し方」作成・配布

- ・概ね3年ごとに全戸配布版を作成・配布します。
- ・増加する外国人住民への対応として、多言語化等の必要な措置を講じます。

②区報・チラシ・CATVでの周知・啓発

- ・区設掲示板や「Bーぐる」を活用し、3Rや適正処理に関する啓発記事やイベント・講座等の様々な情報の周知を行います。

③啓発紙「Bunkyoごみダイエット通信」の発行

- ・3Rの方法やリサイクルの現状、先駆的な取組の紹介等を区民に伝えるための啓発紙を発行します。

④児童向けパンフレット作成・配布

- ・子どもの頃からごみや資源について関心を持ってもらうため、児童を対象にしたごみ分別等に関するパンフレットを作成し、ふれあい講座やイベント等で配布します。

⑤キャラクターの活用

- ・既存のキャラクターを活用しながら、年齢や性別などを問わないキャラクターの作成を必要に応じて検討します。

⑥リサイクル推進協力店^{*}の紹介

- ・店舗の取組を各種広報媒体を活用して区民に紹介します。

⑦ぶんきょう食べきり協力店の紹介

- ・店舗の取組を各種広報媒体を活用して区民に紹介します。

⑧事業者による自主回収の情報提供

- ・拡大生産者責任の原則により実施される、小型充電式電池や携帯電話などの事業者による自主回収について、区民への情報提供に努めます。

⑨ホームページ・SNS(LINE等)の活用

⑩チャットボット^{*}による「ごみ分別案内サービス」

- ・ごみの分別や収集等、区民からのごみに関する簡単な質問に迅速に回答するため、区ホームページやLINE上で24時間365日自動応答します。
- ・多言語化等、区民の利便性向上に資する機能の導入を検討します。

⑪廃棄物処理施設見学会の周知

- ・東京23区の清掃工場や中防処理施設等の見学会の周知を行います。

※リサイクル推進協力店とは

各種資源の回収、生活用品の修理などといった3R活動に積極的に取り組む店舗等を「リサイクル推進協力店」として登録し、ホームページやリーフレット等で区民に取組を紹介することで、小売業等におけるリサイクル活動の拡大及び区民のリサイクル意識の向上を図ります。

※チャットボットとは

人工知能(AI)を活用した「自動会話プログラム」のことです。

(2) イベント等の開催や環境学習の場の提供

ごみの減量は、区民の意識とそれに伴う日々の行動の結果、実現できるものであり、区民に対して様々な機会を捉えた普及啓発や動機付けが必要になってきます。

本区は、区民の3Rや清掃事業への理解・関心を深めるため、フリーマーケットや施設見学会などのイベントを開催するほか、環境・リサイクル分野の専門家による講演や体験・出張講座などを行うことで、区民が家庭や地域でできるごみ減量の取組を推進します。そのほか、区の他部署によるイベントにおいても普及啓発を行うことで、普段、ごみへの関心が薄い区民に対しても3R意識の向上が期待できます。

また、次代を担う子どもたちが正しい分別方法やごみ減量のための取組について学び、環境に配慮した生活習慣を身に付けられるよう、区内小学校等での環境学習を行います。

①文京エコ・リサイクルフェアの開催

- ・リサイクル・環境活動団体等による展示やリサイクル工作、区民によるフリーマーケットなどを開催します。
- ・出展団体の拡大や体験型のブースなど、魅力や賑わいの創出に努めます。

②ステージ・エコ(フリーマーケット等)の開催

- ・区民によるフリーマーケットのほか、社会貢献活動(各種資源の回収)や3R活動等のブースを設置します。

③文京ecoカレッジの開催

- ・区のリサイクル清掃事業や環境問題への理解を深めながら循環型社会や3Rについて学習する講座を「文京ecoカレッジ」として開催します。

●リサイクル推進サポーター養成講座

- ・3R推進・啓発活動に取り組む人材を育成するための環境問題に関する講座や施設見学

●夏休みリサイクル見学会

- ・リサイクル施設等への見学会

●モノ・フォーラム

- ・3R活動等の有識者を招いた講演会

●エコ先生の特別授業

- ・エコや環境の専門知識を有した講師を出張派遣し、3R実践のコツ等を学ぶ出前講座

●生ごみ減量塾

- ・家庭での生ごみ減量及び堆肥化を通じて、リサイクルへの理解を深める講座

●エコ・フッキング[※]教室 (※「エコ・フッキング」は、東京ガス(株)の登録商標です。)

- ・生ごみの発生抑制や環境に配慮した食生活について学ぶ講座

●親子環境教室(環境政策課実施)

- ・親子で動植物、天気や地球温暖化等の環境について学ぶ講座

●環境ライフ講座(環境政策課実施)

- ・環境保全に対する啓発活動を担う人材を育成する講座

④集団回収実践団体バス見学会の開催

⑤ふれあい講座(区内小学校・幼稚園等)の実施

- ・児童対象の環境学習の場として、清掃体験実習車を活用した講座

⑥児童向けパンフレット作成・配布(再掲)

⑦各種イベントでの普及啓発の実施

- ・環境問題や3Rに関するクイズや体験学習等の実施

⑧子ども服無料頒布会

- ・回収した再使用可能な子ども服を無料頒布することでリユース(再利用)の促進を図るとともに、モノを長く使うライフスタイルを促進するために開催する子ども服の無料頒布会
- ・民間事業者と連携し、頒布機会のさらなる確保を検討します。

コラム⑬ ごみ減量への近道～生ごみの水切りにご協力を～

文京区の家庭から出る可燃ごみの約3分の1が「生ごみ」です。生ごみの水分量は、約80%といわれています。生ごみの水を切ることでごみの減量へとつながります。文京区では、家庭から出る生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機及びコンポスト化容器の購入費用の一部を補助しています。

水切りのメリット

- 臭いの軽減…水分は嫌な臭いの原因になります。しっかり水を切れば、生ごみの臭いの発生を抑えることができます。
- CO₂排出抑制…生ごみが燃えやすくなるため、二酸化炭素発生量が削減でき、燃やす時間と経費の削減にもつながります。

例えば、文京区の生ごみ量は年間約7千tと推計されているから、みんなが生ごみを『ギュッ!』とひと絞りして、生ごみの重さを10%減らせば…
年間約5,400万円のごみ処理経費が削減されるよ♪



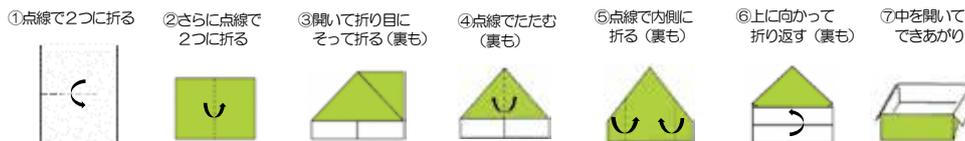
(資料：令和6年度文京区家庭ごみ組成分析調査、文京区のリサイクルと清掃事業2025(令和6年度事業実績)のデータを基に試算)



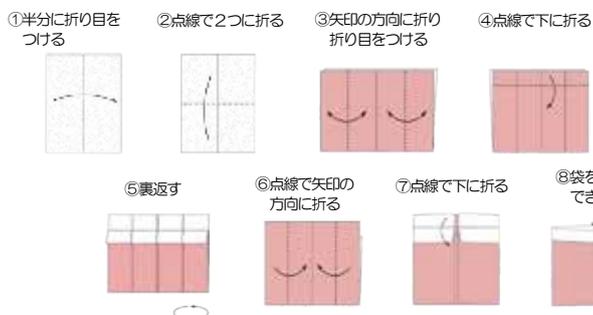
水切りのコツは3つ!

- ①まずは濡らさない ②ギュッと絞る ③できれば乾かす
水分が少ないと、ごみ出しも楽だよ♪

《紙箱の作り方》



《紙袋の作り方》



チラシや新聞紙で作った紙箱を用意しておけば、野菜くずなどを濡らさずに、そのまま捨てられて便利です



家庭用生ごみ処理機等購入費補助金 ホームページ
<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b038/p001043.html>

(3) 地域活動団体等との連携

効果的な普及啓発を推進するには、様々な主体がそれぞれの強みを生かしながら、連携して取組を進めていくことが重要です。

区は、区内の団体等と連携して普及啓発を行っていくほか、イベントの協働開催などを通して、引き続き、各主体間のコーディネーターとしての役割を担っていきます。

① 地域活動団体、NPOなどとの協働及び育成支援

- ・ 文京エコ・リサイクルフェア(再掲)
- ・ ステージ・エコ(フリーマーケット等)(再掲)
- ・ 夏休みリサイクル見学会(再掲)
- ・ エコ先生の特別授業(再掲)
- ・ 生ごみ減量塾(再掲)

② 不動産関連団体、大学との連携

③ 集合住宅管理会社や管理人を通じた情報提供や普及啓発

④ 関係団体間のネットワーク形成のための取組

⑤ 事業者や大学と連携した3R推進・普及活動

- ・ 「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」*に参加します。
- ・ 小型家電リサイクル法の認定事業者との連携により、パソコン及び小型家電を回収します。
- ・ 大学の環境ゼミナール等に対し、イベントの出展を勧奨します。
また、大学と連携した3R推進・普及啓発について検討します。
- ・ 大学と連携し、食品ロス削減に向けた普及啓発について検討します。

⑥ 区内店舗との連携体制の強化

- ・ 「リサイクル推進協力店」や「ぶんきょう食べきり協力店」に対し、顧客への普及啓発を協力依頼します。
また、登録店舗の取組(各種資源の回収や生活用品の修理等)を区民に紹介します。
- ・ フードシェアリングサービス(食品ロス削減マッチングサービス)を活用した食品ロス削減の普及啓発について、区内店舗と連携して取り組んでいきます。

*インクカートリッジ里帰りプロジェクトとは
インクカートリッジの回収から再資源化までのリサイクル活動を推進する、プリンターメーカー4社共同のプロジェクトです。

2 事業者を対象とした普及啓発・協働の推進

廃棄物処理法により、事業者は、その事業活動に伴って生じたごみ・資源について、事業規模にかかわらず、自らの責任で適正に処理する必要があり、排出に当たっては一般廃棄物処理業者への委託等による自己処理が原則です。同時に、環境負荷の低減や排出者責任の原則から、事業活動により生じるごみの減量や資源の再利用に努めることとされています。

事業者の自己処理を推進するには、普及啓発の拡充に加え、事業系ごみの適正処理に関する情報提供が不可欠です。

本区は、情報提供や連携を強化することで、事業者の理解を深めながら意識向上を図っていきます。

(1) 情報の提供

本区は、分別ルールや排出方法など基礎的な情報の提供に加え、ごみ減量の意義や方法を分かりやすく伝えることで、事業者への普及啓発に努めます。

①「ごみと資源の分け方・出し方」作成・配布(再掲)

②区報・チラシ・CATVでの周知・啓発(再掲)

③医療廃棄物適正処理マニュアルの活用

- ・区ホームページで公開しているマニュアルの活用を推奨していきます。

④先進的な取組事例の紹介

- ・事業者の参考となる事業系ごみの減量や再利用の積極的な取組をまとめた好例集「真似しよう!事業系ごみ削減プロジェクト」を講習会等で活用します。

⑤ホームページ・SNS(LINE等)の活用(再掲)

(2) 事業者との連携

本区は、事業者の3Rや適正処理についての理解と意識向上を図るため、事業者との連携を強化し、支援を行います。

①リサイクル推進協力店(再掲)

②ぶんきょう食べきり協力店(再掲)

- ・登録店舗数を拡充させるとともに、店舗等との連携体制を強化します。

③フードシェアリングサービス(食品ロス削減マッチングサービス)(再掲)

- ・登録店舗数を拡充させるとともに、店舗等との連携体制を強化します。

④脱プラスチック製容器等購入費補助金

3 家庭系の3Rの推進

循環型社会を実現するためには、区民一人ひとりが発生抑制をはじめとした3Rに日常的・継続的に取り組み、ごみを出さないライフスタイルが求められています。本区は、区民等が主体的に3R推進に取り組めるよう、情報提供や環境の整備に努めます。

特に、可燃ごみの約3分の1を占める生ごみの減量は重要な課題であり、さらなる発生抑制のための取組を推進する必要があります。

また、限りある資源を有効に活用するため、モノを長く使うライフスタイルの促進やフリーマーケット等を通じたリユースの推進を図るほか、集団回収や資源回収の推進に取り組めます。

(1) リデュース(発生抑制)の推進

ごみを出さないライフスタイルを定着させるためには、区民一人ひとりがリデュースの重要性を認識し、日常生活に取り入れやすい行動から始めていくことが大切です。

本区は、リデュースのためにできる具体的な取組について、様々な広報媒体による情報提供を継続的に行います。

- ①区報・チラシ・CATVでの周知・啓発(再掲)
- ②啓発紙「Bunkyoごみダイエット通信」の発行(再掲)
- ③ホームページ・SNS(LINE等)の活用(再掲)
- ④児童向けパンフレット作成・配布(再掲)
- ⑤各種イベントでの普及啓発の実施(再掲)
- ⑥食品ロス削減に向けた取組

- ・家庭で消費しきれない未利用食品を回収し、フードバンクを通じて福祉施設等に寄付するフードドライブを実施します。フードドライブでは、リサイクル清掃課窓口やイベント時の回収のほか、食品を持参することが困難な方を対象に、ゆうパック着払いを活用した「自宅訪問受取サービス」を行っています。

(2) 生ごみ減量活動の推進

家庭から排出される可燃ごみの約3分の1を生ごみが占めており、この生ごみを少しでも減らすことができれば大幅なごみの減量につながります。

本区では、さらなるごみ減量を推進するため、生ごみの発生抑制やリサイクル活動が持続的な習慣として定着するよう、講座や普及啓発を通じて支援に取り組めます。

- ①生ごみ減量塾の開催(再掲)
- ②エコ・クッキング教室の開催(再掲)
- ③家庭用生ごみ処理機等購入費補助金
- ④生ごみの水切り行動の推進
- ⑤生ごみ減量リーフレットの活用

(3)モノを長く使うライフスタイルの促進

大量消費に流されず、モノに愛着を持って長く使うことは、素材や品質にこだわって本当に気に入ったものだけを買う生活習慣を醸成し、資源の節約やごみ減量につながります。

本区は、修理ショップ等の情報提供を行うほか、整理された空間での暮らしやモノを大切に使うライフスタイルについての普及啓発に努めます。

- ①文京エコ・リサイクルフェアの開催(再掲)
 - ・「おもちゃの病院」によるおもちゃ修理を実施します。
- ②生活用品の修理ショップ等の情報提供
- ③エコ・環境に関する講座での普及啓発
 - ・エコ先生の特別授業(再掲)
 - ・リサイクル推進サポーター養成講座(再掲)
 - ・親子環境教室(環境政策課実施)(再掲)
- ④各種イベントでの普及啓発の実施(再掲)
- ⑤消費者向け啓発講座との連携の検討

(4)リユース(再使用)の推進

リユースを進めるためには、本区の事業と民間事業者の運営する店舗との連携が不可欠です。フリーマーケットの支援やリサイクルショップなどの情報を提供するほか、イベントを通じて不用品の再活用を図り、区民のリユースを推進します。

- ①ステージ・エコ(フリーマーケット)の開催(再掲)
 - ・家庭で使われずにいた陶磁器製食器類(未使用)の回収・頒布会を開催します。
- ②リサイクルショップの情報提供
- ③生活用品や食品の再活用
 - ・民間事業者「ジモティー」と連携し、不用となった生活用品のリユースを図っていきます。
 - ・フードバンクと連携し、家庭で余っている食品を集めて寄付します。
- ④子ども服無料頒布会(再掲)

(5) 集団回収の推進

集団回収は、単に資源の回収にとどまらず、地域コミュニティの活性化やリサイクル意識の向上という意義を持つ、区民が行える重要なリサイクル活動です。回収費用も行政が行う集積所回収に比べて低く抑えることができるため、情報提供や普及啓発に努め、推進していきます。

- ① 地域活動団体等への働きかけ
- ② 集団回収実践団体・回収業者への支援
- ③ 集団回収実践団体への感謝状贈呈
- ④ 集団回収実践団体バス見学会の開催(再掲)

コラム⑭ 集団回収のメリット

集団回収は、家庭から出た資源(古紙・びん・缶・布類等)を、町会・自治会・マンションなどのグループで協力して集めて民間の回収業者へ引き渡す、自主的な資源回収システムです。

また、区では、集団回収を行っている団体に対して、報奨金の支給や補助用具の貸出等の支援を行っています。

では、集団回収を始めるとどのようなメリットがあるのでしょうか？

報奨金の支給

集団回収を行っている団体に対して回収量1kg当たり6円の報奨金を支給しています。(令和8年3月現在)

ある町会では、報奨金を町会費に繰り入れて、子ども会やお祭りに活用しているんだって。みんなで集めた資源が報奨金になって、またみんなのために使えるのがいいね!



利便性の向上

集団回収では、回収業者との取り決めにより、回収時間や頻度・場所・品目などを、団体の実情に合わせて設定することができます。

資源の持ち去り防止

集団回収で集めた資源を直接回収業者に引き渡すため、資源の持ち去り対策にも有効です。

地域コミュニティの活性化

資源のリサイクルという共通の目的をもって活動することで、近隣の方との交流が深まり、地域活動が活発になるなどの相乗効果もあります。



“集団回収をすることで、資源の分別などのルールをみんながより意識するようになりました”という団体のコメントもあるんだよ。

(6) 資源回収の推進

家庭ごみの約2割を占める、分別されずに排出された資源について、一層の分別の徹底を推進します。

また、区民の多様なニーズに対応できるような資源回収のあり方について検討します。

併せて、粗大ごみからの有用金属回収を行うなど、幅広く資源化を進めていきます。

①資源回収の実施

②拠点回収拡充の検討

③資源の持ち去り対策

- ・区内各警察署と連携したパトロール及び清掃職員によるパトロールを実施します。

④雑がみの回収量拡大に向けた普及啓発

⑤粗大ごみの資源化

⑥不燃ごみの資源化の検討

⑦事業者の自主回収との連携

- ・携帯電話、オートバイなど、事業者の自主回収に関わる情報を区民に周知し連携を図っています。
- また、「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加し、区施設で回収を実施するなど、事業者と連携した資源化を進めます。

⑧新たな回収品目の検討

⑨プラスチック分別回収事業の実施

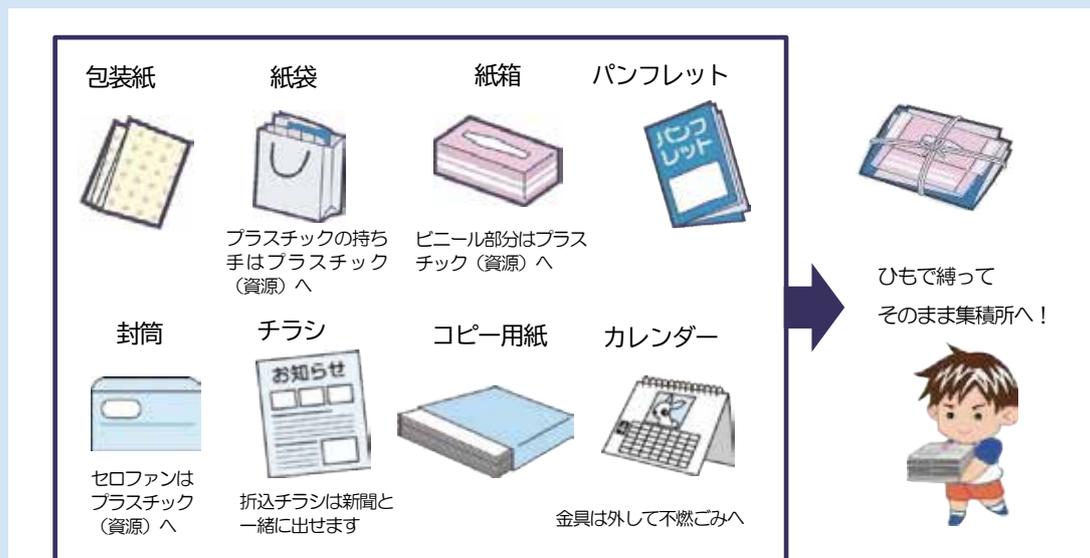
- ・容器包装プラスチック及びプラスチック製品を、プラスチック(資源)の日に分別回収します。

コラム⑮ 雑がみは資源です

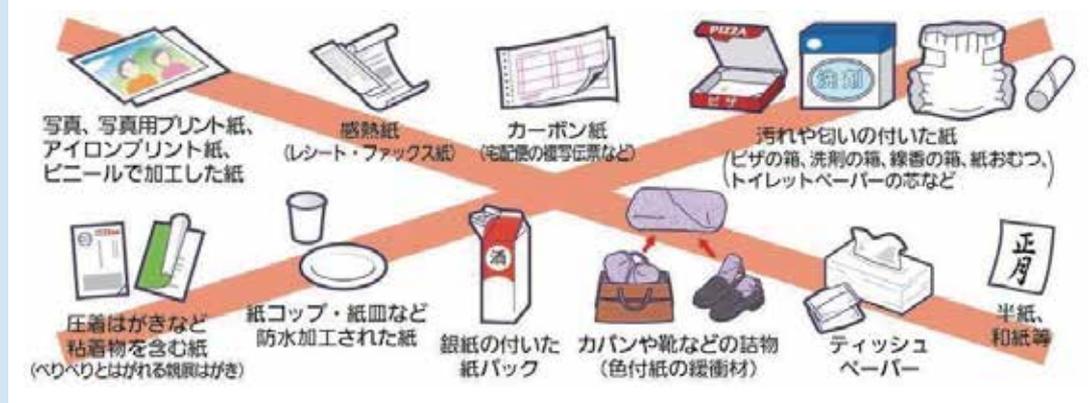
2024(令和6)年度の家庭ごみ組成分析調査では、可燃ごみにリサイクルできる紙類が約14.9%混ざっていました。新聞・雑誌・段ボール・紙パックだけでなく、身の周りの包装紙・紙袋・お菓子やティッシュの空き箱なども「雑がみ」として分類すれば、資源としてリサイクルすることができます。

ごみとして出してしまう前に「雑がみ」を分けて、週1回の資源の日に出しましょう!

雑がみってどんな紙?



注意!! 禁忌品 以下の紙は雑がみ(資源)ではありません。可燃ごみに出しましょう!



禁忌品が一つでも混ざっていたら、ごみになってしまうの! みんなの分別が無駄にならないよう、絶対に雑がみ(資源)には出さないでね!

4 事業系の3Rの推進

区のごみの5割以上を占めていると推計される事業系ごみについて、3Rや適正処理を推進するため、本区は、事業所の規模や業種に応じた取組を進めます。

大規模・中規模事業所から排出される事業系ごみ量の削減は、区全体から排出されるごみ量の削減に大きく寄与するため、ごみの発生抑制をはじめとする3Rを推進するための指導、助言を行っていきます。

また、小規模事業所に対しては、効率的なりサイクルシステムの利用を推進していく等、適正排出に向けた啓発を強化していきます。

(1)大規模・中規模事業所の3R推進

事業用建築物の所有者に対する指導や廃棄物管理責任者への講習会等を通じて、3Rと適正処理の推進を働きかけます。

- ①事業用大規模建築物の所有者への指導・啓発
- ②事業用中規模建築物の所有者への指導・啓発
- ③食品リサイクル法に基づく生ごみリサイクルの働きかけ
- ④廃棄物管理責任者講習会の実施
 - ・eラーニングを活用して廃棄物管理責任者講習会を実施します。
- ⑤再生品利用の働きかけ
- ⑥事業系プラスチックの排出実態の把握
- ⑦東京都と連携した事業系プラスチック対策

(2)小規模事業所の3R推進

自主的なりサイクルシステムに取り組むことが困難な事業者に対し、3R推進のための取組を支援します。

- ①^リRサークルオフィス文京[※]の普及
- ②産業別リサイクル[※]の支援
- ③生ごみ減量の推進

※^リRサークルオフィス文京とは

文京区リサイクル事業協同組合(文京区内で資源回収に携わる6事業者で構成された協同組合)が、区の収集よりも安価な処理料金で、延床面積が概ね3,000㎡未満の事業所から排出される古紙、びん、缶などの資源を回収するシステムです。

※産業別リサイクルとは

文京区の地場産業である印刷業・製本業を営む事業所から出る裁断紙を効率的にリサイクルするシステムで、回収業者が無料で回収を行っています。区では印刷工業組合・製本工業組合を通じて排出業者に回収用資材(回収袋)の支援を行っています。

(3) 区の率先した取組の推進

本区は、文京シビックセンターをはじめとする区施設で3R推進に積極的に取り組む、事業者の規範となるよう努めます。

- ① 職員のプラスチックごみ発生抑制行動の推進
- ② 分別ボックス利用や両面・裏面印刷などの徹底
- ③ 庁内不用品の相互有効活用
- ④ 除籍図書の利用
- ⑤ ボトルディスペンサー型水飲栓の設置
 - ・ 区有施設の一部にボトルディスペンサー型水飲栓を設置し、マイボトルの活用を呼びかけることでペットボトルの削減を図ります。
- ⑥ 区施設における再生品の積極的な利用
- ⑦ 公共工事における再生品の積極的な利用
- ⑧ 区が主催する会議におけるペットボトル飲料の提供自粛
- ⑨ 職員の食品ロス削減に向けた普及啓発の実施

5 適正処理の推進

区民が安心して暮らせる循環型社会を実現するためには、ごみの収集運搬・中間処理・最終処分に至る過程において、公衆衛生と環境保全の水準を維持していくことが不可欠です。本区は、東京二十三区清掃一部事務組合や東京都と連携し、環境負荷の低減とコスト削減に努めながら、適正なごみ処理に努めます。

(1) 適正な収集体制の維持

公衆衛生の維持と生活環境の保全を図るため、ごみ集積所等に排出されたごみについては、現状の収集体制を基本として、安定的かつ効率的に収集を行います。

また、環境負荷の低減とコスト削減に配慮しつつ、高齢化社会の進展など社会情勢に対応したきめ細やかな収集体制に努めます。

- ①効率的な収集体制の構築
- ②高齢者等を対象とした訪問収集*
- ③防鳥ネットの貸出
- ④動物死体の処理
- ⑤環境負荷の少ない収集車両の導入
- ⑥不燃ごみ中継事業の千代田区への委託
- ⑦あわせ産廃*の収集
- ⑧不法投棄対策

※訪問収集とは

満65歳以上の方や障害者の方のみなどで構成され、ごみ・資源を集積所まで持ち出すことが困難な世帯を対象に、清掃職員が戸別に玄関先から収集する事業です。

※あわせ産廃とは

小規模事業所から排出される産業廃棄物のうち、紙くず、木くず、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチックについて、一般廃棄物と同様の方法で処理されるものをいいます。

(2) 区で収集しない廃棄物への対応

家電リサイクル法対象機器やパソコンなど事業者によるリサイクルが法律で義務付けられている品目、又は、携帯電話やオートバイなど事業者等が自主回収をしている品目については、事業者への引き渡しを周知します。バッテリー、耐火金庫、消火器など区で処理できないごみについては、処理方法や処理事業者を紹介し、適正処理を促進します。

- ①家電リサイクル法対象品目への対応
- ②家庭用パソコンへの対応
 - ・小型家電リサイクル法の認定事業者と提携し、宅配便を利用した回収を実施します。
- ③事業者の自主回収との連携(再掲)
- ④適正処理困難物への対応

(3) 適正排出の推進

ごみの適正処理の基本は分別です。本区では、集積所の維持管理は、その集積所を利用している住民の方々に担っていただいておりますが、近年は、ごみが適切に分別されていなかったり、夜間にごみを出されていたりするなどの問題が散見され、維持管理していただいている方々の悩みの種となっています。本区で定めた分別区分や収集日などの排出ルールについて、区民や事業者に働きかけていきます。

- ①有料ごみ処理券の適正貼付指導
- ②事業用大規模建築物の所有者への指導・啓発(再掲)
- ③事業用中規模建築物の所有者への指導・啓発(再掲)
- ④在宅医療廃棄物への対応
- ⑤医療廃棄物適正処理マニュアルの活用(再掲)
- ⑥ふれあい指導*の実施
 - ・増加する外国人住民への対応として、AI通訳機を活用し、分かりやすく正確に指導・啓発していきます。
- ⑦有害ごみ・危険物対策
 - ・業界団体などと連携し、適正排出のための普及啓発を行っていきます。
 - ・リチウムイオン電池等の小型充電式電池・小型充電式電池内蔵製品の回収を推進します。
- ⑧集合住宅への指導体制の強化
- ⑨一般廃棄物処理業者への許可・指導事務

※ふれあい指導とは

区民等と対話しながら地域のごみ問題の解決を図るため、文京清掃事務所にふれあい指導班を設置し、集積所の巡回指導を行います。

コラム⑬ ふれあい指導を実施しています!

文京清掃事務所では、区民や事業者の方へ、リサイクル及び清掃事業に関する問題について理解と協力を得ることを目的として、ふれあい指導班が「ふれあい指導」を行っています。

集積所は、利用している方々に管理していただくものですが、近年、外国人住民や単身世帯の増加、民泊ごみの問題など、集積所をとりまく状況の変化に伴い、ふれあい指導が必要な場面が増えています。引き続き、適切な指導・相談業務を行っています。

ふれあい指導班では、主に以下のような指導・相談業務を行っています。

- 可燃・不燃ごみの分別や排出方法の調査及び指導
- 資源・ごみ集積所の新設・移動・分割・廃止についての相談及び調整
- 事業系ごみ有料シールの適正貼付の調査及び指導*
- 不法投棄ごみの調査及び指導
- 普及啓発事業(ふれあい講座)の実施

※事業系ごみは、排出事業者の自己処理が原則です。有料のシールを貼って集積所に出すことができるのは、排出日量50kg未満の事業所などの条件があります。

ふれあい指導の相談対応件数

年度	相談対応件数
令和3年度	9,685件(文京清掃事務所管内4,103件、本郷分室管内5,582件)
令和4年度	9,309件(文京清掃事務所管内4,956件、本郷分室管内4,353件)
令和5年度	8,322件(文京清掃事務所管内3,968件、本郷分室管内4,354件)
令和6年度	10,093件(文京清掃事務所管内4,418件、本郷分室管内5,675件)

(出典：文京区のリサイクルと清掃事業2025(令和6年度事業実績))

分からないことは、文京清掃事務所までお問い合わせください。



文京清掃事務所職員のエピソード

●ふれあい指導の奮闘

令和7年4月からプラスチック分別回収が始まり、ごみと資源の分別が複雑になっています。このことから、これまで以上に曜日違いや不分別のごみに関する苦情が増え、指導件数も増えています。

ふれあい指導班では、不適正排出者の特定や排出指導をきめ細かく行っていて、外国人住民にはAI通訳機を活用するなど効果的な普及啓発に努めています。

●こんな仕事もしています

清掃車が清掃工場に搬入している間の待機時間を利用して、集積所の排出調査や違反者を訪問して排出指導を行っています。また、高齢者や障害者のみの世帯など集積所までごみを持っていくことが難しい場合、玄関先やドア前まで収集に伺う訪問収集を行っています。

(4) 事業系ごみの自己処理の促進

事業系ごみの自己処理の原則を促進するため、一般廃棄物処理業者への委託の促進や、集積所への排出基準の見直しなどを検討します。

① 一般廃棄物処理業者の斡旋

(5) 中間処理・最終処分

中間処理については、東京二十三区清掃一部事務組合による共同処理体制を維持し、環境負荷の少ない中間処理を実施します。

最終処分については、東京都が管理運営する最終処分場で埋立処分するとともに、処分場の長期延命化に向けた施策に協力します。

- ① 東京二十三区清掃一部事務組合による中間処理
- ② 中間処理による減容化・資源化
- ③ 最終処分の東京都への委託
- ④ 最終処分場の延命化

(6) 災害時の対応

大地震や激甚な風水害により被害を受けた際は、大量の廃棄物が発生し、通常時の収集・運搬・処分が困難になると想定されることから、必要な対策を図っていきます。

- ① 文京区地域防災計画における「ごみ・し尿・がれき等処理計画」に基づいた対応
- ② 災害時等を想定したごみ収集車等の配車訓練の実施
- ③ 災害時等を想定した通信訓練の実施
 - ・ 東京23区の区域における大規模災害発生後の被災状況及び支援体制等の情報収集を図るため、各区及び清掃協議会間において定期的な通信訓練を行います。
- ④ 「特別区における災害廃棄物対策に向けた協定」に基づいた対応
 - ・ 大規模災害により東京23区内が被災した場合、円滑かつ迅速に災害廃棄物の収集・運搬等の対応を行うため、各区等の共同処理及び事業者団体等への協力要請に関する基本的事項を定めた協定に基づいて対応します。
- ⑤ 「文京区災害廃棄物処理計画」に基づいた対応
 - ・ 首都直下地震をはじめとする大規模災害に伴い発生した災害廃棄物に関する基本的な考え方、処理体制、処理方法などの基本的事項を定めた計画に基づいて対応します。

- ・新たな検討課題への対応、各種関連計画の改定や他地域における災害時の教訓などを踏まえ、必要に応じて計画の見直し、改定を行います。

文京区災害廃棄物処理計画 ホームページ

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b038/p001032.html>



(7) 感染症発生時の対応

廃棄物の処理は、区民生活を維持し経済を支える上で必要不可欠な社会的インフラです。新型インフルエンザや新型コロナウイルスなどの感染症が発生した際は、マスクの捨て方など適正な廃棄方法を区民に周知した上で、廃棄物を適正に処理しながら、清掃事業に従事する職員の感染予防を講じるとともに、安定的に業務を継続することが求められています。

しかしながら、職員の感染状況等によっては、通常時の収集・運搬・処分が困難になることも想定されることから、必要な対策を図っていきます。

①「新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症の発生時における文京区廃棄物処理事業継続計画」に基づいた対応

6 運営管理体制の充実

3Rや適正処理を推進し、循環型社会を実現するため、区民・事業者・区の三者の情報交流を図りながら連携を強化していくとともに、全国的な対応が必要な事項や本区単独では解決が困難な課題について、国や業界団体に対する働きかけを行います。

また、リサイクル清掃事業に関する処理費用負担について検討し、情報公開についても積極的に取り組みます。

(1) 双方向の情報交換と区民参画

循環型社会を構築するためには、区民・事業者・区がそれぞれの役割と責任を担い実行することが重要です。そのためには、本区から区民等に対して一方的に情報を提供するのではなく、様々な機会を捉えて双方向の情報交換を図り、リサイクル清掃事業に区民等の意見を反映していきます。区は、区民等がそれぞれの連携を密に保てるようコーディネーターとしての役割を担います。

併せて、区民等の中から3R推進について広く普及啓発等を行う担い手を育成し、その活動を支援していきます。

- ①文京区リサイクル清掃審議会の運営
- ②地域活動団体、NPOなどとの協働及び育成支援(再掲)
- ③関係団体間のネットワーク形成のための取組(再掲)
- ④リサイクル推進サポーターの育成と活動の拡充
 - ・サポーター同士が連携して行う3R推進活動について支援します。
- ⑤意見交換会の開催
 - ・サポーター連絡会にて意見交換を行います。
 - ・各種講座の中で意見交換の機会を設けます。

(2) 国等への要望

製造・販売事業者に対しては、拡大生産者責任に伴う生産・流通・販売時の包装材等の発生抑制や再生品の利用、資源化しやすい材料の利用について、家庭ごみの排出抑制につながるよう働きかけていきます。

- ①製造・販売事業者への拡大生産者責任の拡充要請
- ②エアゾール缶等の安全な収集・処理に関する要請

(3) 行政内部での連携

循環型社会を実現するため、リサイクル清掃部署をはじめ、関係部署との連携・協力を推進します。

- ①他部署との連携
 - ・文京エコ・リサイクルフェア(再掲)や他部署主催のイベント等において、関係部署と連携・協力を図ります。
 - ・ボトルディスペンサー型水飲栓の設置(再掲)は熱中症対策にも資することから、関係部署と連携・協力を図ります。

(4) 処理費用負担の検討

家庭ごみ有料化の導入については、情報収集や調査・研究に努めます。
事業系ごみについては、自己処理の原則に則り、定期的に処理手数料の見直しを行います。

- ①家庭ごみ有料化の調査・研究
- ②事業系ごみ処理手数料の改定

(5) 情報の公開

リサイクル清掃事業の透明性を高め、区民等のごみ減量や3Rに対する意識向上を図るため、区民等に対してごみ・資源量やコストに関する情報を公開していきます。

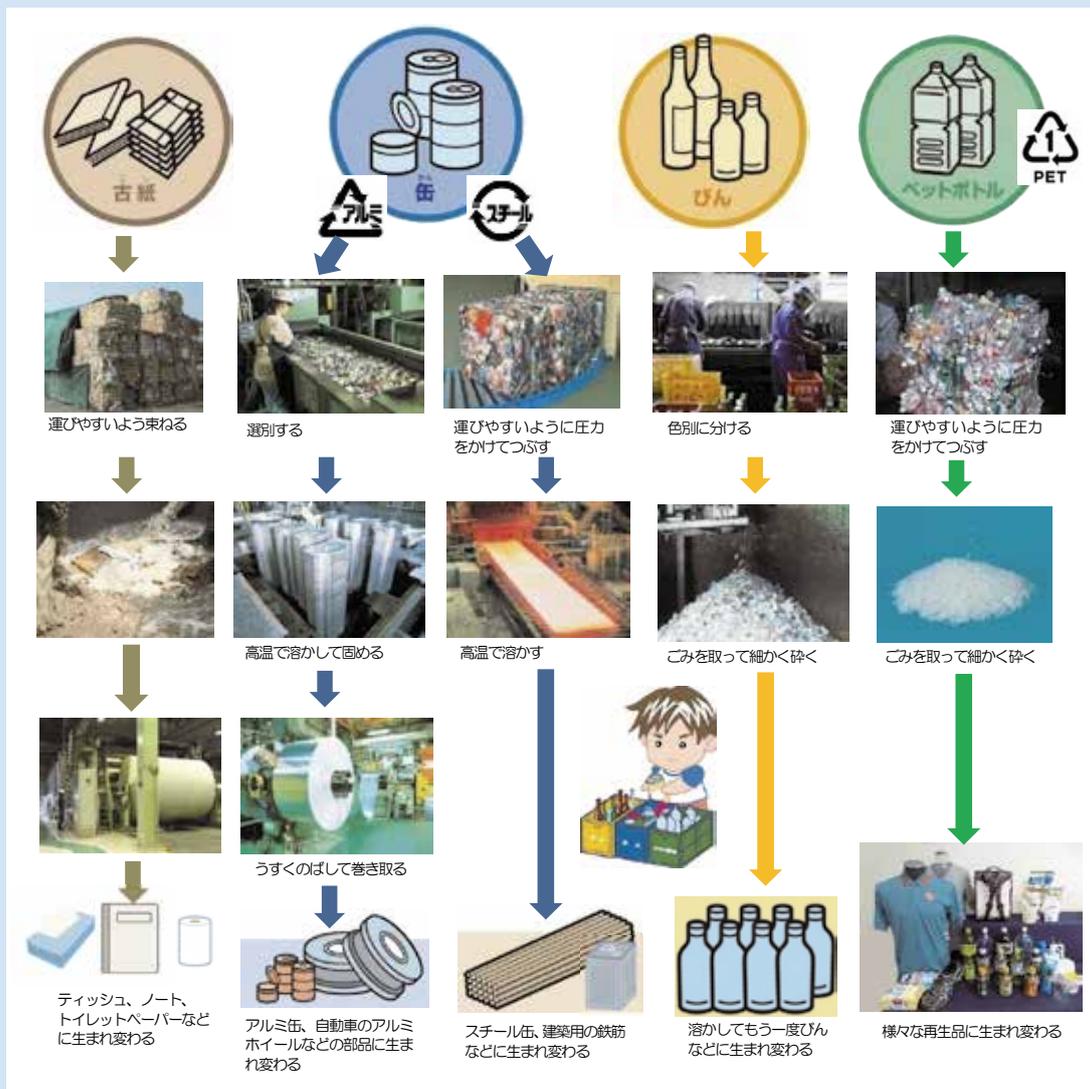
- ①ごみ・資源量、処理コストの情報公開
- ②「文京区のリサイクルと清掃事業」(事業概要)の発行

コラム⑱ リサイクルの流れとリサイクルして生まれ変わるもの

使い終わったものをリサイクルすれば、その分ごみは減ります。しかし、すべてのものがリサイクルできるわけではありません。2R(リデュース、リユース)に取り組んだ上で、「ごみ」と「資源」をきちんと分別しましょう。リサイクルは貴重な資源にもう一度命を与えます!

リサイクルの一例

プラスチックのリサイクルの流れはP.46



【写真協力】王子マテリア株式会社・アルミ缶リサイクル協会・スチール缶リサイクル協会・株式会社トベ商事・東京ペットボトルリサイクル株式会社
 (出典：文京区「もの」を大切にするために…わたしたちができることな～に? (文京清掃事務所発行)より作成)

回収した衣類はどうなるのかな?

●回収した衣類のゆくえ

洗うなどしてきれいな状態で、透明または半透明のビニール袋に入れ、回収拠点に設置してある衣類回収BOXにお出しください。

回収拠点



▲衣類回収BOX

リサイクル工場



選別や圧縮を行う

中古衣類として
Reuse

主に東南アジアに輸出し、衣類として再使用されます。

工業用ぞうさんとして
Recycle

衣類として再使用できないものは、工業用のぞうさんや固形燃料などに再利用されます。

コラム⑱

ペットボトルの水平リサイクル～ボトル to ボトル～

2023(令和5)年度のボトルtoボトルリサイクル量は、215千t(前年度比27.1%増)でした。国内で販売された指定ペットボトルに対するボトルtoボトル比率は、33.7%(前年度より4.8ポイント増)となりました。

ボトルからボトルへ再生する水平リサイクルであるボトルtoボトルは、資源の有効利用や二酸化炭素排出抑制の点からも理想的なリサイクル手法で、大手飲料メーカーも取組を進めています。

ただし、回収された使用済みペットボトルに汚れたボトルや異物が混入していると、再生PET樹脂を製造する際に作業能率の低下や廃棄物が増えることから、質の良いペットボトルの回収が必要です。特に、自販機からなどの事業系回収ペットボトルの品質向上が課題となっています。

(出典：PETボトルリサイクル推進協議会 PETボトルリサイクル年次報告書2024)

ペットボトルに飲み残しや異物が混入していると、ボトルtoボトルが難しくなるよ。
排出するときは、『キャップとラベルを外して1回すすぐ』を心がけよう!

①キャップとラベルを外す



②1回すすぐ



③つぶして出す



8.1 収集状況

区内の下水道普及率は100%で、区内の一般家庭において、現在使用されているくみ取り便所はありません。

また、浄化槽汚泥、ディスポーザ汚泥、し尿混じりのビルピット汚泥、汚水（作業所内で発生するもの）、事業系し尿については、区が業務を許可した一般廃棄物処理業者が収集・運搬及び処理を行っています。

8.2 処理方法

処理業者によって収集・運搬された、浄化槽汚泥、ディスポーザ汚泥、し尿混じりのビルピット汚泥、汚水（作業所内で発生するもの）、事業系し尿については、図8-1のとおり品川清掃作業所又は民間処分施設において処分されています。最終的にはほとんどが下水道放流されますが、一部、焼却・埋立等されるものがあります。

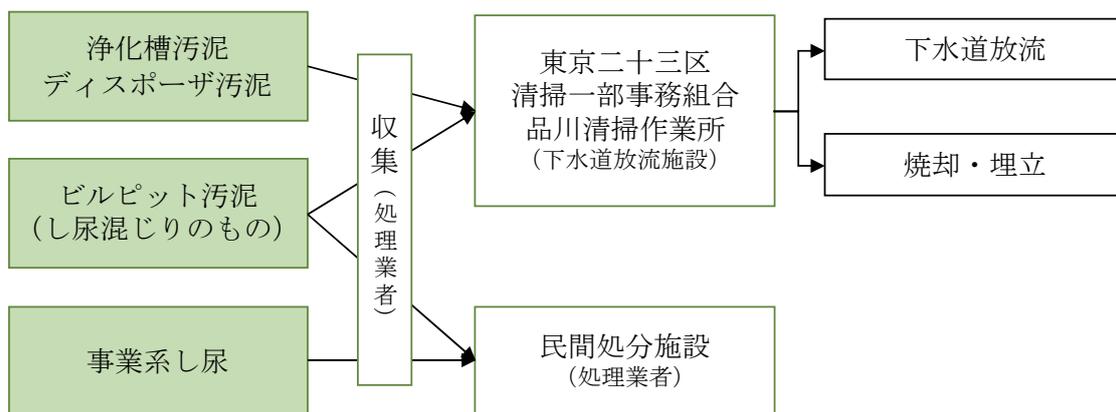
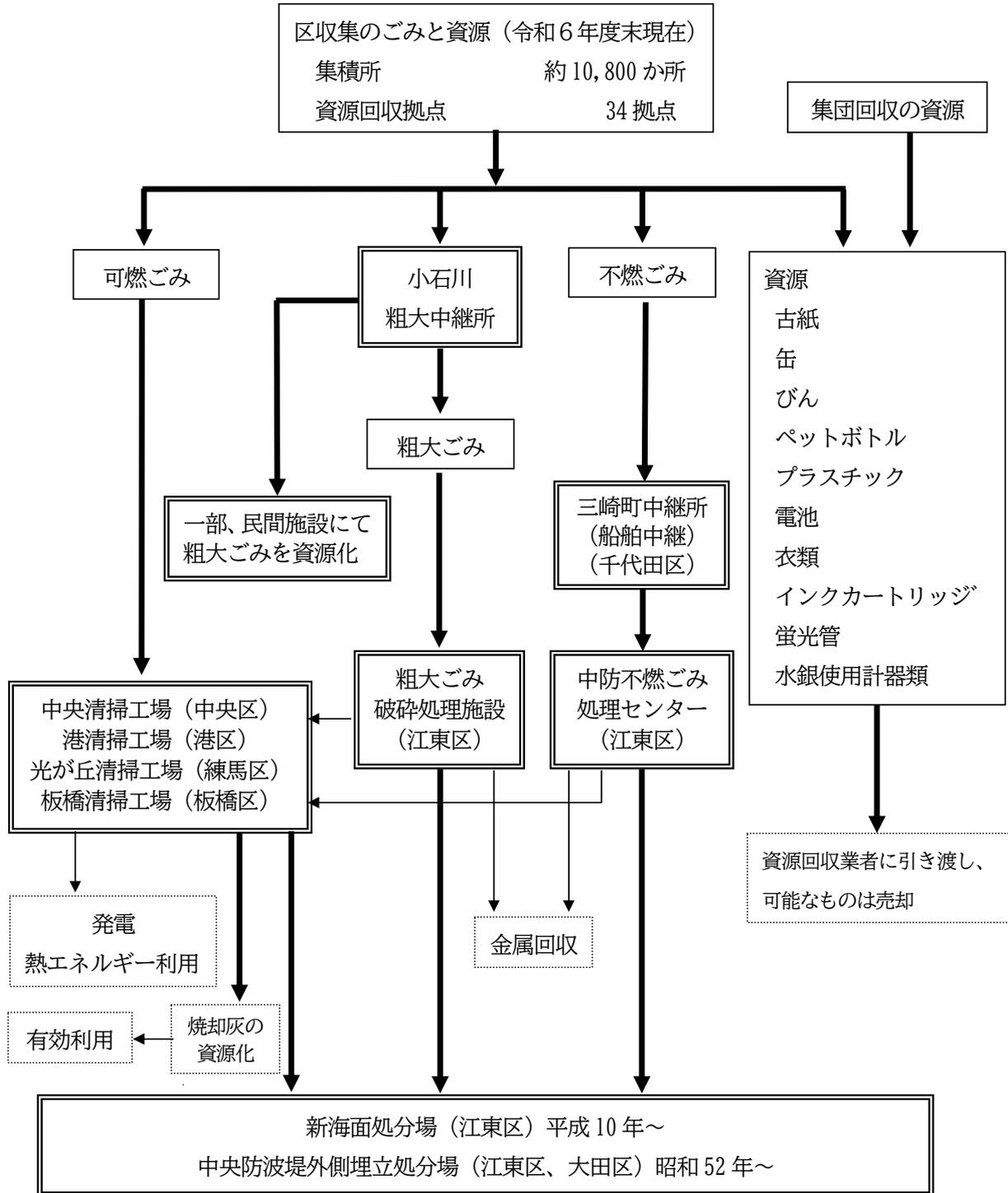


図8-1 生活排水の処理フロー

參考資料

1 文京区のごみ・資源の流れ

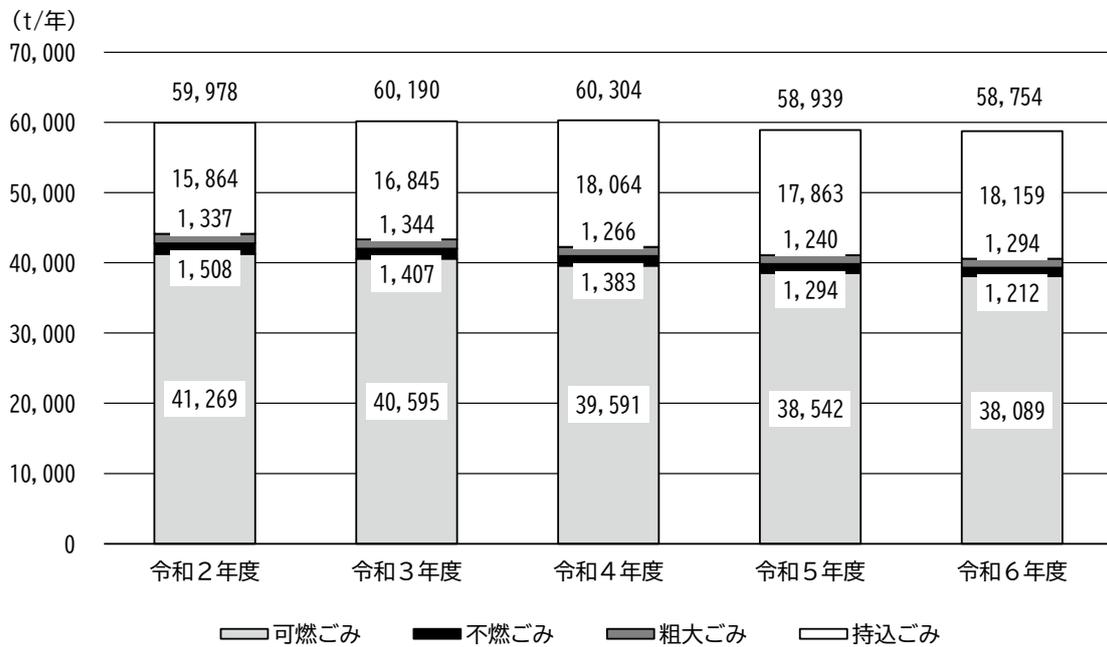


2 ごみ・資源量の推移

○ごみ量の推移

単位(t/年)

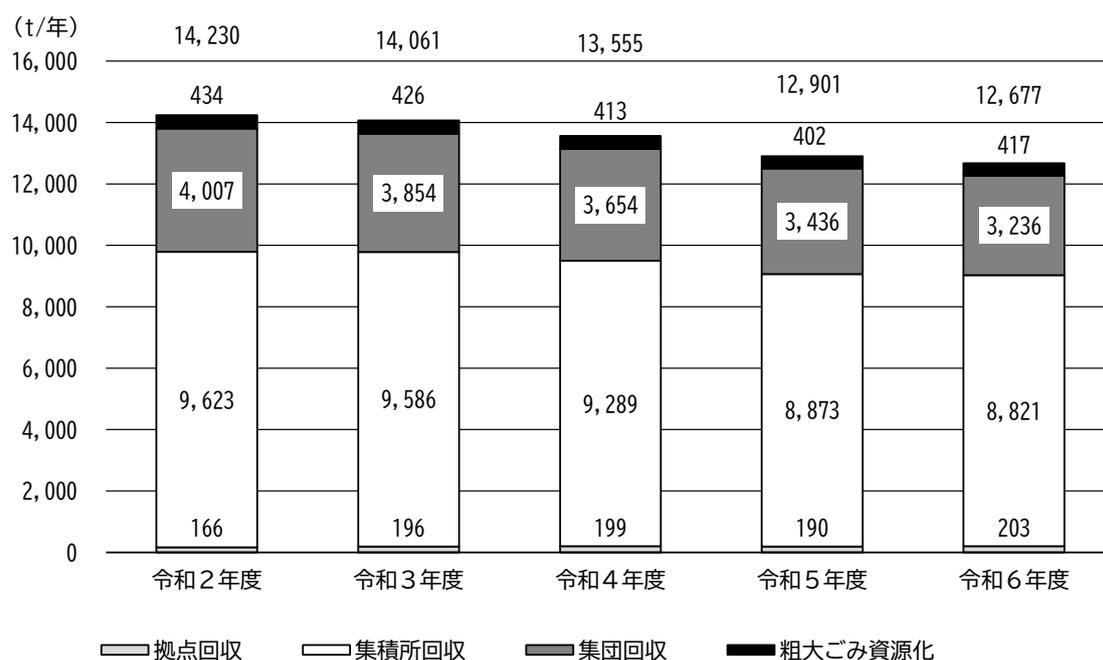
年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区収集ごみ	可燃ごみ	41,269	40,595	39,591	38,542	38,089
	不燃ごみ	1,508	1,407	1,383	1,294	1,212
	粗大ごみ	1,337	1,344	1,266	1,240	1,294
	小計	44,114	43,345	42,240	41,076	40,595
持込ごみ		15,864	16,845	18,064	17,863	18,159
合計		59,978	60,190	60,304	58,939	58,754



○資源量の推移

単位(t/年)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
拠点回収	166	196	199	190	203
集積所回収	9,623	9,586	9,289	8,873	8,821
集団回収	4,007	3,854	3,654	3,436	3,236
粗大ごみ資源化	434	426	413	402	417
合計	14,230	14,061	13,555	12,901	12,677



○回収方法別の資源量の推移

単位(kg/年)

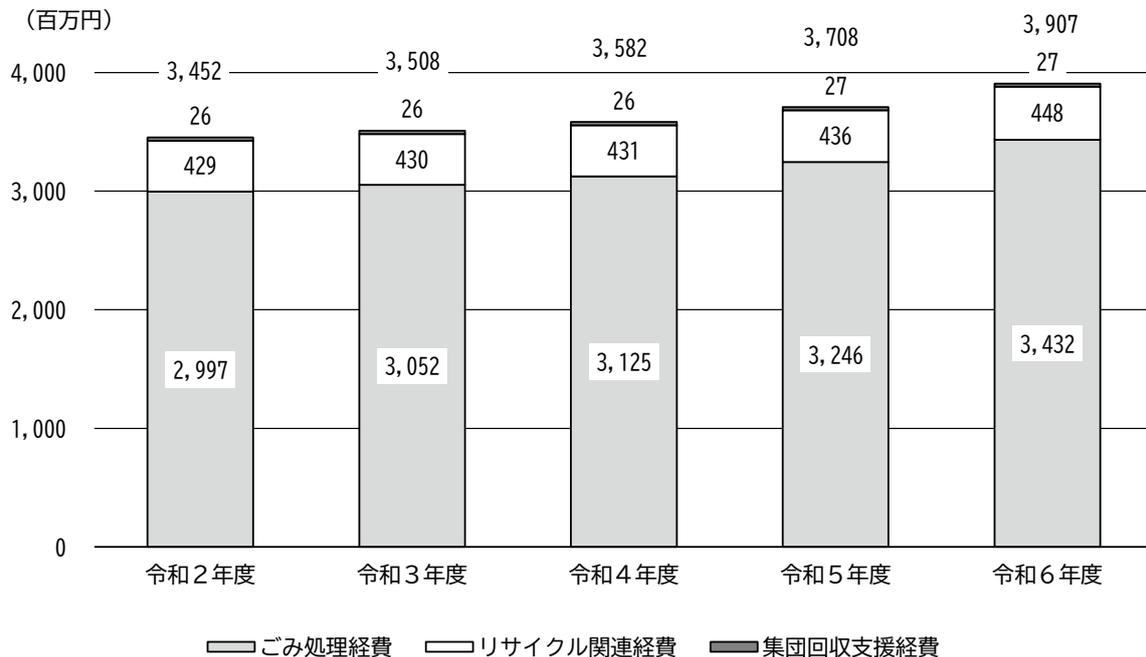
年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
拠点回収	紙パック	11,090	12,290	12,470	12,610	12,250
	ペットボトルキャップ	370	640	330	640	580
	乾電池	10,140	10,640	9,870	9,061	9,055
	発泡スチロール食品トレイ	5,789	6,197	5,894	5,567	5,183
	プラスチック製ボトル容器	2,737	3,029	3,018	2,993	2,777
	衣類	131,230	158,470	163,630	155,940	169,630
	インクカートリッジ	891	951	855	765	851
	蛍光管	3,307	3,280	3,011	2,862	2,860
	水銀使用計器類	8	11	21	19	5
	合計	165,562	195,507	199,099	190,457	203,191
集積所回収	新聞	731,190	788,420	773,330	688,060	745,700
	雑誌	1,788,325	1,753,140	1,728,010	1,412,930	1,358,910
	段ボール	2,726,330	2,756,510	2,694,130	2,823,330	2,784,710
	アルミ缶	234,828	292,070	272,567	262,311	258,977
	スチール缶	372,955	272,292	254,109	244,567	241,432
	スプレー缶	6,598	14,107	13,162	12,663	12,506
	生きびん	42,932	42,138	38,276	39,345	39,863
	カレット	2,739,945	2,666,785	2,515,403	2,370,678	2,339,081
	ペットボトル	930,190	955,600	958,400	979,300	1,002,020
	蛍光管	25,697	21,070	18,916	15,662	13,927
	乾電池	24,177	23,760	23,088	23,714	24,044
	水銀使用計器類	13	16	6	0	0
	合計	9,623,180	9,585,908	9,289,397	8,872,560	8,821,170
	集団回収	新聞	1,503,891	1,468,743	1,343,856	1,207,485
雑誌		1,178,421	1,069,645	1,066,889	998,063	987,028
段ボール		1,228,027	1,223,813	1,155,950	1,140,938	1,092,456
紙パック		1,488	1,110	1,706	1,763	1,070
他紙類		240	50	180	360	30
アルミ缶		50,026	51,900	50,028	50,587	48,510
スチール缶		2,823	2,607	2,783	3,376	3,797
生きびん		901	679	520	719	326
ペットボトル		6,411	6,701	6,643	7,217	6,515
衣類		34,415	28,599	25,508	25,063	24,603
合計	4,006,643	3,853,847	3,654,063	3,435,571	3,235,972	

3 ごみ・資源の処理に係る経費

○清掃・リサイクル事業の経費

単位(円)

区分	内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ごみ処理 経費	職員人件費	1,008,608,423	993,890,351	969,525,452	979,602,772	997,964,599
	清掃事務所 管理運営費	41,123,074	46,104,843	49,318,997	45,649,139	49,195,687
	ごみ収集 運搬経費	786,266,826	801,014,701	852,875,349	857,832,041	882,287,524
	ごみ中間処理等 分担金	919,269,704	975,274,088	1,036,040,091	1,129,514,948	1,208,778,380
	有料ごみ処理券 事務経費	16,722,324	16,884,081	16,636,680	20,961,498	18,776,379
	その他	224,637,027	218,521,080	200,876,278	212,157,929	275,489,456
	合計	2,996,627,378	3,051,689,144	3,125,272,847	3,245,718,327	3,432,492,025
リサイクル 関連経費	資源収集 運搬経費	274,529,893	276,397,213	279,917,020	283,332,207	285,584,113
	資源化経費	147,839,429	145,999,463	139,342,572	140,879,869	141,399,980
	リサイクル 啓発経費	856,841	2,175,968	4,297,749	4,813,922	7,100,465
	その他	6,056,616	5,240,264	7,138,132	6,568,323	13,473,917
	合計	429,282,779	429,812,908	430,695,473	435,594,321	447,558,475
集団回収 支援経費	報償費	25,506,802	26,088,764	25,235,195	26,295,832	26,249,742
	その他	494,500	346,137	464,083	396,629	385,828
	合計	26,001,302	26,434,901	25,699,278	26,692,461	26,635,570
総合計		3,451,911,459	3,507,936,953	3,581,667,598	3,708,005,109	3,906,686,070



資料2

基本的なごみ処理体制

1 一般廃棄物の排出方法

本区では、2025(令和7)年4月からプラスチック分別回収を開始し、ごみ・資源について下表により分別収集・回収していますが、効率的な処理や3Rへの取組をより促進するため、必要に応じて排出方法の見直しを行っていきます。

(家庭系) 2026(令和8)年3月現在

区分	対象品目	排出場所	頻度	排出方法等
可燃ごみ	生ごみ、紙くず、木くず、汚れの落ちないプラスチック、ゴム製品、皮革製品、保冷剤、乾燥剤など	資源・ごみ集積所	週2回	「ふた付きポリ容器」又は「透明または半透明のビニール袋」で排出
不燃ごみ	金属類、ガラス、陶磁器、LED電球など		月2回	「ふた付きポリ容器」又は「透明または半透明のビニール袋」で排出 他の不燃ごみと明確に分けて、購入時の箱に入れるか、紙に包んで排出 他の不燃ごみと明確に分けて、中身が見える袋(透明または半透明のビニール袋)に入れて排出
	蛍光管、白熱電球			
	乾電池 水銀使用計器類			
粗大ごみ	家電(特定家庭用機器再商品化法第二条第四項に規定する特定家庭用機器を除く。)、家具など概ね30cm以上のもの	自宅前	申込制	粗大ごみ受付センターに申し込み、有料粗大ごみ処理券を貼付して排出
資源	プラスチック※	資源・ごみ集積所	週1回	水ですすぎ、中身が見える袋(透明または半透明のビニール袋)に入れて排出
	新聞			種類別にひもで縛って排出
	雑誌・雑がみ			水ですすぎ、回収コンテナ(黄色)に入れる
	段ボール			水ですすぎ、回収コンテナ(青色)に入れる
	びん			キャップ、外装ラベルを外して、水ですすぎ、回収コンテナ(緑色)又は回収ネットに入れる
	缶			水ですすぎ、切り開いて、乾かして排出
	ペットボトル	回収拠点	週1回	使い捨ての筒型乾電池(一次電池)及びコイン型リチウム電池を回収
	紙パック			洗うなどしてきれいな状態でビニール袋に入れて排出 トナーカートリッジは不可
	乾電池			購入時の箱に入れるか、紙に包んで排出
	衣類			個人情報が含まれるデータは削除して排出
	インクカートリッジ			購入時の箱やケースに入れて排出
	蛍光管			小型充電式電池は、ビニールテープで端子部を絶縁するなどして排出
	携帯電話・スマートフォン			窓回収
水銀使用計器類	窓回収			
小型充電式電池・小型充電式電池内蔵製品	窓回収			

※プラマークが付いているもの、及びプラマークは付いていないが全てプラスチックでできているものを指します。ただし、一辺の長さが30cm以上あるものは粗大ごみとして排出してください。

(事業系)

区分	排出方法	
自己処理	自己持込	一般廃棄物を自ら清掃工場に搬入
	許可業者委託	一般廃棄物を区から許可を受けている業者に委託して清掃工場に搬入
区の収集を利用	家庭廃棄物の排出方法に準じて分別し、有料ごみ処理券を貼付の上排出	

2 事業者が区の収集を利用する場合の条件

事業系一般廃棄物のうち本区が収集するものは、引き続き、下表の条件を満たしたものとします。

種別	条件
一般廃棄物	家庭廃棄物の収集に支障が生じない範囲において処理できるものとし、1日平均50kgを超えないこと。
一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物 (あわせ産廃)	「一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物」とは、廃プラスチック類(原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。)、紙くず、木くず、金属くず(廃油等が付着しているものを除く。)、ガラスくず及び陶磁器くずで、常時使用する従業員の人数が20人以下の事業所から排出されるもの、又は一般廃棄物と併せて1日平均50kgを超えないものをいう。

3 一般廃棄物収集体制

(1) 区的一般廃棄物収集体制

清掃事務所に所属する職員並びに区所有の清掃車両及び雇い上げによる車両によって、家庭ごみ及び一部の事業系廃棄物の収集を行います。

(2) 廃棄物処理業者

区内で排出されるごみのうち、事業系廃棄物の多くは、本区の許可を受けた一般廃棄物処理業者が収集します。本区は、引き続き、許可に関する業務を行います。

4 一般廃棄物処理施設

区内で排出されたごみは、本区並びに本区の許可を受けた一般廃棄物処理業者による収集・運搬、もしくは事業者の自己車両等による運搬によって、東京二十三区清掃一部事務組合が所管する中間処理施設(清掃工場・不燃ごみ処理センター・粗大ごみ破碎処理施設)に持ち込まれ、適正に処理されます。

処理した後の残渣は、最終的に東京都が設置及び運営する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場において埋立処分します。

なお、一般廃棄物の中間処理施設の整備は、東京二十三区清掃一部事務組合が実施します。

1 人口推計

区では、2024(令和6)年度から2027(令和9)年度までを計画期間とする『「文の京」^{ふみ みやこ}総合戦略』の策定に際して、将来人口を推計しています。

推計は5年ごとの値のため、その間の年は人口が直線的に推移すると仮定して、各年度の人口の補間値を算定します。このデータを利用して、2024(令和6)年度を1とした係数を算出します。

2024(令和6)年度の人口は234,956人ですので、この人口に各年度の係数を乗じて、2030(令和12)年度までの文京区の人口を推計しました。

○文京区の人口推計

単位(人)

		区推計人口			本計画の 人口推計 ※
		区人口推計	区人口推計の 補間値	令和6年度を 1とした係数	
実績	令和5年度	229,653	229,653		
推計	令和6年度		232,923	1.0000	234,956
	令和7年度		236,193	1.0140	238,255
	令和8年度		239,463	1.0281	241,553
	令和9年度		242,733	1.0421	244,852
	令和10年度	246,003	246,003	1.0562	248,150
	令和11年度		247,881	1.0642	250,045
	令和12年度		249,760	1.0723	251,940
	令和13年度		251,638	1.0803	253,835
	令和14年度		253,517	1.0884	255,729
	令和15年度	255,395	255,395	1.0965	257,624

※2024(令和6)年度は実績値。各年度10月1日現在。

2 本計画(中間年度見直し版)の目標値

(1) 家庭系

○プラスチック分別回収

可燃ごみに含まれるプラスチックについては、プラスチック分別回収により、最終年度の2030(令和12)年度まで、毎年、約35%を削減します。

○発生抑制

発生抑制により、毎年、2024(令和6)年度比約2%ずつ、最終年度の2030(令和12)年度には約10%を削減します。

○資源物の分別

可燃ごみに含まれる古紙、衣類、リサイクル可能なプラスチックなどの可燃系資源化可能物については、毎年、2024(令和6)年度比約2%ずつ、最終年度の2030(令和12)年度には約10%を削減します。

不燃ごみに含まれるびん、缶、乾電池、蛍光灯などの不燃系資源化可能物については、毎年、2024(令和6)年度比約2%ずつ、最終年度の2030(令和12)年度には約10%を削減します。

これらの削減量の分だけ、資源量が増加すると仮定します。

○目標達成した場合の家庭系ごみ・資源量

単位(t/年)

	家庭系					資源物
	収集ごみ				合計	
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合計		
令和6年度	25,299	772	1,294	27,365	12,677	
令和7年度	23,368	766	1,286	25,420	14,575	
令和8年度	23,100	760	1,277	25,137	14,787	
令和9年度	22,882	755	1,271	24,909	14,991	
令和10年度	22,528	746	1,258	24,532	15,172	
令和11年度	22,101	735	1,240	24,076	15,258	
令和12年度	21,670	723	1,221	23,614	15,330	

(2) 事業系

○発生抑制

発生抑制により、毎年、2024(令和6)年度比約1.5%ずつ、最終年度の2030(令和12)年度には約7.5%を削減します。

○資源物の分別

ごみに含まれる資源化可能物については、毎年、2024(令和6)年度比約2%ずつ、最終年度の2030(令和12)年度には約10%を削減します。

○目標達成した場合の事業系ごみ量

単位(t/年)

	事業系			
	収集ごみ		持込ごみ	合計
	可燃ごみ	不燃ごみ		
令和6年度	12,790	440	18,159	31,389
令和7年度	12,540	431	17,887	30,858
令和8年度	12,293	422	17,614	30,329
令和9年度	12,047	414	17,342	29,802
令和10年度	11,802	405	17,069	29,277
令和11年度	11,560	397	16,797	28,753
令和12年度	11,319	388	16,525	28,232

3 基本指標

(1) 収集ごみの家庭系と事業系の按分

表6-3(P.25)に示した進捗状況を管理するための仮定値は、次のように算定しました。

家庭ごみ排出原単位調査で把握した、区民1人1日当たりの排出原単位は、可燃ごみが295g/人日、不燃ごみが9g/人日です。これに人口234,956人と年間日数の365日に乗じて、2024(令和6)年度の家庭ごみ量を推計しました。

この家庭ごみ量を、2024(令和6)年度の収集ごみ量で除すことで、区収集による可燃ごみと不燃ごみに占める家庭ごみの割合を、それぞれ66.4%、63.7%と仮定しました。

	排出原単位 (g/人日)	人口※ (人)	家庭ごみ量 (t/年)	収集ごみ量 (t/年)	家庭ごみ割合
可燃ごみ	295	234,956	25,299	38,089	66.4%
不燃ごみ	9		772	1,212	63.7%

※人口は令和6年10月1日現在

(2) 基本指標の算定方法

基本指標1「区民1人1日当たりの総排出量」は、区が処理に関与するごみ・資源の総量を区民1人1日当たりの量に換算したものです。

基本指標2「区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量」は、家庭から排出される収集ごみ量の合計を区民1人1日当たりの量に換算したものです。

基本指標の算定式	総排出量=W1+W2+W3+W4+R1	
	家庭ごみ排出量=(W1×A)+(W2×B)+W3	
算定に使用するデータ	行政データ	W1 区収集による可燃ごみ量
		W2 区収集による不燃ごみ量
		W3 粗大ごみ量
		W4 持込ごみ量
	仮定値	R1 区が収集もしくは関与する家庭系リサイクル量 (集団回収、集積所回収、拠点回収、粗大ごみ資源化分の合計値)
		A 区収集による可燃ごみに占める家庭ごみの割合66.4%
	B 区収集による不燃ごみに占める家庭ごみの割合63.7%	

(3) 基本指標の設定

家庭系と事業系を合わせた、目標達成した場合のごみ・資源量は次のようになります。

	ごみ・資源量(t/年)					推計人口 (人)	年間日数 (日)
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	持込ごみ	資源物		
	W1	W2	W3	W4	R1		
令和6年度	38,089	1,212	1,294	18,159	12,677	234,956	365
令和7年度	35,908	1,197	1,286	17,887	14,575	238,255	365
令和8年度	35,392	1,182	1,277	17,614	14,787	241,553	365
令和9年度	34,929	1,169	1,271	17,342	14,991	244,852	366
令和10年度	34,330	1,151	1,258	17,069	15,172	248,150	365
令和11年度	33,661	1,131	1,240	16,797	15,258	250,045	365
令和12年度	32,989	1,111	1,221	16,525	15,330	251,940	365

このごみ・資源量を区民1人1日あたりに換算し、指標の算定式で計算して、基本指標を次のように設定しました。

単位(g/人日)

	区民1人1日あたりのごみ・資源量					基本指標 1	基本指標 2
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	持込ごみ	資源物		
	W1	W2	W3	W4	R1		
令和6年度	444	14	15	212	148	833	319
令和7年度	413	14	15	206	168	815	292
令和8年度	401	13	14	200	168	797	285
令和9年度	390	13	14	194	167	778	278
令和10年度	379	13	14	188	168	762	271
令和11年度	369	12	14	184	167	746	264
令和12年度	359	12	13	180	167	731	257

循環型社会の実現に向けた 国内外の動向

1 国際的な動向

(1)SDGs

2015(平成27)年9月、国連サミットにおいて「持続可能な開発目標(SDGs)」が示されました。SDGsは、持続可能な世界を実現するための、2016(平成28)年から2030(令和12)年までの国際目標として、17のゴールと169のターゲットから構成されています。本計画に関連するターゲットは、次のとおりです。

SDGsのゴールとターゲット

7	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
11	住み続けられるまちづくりを	11.6	2030年までに、大気の水質やごみの処理などに特に注意を払うなどして、都市に住む人(一人当たり)が環境に与える影響を減らす。
12	つくる責任 つかう責任	12.3	2030年までに、小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
		12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
		12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
13	気候変動に具体的な対策を	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。
14	海の豊かさを守ろう	14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
15	陸の豊かさも守ろう	15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。

(2) 海洋プラスチックを巡る動向

近年、海洋プラスチック問題が注目されています。プラスチックは日常生活の様々な場面で大きな役割を果たしていますが、不適正に廃棄されたプラスチックが河川から海に流出し、生態系に大きな影響を及ぼしており、最終的には人間の健康や経済活動へも損失を及ぼすこととなります。各自治体においても、区民や事業者と連携してプラスチック問題に取り組んでいくことが喫緊の課題となっています。

2018(平成30)年には、G7シャルルボワ・サミットにおいて「海洋プラスチック憲章」が発表されました。この憲章には、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、イギリス及びEUが署名し、2040(令和22)年までにすべてのプラスチックを100%回収するなどの具体的な数値目標が示されています。

2022(令和4)年2月～3月の国連環境総会において、「海洋環境等におけるプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書(条約)」の策定に向けた政府間交渉委員会(INC: Intergovernmental Negotiating Committee)を立ち上げる決議が採択され、2024(令和6)年末までに5回開催されています。プラスチックの大量消費国・排出国を含む多くの国が参画する実効的かつ進歩的な国際枠組みの構築に向けた議論がされています。

(3) 温室効果ガス排出削減を巡る状況

廃棄物処理は、自治体の事業の中で、温室効果ガスの排出量の多い事業の一つであり、一般廃棄物処理基本計画を策定する際には、温室効果ガス排出削減についても考慮する必要があります。

2016(平成28)年11月には、京都議定書に代わる新たな枠組みとして、2020(令和2)年以降の温室効果ガス排出削減等のための「パリ協定」が発効しました。パリ協定は、全ての国が地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に取り組むことを約束した協定で、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち1.5℃に抑える努力をすること、そのため、できる限り早くピークアウトし、21世紀後半には、排出量と吸収量のバランスを取ることが目標として設定されています。

2021(令和3)年の国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)では、「グラスゴー気候合意(Glasgow Climate Pact)」の中で、1.5℃に抑えるという目標が明記されました。2022(令和4)年のCOP27では、1.5℃目標に基づく取組の実施の重要性を確認するとともに、2023(令和5)年までに同目標に整合的な温室効果ガス排出削減目標を設定していない国に対して、目標の再検討・強化を求めることが決定されました。2023(令和5)年のCOP28では、目標達成に向けて、世界全体の進捗状況を評価する「グローバル・ストックテイク(GST)」が初めて実施されました。各国は、5年ごとに実施されるグローバル・ストックテイクの結果を踏まえて温室効果ガス排出削減目標を更新し、これに基づいて2年ごとに実施の報告が義務付けられています。また、化石燃料からの脱却に向けたロードマップを承認しました。2024(令和6)年11月にアゼルバイジャンの首都バクーで開催されたCOP29では、先進国が途上国に気候変動に関する資金を提供する「気候資金に関する新規合同数値目標(NCQG)」が合意されました。

2 国内の動向

(1) 第五次循環型社会形成推進基本計画

国では、2024(令和6)年8月、「第五次循環型社会形成推進基本計画(循環経済を国家戦略に)」が閣議決定されました。循環型社会形成推進基本計画とは、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定される計画です。計画は概ね5年ごとに見直され、今回の計画には「循環経済を国家戦略に」という副題が付けられています。

循環経済への移行は、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と併せて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものであり、国家戦略として取り組むべき重要な政策課題としています。

循環型社会形成に向けた取組の進展に関しては、2030(令和12)年度までに「プラスチック再生利用量倍増」「食品ロス量半減」「家庭から廃棄される衣類の量を25%削減」「使用済紙おむつの再生利用等の実施・検討を行った自治体の総数150自治体」など、区の施策に直結する指標が定められています。

地方公共団体に期待される役割として、「地域の市民、事業者、NPO・NGO等の各主体間の連携・協働を促進するコーディネーター役として地域の循環資源や再生可能資源を活用した資源循環システムを構築するとともに、廃棄物の適正処理の実施等に重要な役割を果たすことが求められる。」としています。

(2) 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(第二次)

SDGsにおいて食品ロスの削減に関する具体的な目標が掲げられる中で、2019(令和元)年10月には、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、国の基本方針と都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえて、区市町村は食品ロス削減推進計画を策定することが努力義務として定められています。さらに、2020(令和2)年3月には、行政、事業者、消費者等の取組の指針となるものとして「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を策定し、各々の主体がそれぞれの立場で、食品ロスの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、行動に移すことを促進しています。

区が策定する食品ロス削減推進計画については、「本基本方針の見直しを踏まえ、定期的に見直すことが望まれる。」としています。

(3) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

2019(令和元)年5月、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。この戦略では、「2030(令和12)年までにプラスチック製容器包装の6割をリユース・リサイクル」「2035(令和17)年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等」などをマイルストーンとして、プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクルなどを重点戦略として掲げています。

2022(令和4)年4月、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、従来の「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の対象であったプラスチック製容器包装に加え、それ以外のプラスチック使用製品廃棄物についても、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」のルートでのリサイクルを可能とする仕組となりました。区市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出されるように努めることとされました。

この法律の施行を機に、2025(令和7)年4月、区内全域でプラスチック分別回収を開始しました。

3 東京都の動向

(1) 東京都資源循環・廃棄物処理計画

東京都は、2021(令和3)年9月には、都全域を対象とした「東京都資源循環・廃棄物処理計画(2021(令和3)年度～2025(令和7)年度)」を策定しました。廃棄物処理・リサイクルシステムのより一層の発展を図るため、①持続可能な資源利用の実現、②廃棄物処理システムのレベルアップ、③社会的課題への果敢なチャレンジを施策の3本の柱として掲げ、「社会基盤としての廃棄物・リサイクルシステムの強化を目指す」としています。主な施策として、①資源ロスの更なる削減、②廃棄物の循環利用の更なる促進、③廃棄物処理システムの強化、④健全で信頼される静脈ビジネスの発展、⑤社会的な課題への的確な対応の5つを掲げています。

(2) プラスチックの持続可能な利用に向けた施策

2019(令和元)年12月には、「プラスチック削減プログラム～プラスチックの持続可能な利用に向けて～」を策定しました。このプログラムでは、2030(令和12)年の東京都独自の目標として、家庭と大規模オフィスビルから排出される廃プラスチックの焼却量を2017(平成29)年度比で40%削減することを掲げています。

この目標を達成するため、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、都内区市町村が実施するプラスチック製容器包装や製品プラスチックの分別収集について、その経費の一部を補助する施策を実施しています。

(3) 東京都食品ロス削減推進計画

2021(令和3)年3月には、「東京都食品ロス削減推進計画」を策定しました。この計画では、食品ロスは資源の無駄となるだけでなく、温室効果ガス排出削減の面からも取り組むべき課題であるとし、多岐にわたる食品ロス対策を着実に進めるため、事業者、消費者、行政等が緊密に連携を図り、一丸となって取組を推進するとしています。2030(令和12)年の食品ロス発生量半減、2050(令和32)年の食品ロス発生量実質ゼロを目指して、①発生抑制(リデュース)を基調とした持続可能な循環型社会へ、②先進技術を活用した食品ロスの削減、③フードサプライチェーンにおける取組の推進、④未利用食品の有効活用の推進、⑤食品リサイクルの推進の5つを掲げています。

(4) 「リチウムイオン電池 捨てちゃダメ!」プロジェクト

近年、小型充電式電池を使用した製品が増加しています。小型充電式電池とは、充電をすることで繰り返し使える電池であり、リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池などがあります。小型充電式電池は、破損や変形により発火する危険性があり、ごみ収集車やごみ処理施設での火災事故の一因となっています。

東京都では、「リチウムイオン電池 捨てちゃダメ!」プロジェクトを始動し、リチウムイオン電池使用製品を廃棄する際の注意喚起を促すためのポスターを作成しています。また、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会、東京消防庁と連携し、小型充電式電池に関する普及啓発ポスター、チラシを作成しています。

4 文京区の動向

(1) 2050年「ゼロカーボンシティ」宣言

文京区は、2022(令和4)年2月、文京区議会定例議会区長施政方針において、2050(令和32)年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しました。環境保全として、区の二酸化炭素排出量削減目標の速やかな達成を目指すことや、地球温暖化対策として、区と契約する事業者へ省エネルギー等の環境に配慮した取組を促すなど、脱炭素社会に向けた機運を醸成するとともに必要な支援を実施することとしています。

この宣言に先駆けて、2020(令和2)年3月に改定した「文京区地球温暖化対策地域推進計画」では、将来的な脱炭素社会を目指して気候変動対策に取り組んできました。2025(令和7)年3月に見直された計画では、循環型社会の形成の分野のアクションプランとして次の施策を位置付けています。

○**家庭系ごみの3R**

生ごみの減量や食品ロス削減、家庭から出る不用品のリユースの促進及び区民等によるリサイクルの取組支援

○**事業系ごみの3R**

ごみ排出に関する事業者への指導や自己処理の促進等の働きかけ、及び区有施設における率直的なごみの削減

資料5

基礎調査の結果

区のごみ・資源の排出状況等を把握するため、以下の調査を実施し、計画中間年度見直しの基礎資料としました。本調査は、プラスチック分別回収開始前に実施したものです。

1 調査概要

(1) 区民アンケート調査

家庭から排出されるごみや資源の処理方法、ごみ減量・リサイクルへの取組状況や意識・意向等を把握するための調査を実施しました。

- 調査期間 2024(令和6)年6月から7月まで
- 調査対象 無作為抽出した区内2,000世帯
- 調査方法 調査票の送付は郵送、回収は郵送及びオンラインで行い、集計分析等を行いました。
- 有効回収率 32.3%(641票)

(2) 事業所アンケート調査

区内の事業所から発生するごみ・資源の量及び処理方法、ごみ減量・リサイクルへの取組状況や意識・意向等を把握するための調査を実施しました。

- 調査期間 2024(令和6)年7月から8月まで
- 調査対象 業種別・従業員規模別に分けて抽出した従業員数20人以下の区内2,000事業所
- 調査方法 調査票の送付は郵送、回収は郵送及びオンラインで行い、集計分析等を行いました。
- 有効回収率 30.9%(556票)

(3) 家庭ごみ排出原単位調査

家庭から排出される可燃ごみと不燃ごみについて、1人1日当たりの排出量(排出原単位)を把握するための調査を実施しました。

- 調査期間 2024(令和6)年6月10日から6月15日まで(6日間)
- 調査方法 地域特性及び住居形態に偏りがないよう、区内6地域を調査対象地域としました。調査対象地域の区民に対し、世帯人数と何日分のごみかを記載するシールを戸別に事前配付し、調査日の可燃ごみに添付して排出してもらい、調査員がそのごみの重量を測定し、家庭ごみの平均的な排出原単位を推計しました。
- 調査サンプル数 897世帯分

(4) 家庭ごみ組成分析調査

家庭から排出される可燃ごみ及び不燃ごみの組成割合を明らかにし、分別不適物混入率や資源の混入状況を把握するための調査を実施しました。

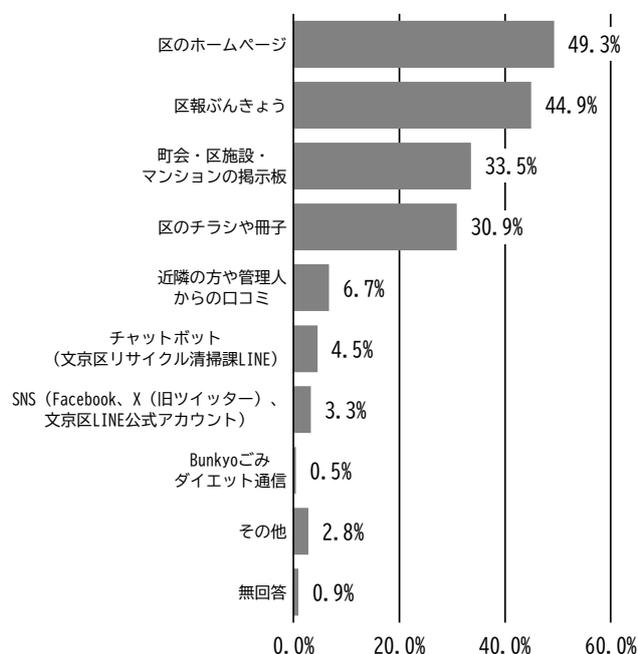
- 調査期間 2024(令和6)年6月3日から6月8日まで(6日間)
- 調査方法 地域特性及び住居形態に偏りがないよう、可燃ごみ及び不燃ごみ区内15地域を調査対象地域としました。収集した可燃ごみ及び不燃ごみについて、内容物を品目別に分類し品目ごとに重量を測定する等の調査を実施し、集計分析等を行いました。
- 調査サンプル量 可燃ごみ1,093.09kg 不燃ごみ495.86kg
計1,588.95kg

2 各調査結果(抜粋)

(1) 区民アンケート調査

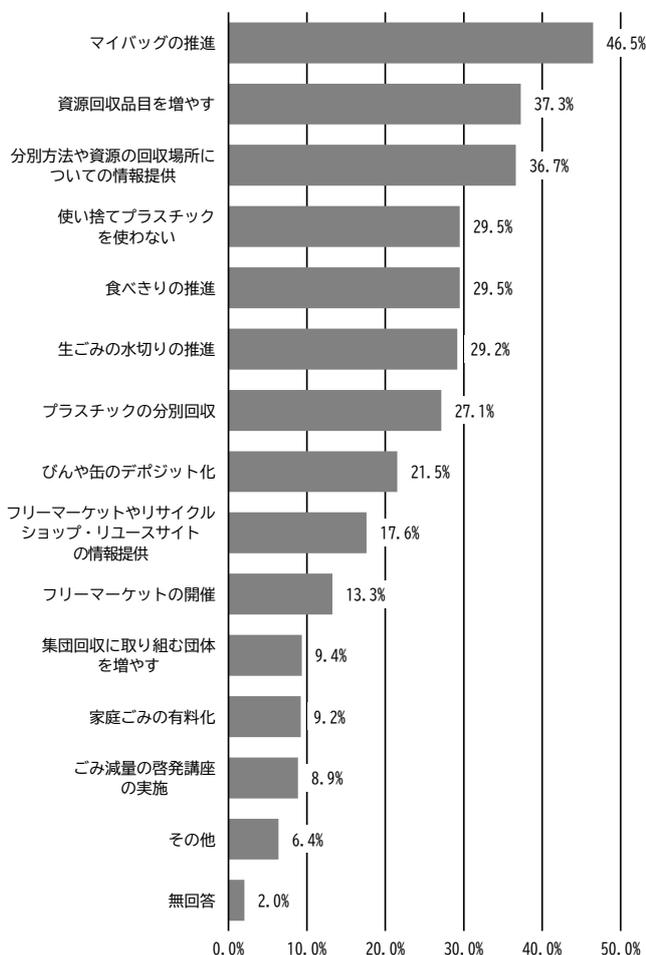
○普段、区の清掃・リサイクルに関する情報をどのように得ていますか。
(複数回答可)

	回答数	割合
区のホームページ	316	49.3%
区報ぶんきょう	288	44.9%
町会・区施設・マンションの掲示板	215	33.5%
区のチラシや冊子	198	30.9%
近隣の方や管理人からの口コミ	43	6.7%
チャットボット(文京区リサイクル清掃課LINE)	29	4.5%
SNS (Facebook、X(旧ツイッター)、文京区LINE公式アカウント)	21	3.3%
Bunkyoごみダイエツ通信	3	0.5%
その他	18	2.8%
無回答	6	0.9%
全体	641	100.0%



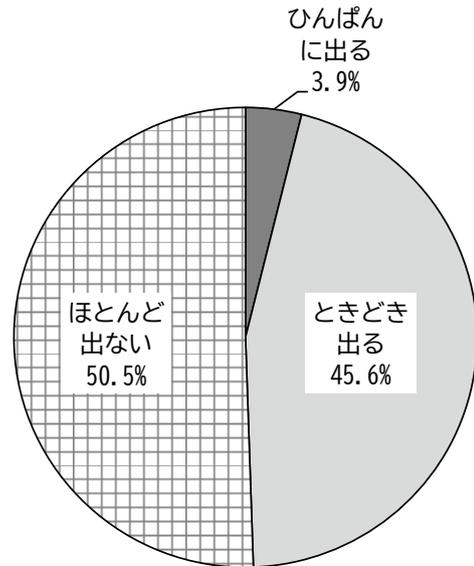
○家庭から出るごみ減量のためには、どのような対策が効果的だと思いますか。(複数回答可)

	回答数	割合
マイバツプの推進	298	46.5%
資源回収品目を増やす	239	37.3%
分別方法や資源の回収場所についての情報提供	235	36.7%
使い捨てプラスチックを使わない	189	29.5%
食べきりの推進	189	29.5%
生ごみの水切りの推進	187	29.2%
プラスチックの分別回収	174	27.1%
びんや缶のデポジット化	138	21.5%
フリーマーケットやリサイクルショップ・リユースサイトの情報提供	113	17.6%
フリーマーケットの開催	85	13.3%
集団回収に取り組む団体を増やす	60	9.4%
家庭ごみの有料化	59	9.2%
ごみ減量の啓発講座の実施	57	8.9%
その他	41	6.4%
無回答	13	2.0%
全体	641	100.0%



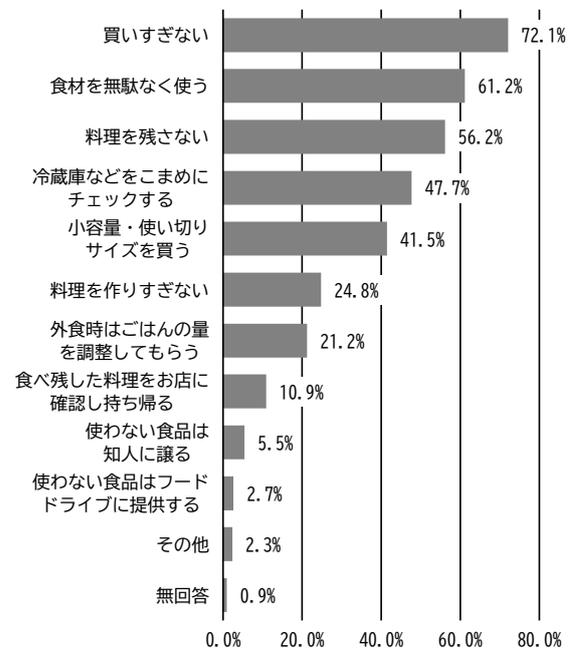
○「食品ロス」はどのくらいの頻度で出ますか。

	回答数	割合
ひんぱんに出る	25	3.9%
ときどき出る	292	45.6%
ほとんど出ない	324	50.5%
無回答	0	0.0%
全体	641	100.0%



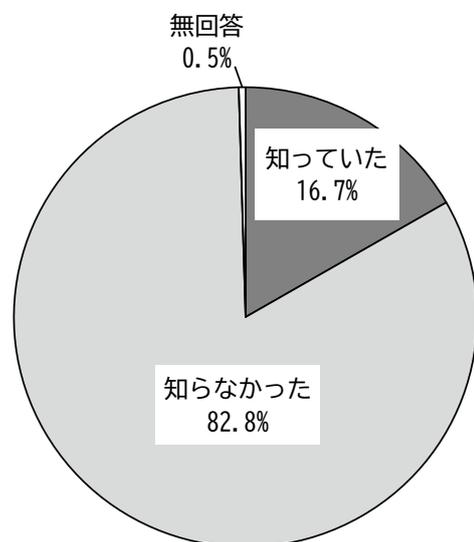
○食品ロスを減らすために日頃から行っていることはありますか。
(複数回答可)

	回答数	割合
買いすぎない	462	72.1%
食材を無駄なく使う	392	61.2%
料理を残さない	360	56.2%
冷蔵庫などをこまめにチェックする	306	47.7%
小容量・使い切りサイズを買う	266	41.5%
料理を作りすぎない	159	24.8%
外食時はごはんの量を調整してもらう	136	21.2%
食べ残した料理をお店に確認し持ち帰る	70	10.9%
使わない食品は知人に譲る	35	5.5%
使わない食品はフードドライブに提供する	17	2.7%
その他	15	2.3%
無回答	6	0.9%
全体	641	100.0%



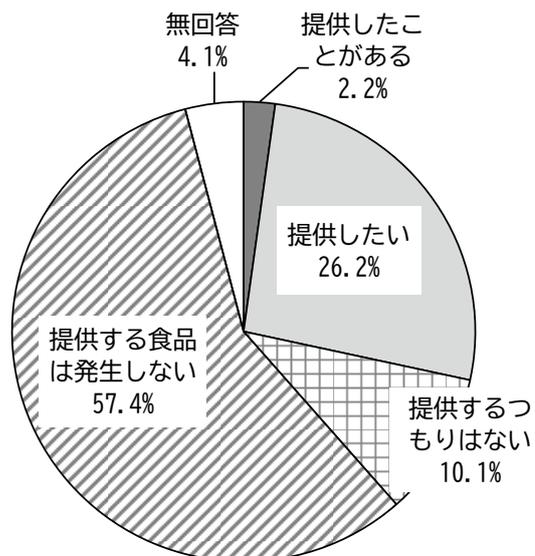
○区が実施しているフードドライブについてご存じでしたか。

	回答数	割合
知っていた	107	16.7%
知らなかった	531	82.8%
無回答	3	0.5%
全体	641	100.0%



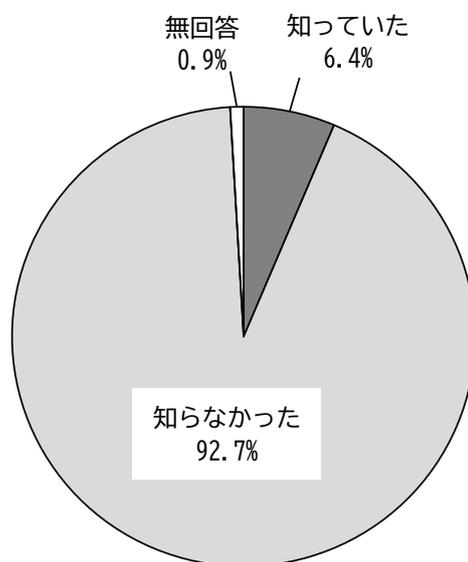
○区が実施しているフードドライブに食品を提供する意向はありますか。

	回答数	割合
提供したことがある	14	2.2%
提供したい	168	26.2%
提供するつもりはない	65	10.1%
提供する食品は発生しない	368	57.4%
無回答	26	4.1%
全体	641	100.0%



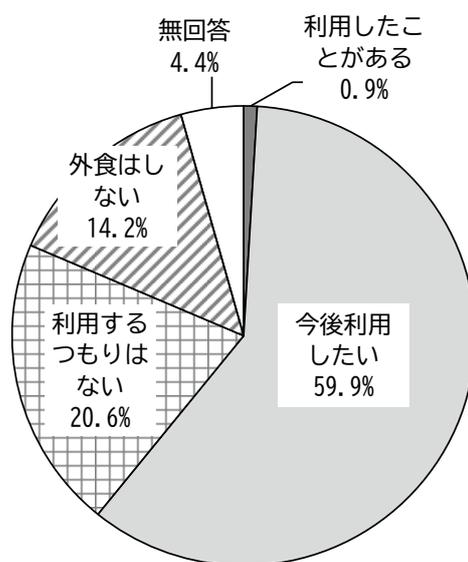
○「ぶんきょう食べきり協力店」をご存じでしたか。

	回答数	割合
知っていた	41	6.4%
知らなかった	594	92.7%
無回答	6	0.9%
全体	641	100.0%



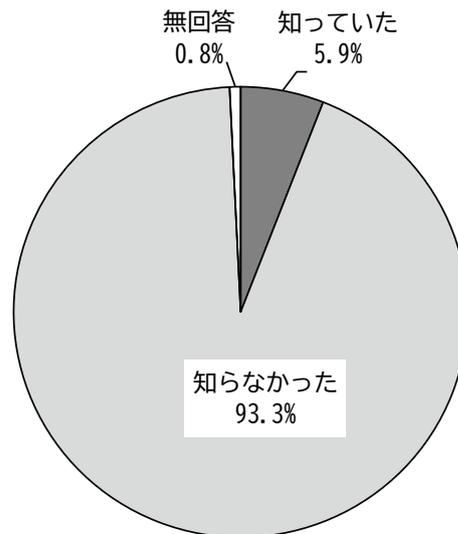
○「ぶんきょう食べきり協力店」を利用する意向はありますか。

	回答数	割合
利用したことがある	6	0.9%
今後利用したい	384	59.9%
利用するつもりはない	132	20.6%
外食はしない	91	14.2%
無回答	28	4.4%
全体	641	100.0%



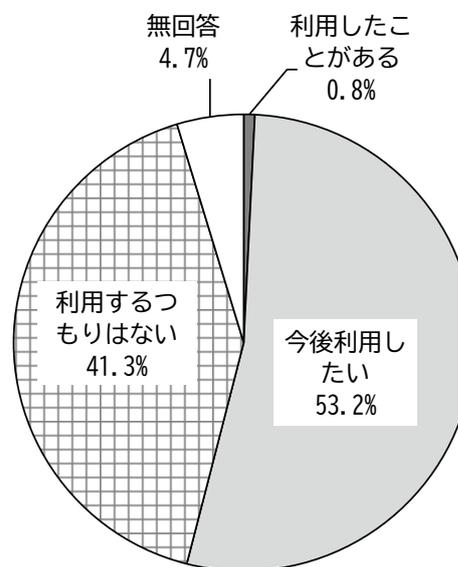
○フードシェアリングサービス(食品ロス削減マッチングサービス)をご存じでしたか。

	回答数	割合
知っていた	38	5.9%
知らなかった	598	93.3%
無回答	5	0.8%
全体	641	100.0%



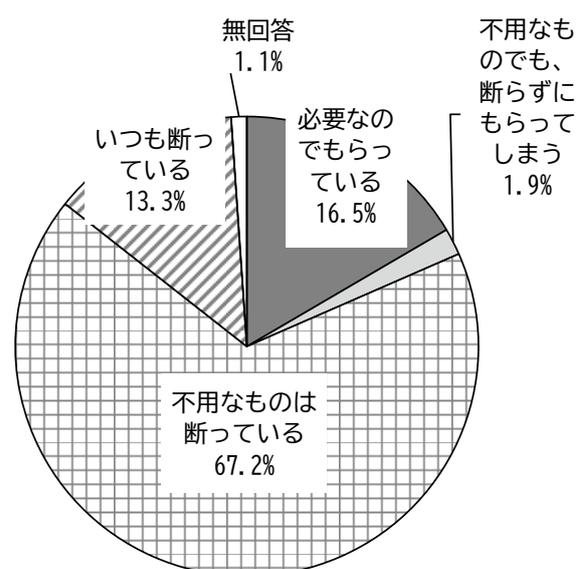
○フードシェアリングサービス(食品ロス削減マッチングサービス)を利用する意向はありますか。

	回答数	割合
利用したことがある	5	0.8%
今後利用したい	341	53.2%
利用するつもりはない	265	41.3%
無回答	30	4.7%
全体	641	100.0%



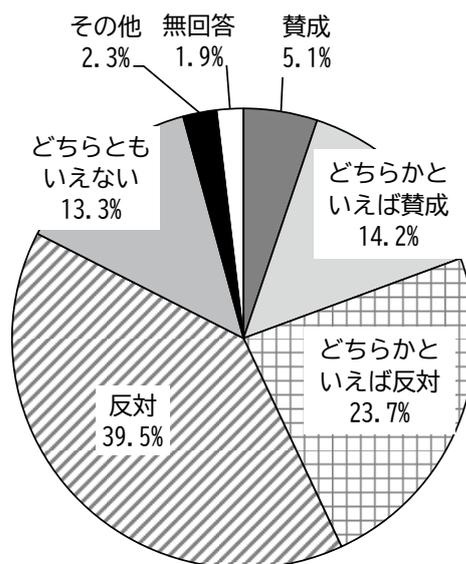
○お弁当や飲み物などを買ったときの使い捨てのスプーンやフォーク、ストローについておたずねします。

	回答数	割合
必要なでもらっている	106	16.5%
不用なものでも、断らずにもらってしまう	12	1.9%
不用なものは断っている	431	67.2%
いつも断っている	85	13.3%
無回答	7	1.1%
全体	641	100.0%



○家庭ごみの有料化についてどのようにお考えですか。

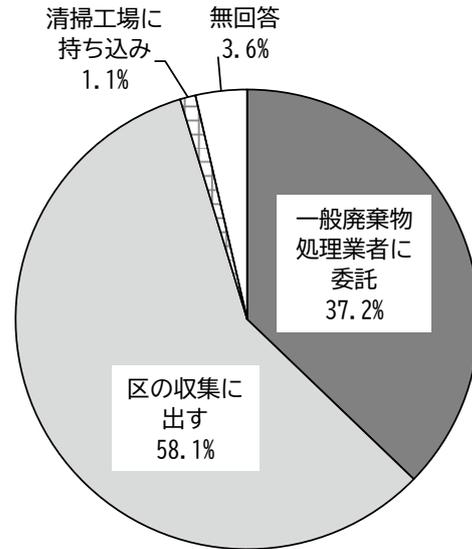
	回答数	割合
賛成	33	5.1%
どちらかといえば賛成	91	14.2%
どちらかといえば反対	152	23.7%
反対	253	39.5%
どちらともいえない	85	13.3%
その他	15	2.3%
無回答	12	1.9%
全体	641	100.0%



(2) 事業所アンケート調査

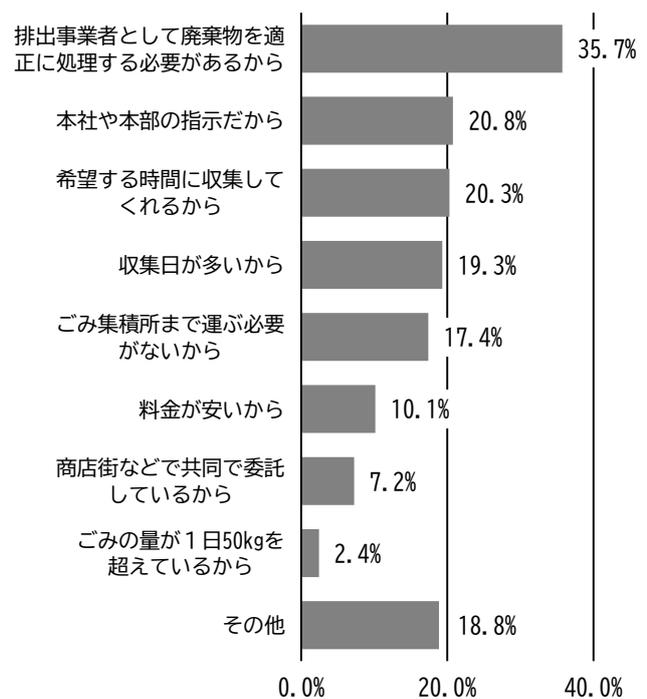
○貴事業所では、主にゴミをどのように処理していますか。

	件数	割合
一般廃棄物処理業者に委託	207	37.2%
区の収集に出す	323	58.1%
清掃工場に持ち込み	6	1.1%
無回答	20	3.6%
全体	556	100.0%



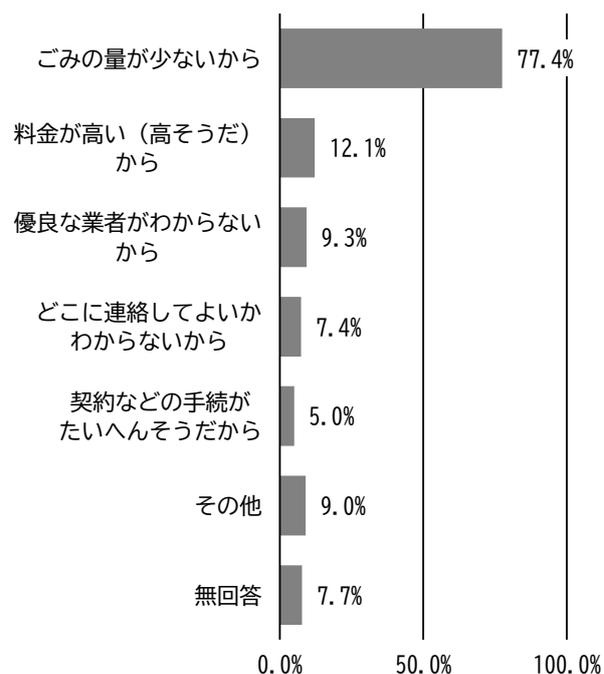
○一般廃棄物処理業者に委託している理由をお答えください。
(複数回答可)

	件数	割合
排出事業者として廃棄物を適正に処理する必要があるから	74	35.7%
本社や本部の指示だから	43	20.8%
希望する時間に収集してくれるから	42	20.3%
収集日が多いから	40	19.3%
ゴミ集積所まで運ぶ必要がないから	36	17.4%
料金が安いから	21	10.1%
商店街などで共同で委託しているから	15	7.2%
ゴミの量が1日50kgを超えているから	5	2.4%
その他	39	18.8%
無回答	0	0.0%
全体	207	100.0%



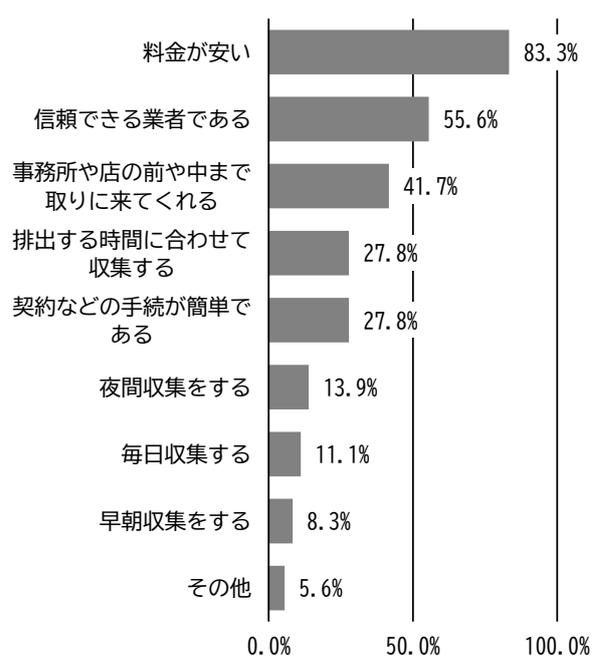
○一般廃棄物処理業者に委託していない理由をお答えください。
(複数回答可)

	件数	割合
ごみの量が少ないから	250	77.4%
料金が高い(高そうだ)から	39	12.1%
優良な業者がわからないから	30	9.3%
どこに連絡してよいかわからないから	24	7.4%
契約などの手続きがたいへんそうだから	16	5.0%
その他	29	9.0%
無回答	25	7.7%
全体	323	100.0%



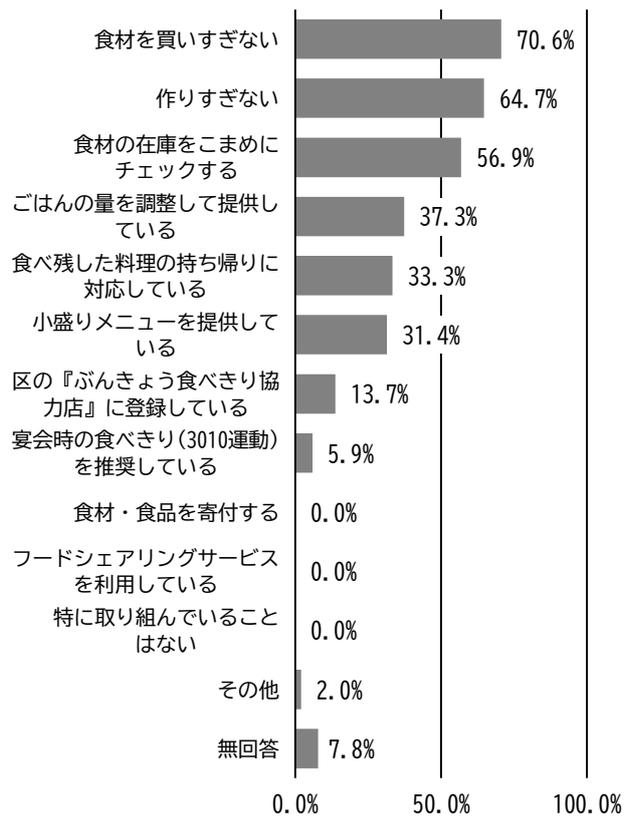
○どのような条件なら一般廃棄物処理業者に委託したいですか。
(複数回答可)

	件数	割合
料金が安い	30	83.3%
信頼できる業者である	20	55.6%
事務所や店の前や中まで取りに来てくれる	15	41.7%
排出する時間に合わせて収集する	10	27.8%
契約などの手続きが簡単である	10	27.8%
夜間収集をする	5	13.9%
毎日収集する	4	11.1%
早朝収集をする	3	8.3%
その他	2	5.6%
無回答	0	0.0%
全体	36	100.0%



○(飲食業の方におたずねします。)[食品ロス]についてどのような取組を実施していますか。(複数回答可)

	件数	割合
食材を買いすぎない	36	70.6%
作りすぎない	33	64.7%
食材の在庫をこまめにチェックする	29	56.9%
ごはんの量を調整して提供している	19	37.3%
食べ残した料理の持ち帰りに対応している	17	33.3%
小盛りメニューを提供している	16	31.4%
区の『ぶんきょう食べきり協力店』に登録している	7	13.7%
宴会時の食べきり(3010運動)を推奨している	3	5.9%
食材・食品を寄付する	0	0.0%
フードシェアリングサービスを利用している	0	0.0%
特に取り組んでいることはない	0	0.0%
その他	1	2.0%
無回答	4	7.8%
全体	51	100.0%



(3) 家庭ごみ排出原単位調査

本調査は、プラスチック分別回収開始前に実施したものです。

○区民1人1日当たりの可燃ごみ量

●区民1人1日当たりの可燃ごみ量は295gです。

単位(g/人日)

属性	排出原単位	家族人数別人口割合	可燃ごみ排出原単位
1人世帯	282	32.7%	295
2人世帯	332	22.0%	
3人世帯	314	20.7%	
4人以上世帯	264	24.6%	

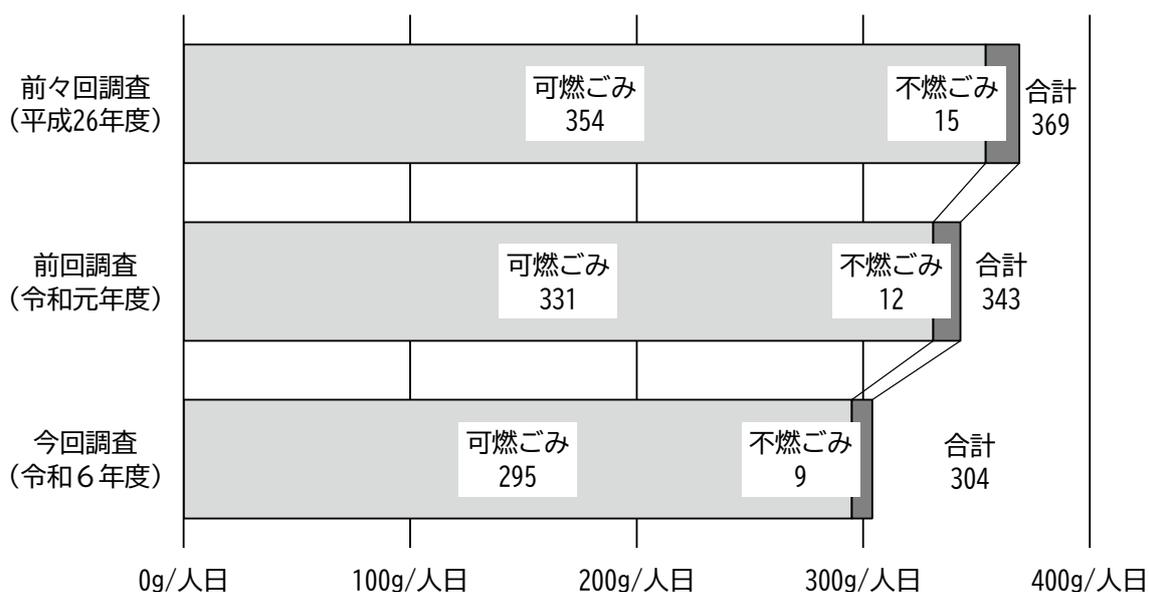
○区民1人1日当たりの不燃ごみ量

●区民1人1日当たりの可燃ごみと不燃ごみの区収集ごみ量から推計した区民1人1日当たりの不燃ごみ量は9gです。

可燃ごみ排出原単位	g/人日	A	295
R6年上半期不燃ごみ区収集量	t	B	580
R6年上半期可燃ごみ区収集量	t	C	19,249
不燃ごみ排出原単位	g/人日	$D=A*B/C$	9

○過去の推計値との比較

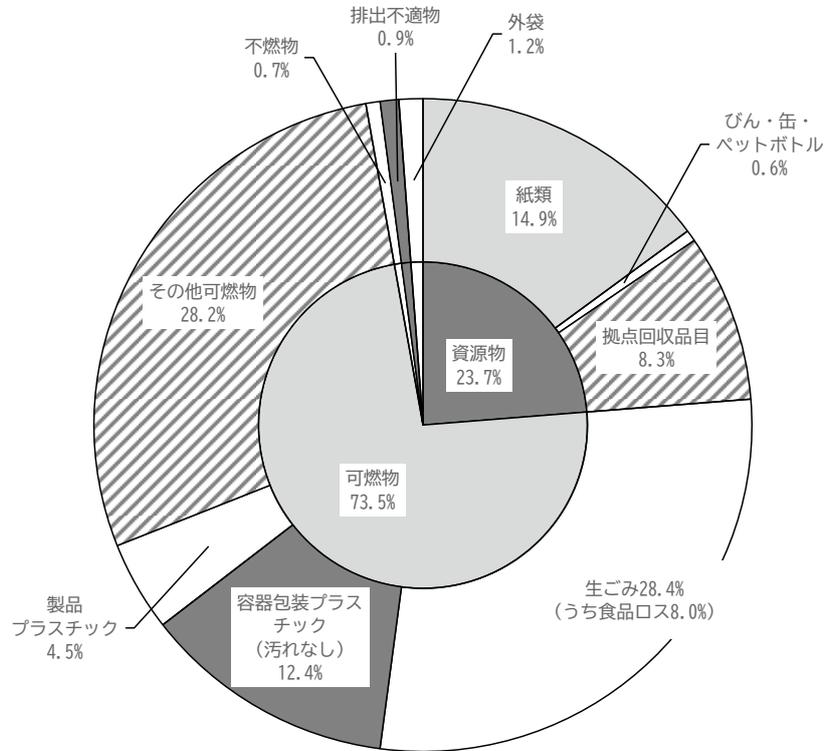
●前回調査時(令和元年度)の推計値は、可燃ごみが331g/人日、不燃ごみが12g/人日でしたので、可燃ごみが36g/人日、不燃ごみが3g/人日、合計で39g/人日減少したことになります。



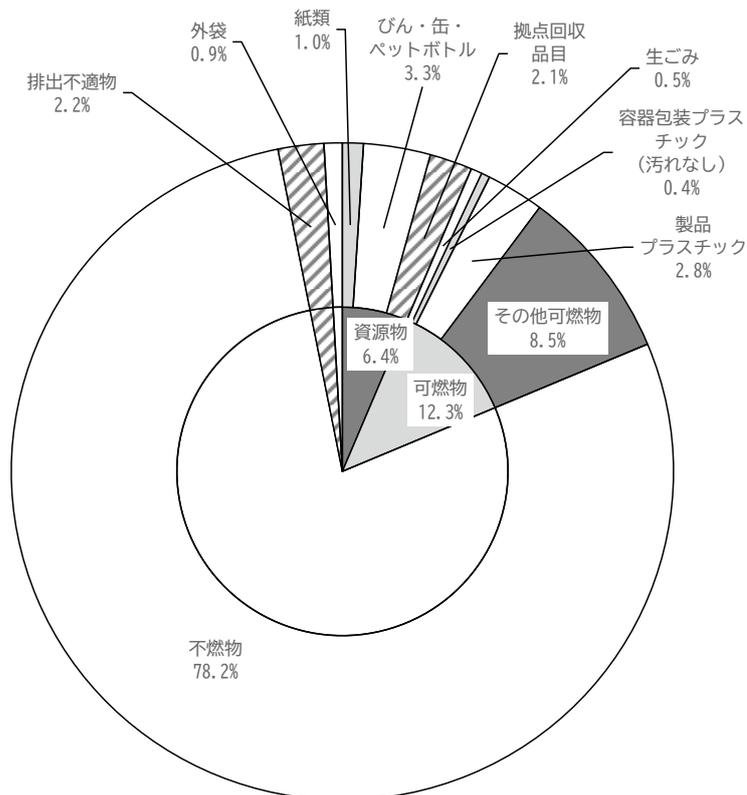
(4) 家庭ごみ組成分析調査

本調査は、プラスチック分別回収開始前に実施したものです。

○可燃ごみ

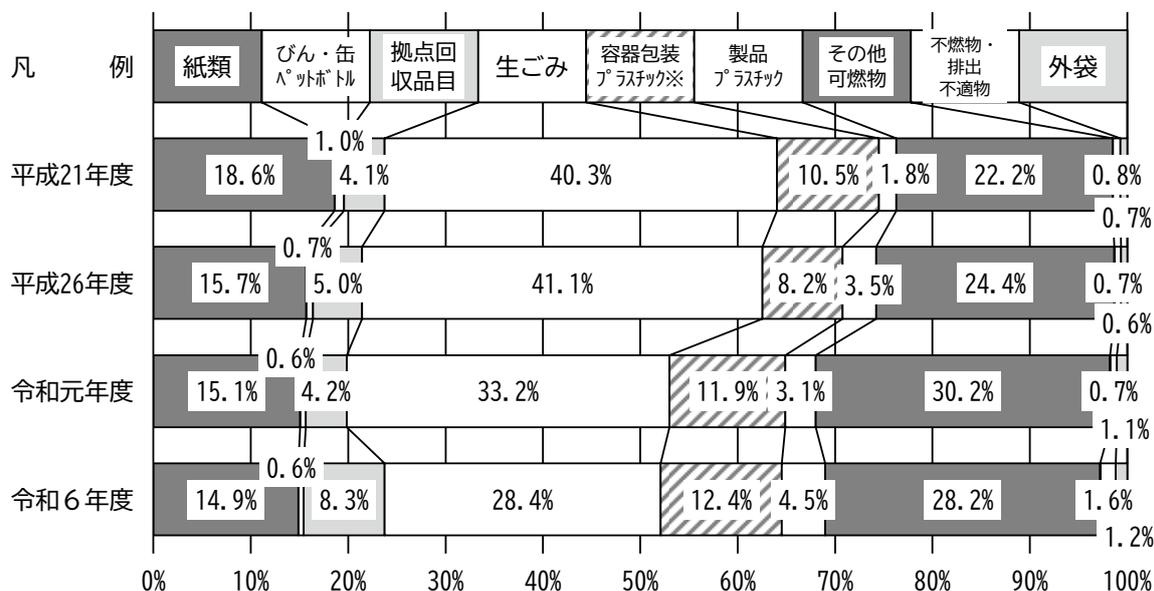


○不燃ごみ



○過去の調査結果との比較

可燃ごみ



※「容器包装プラスチック」は令和6年度調査では汚れていないものを分類した。(前回調査では汚れているものも含む。)

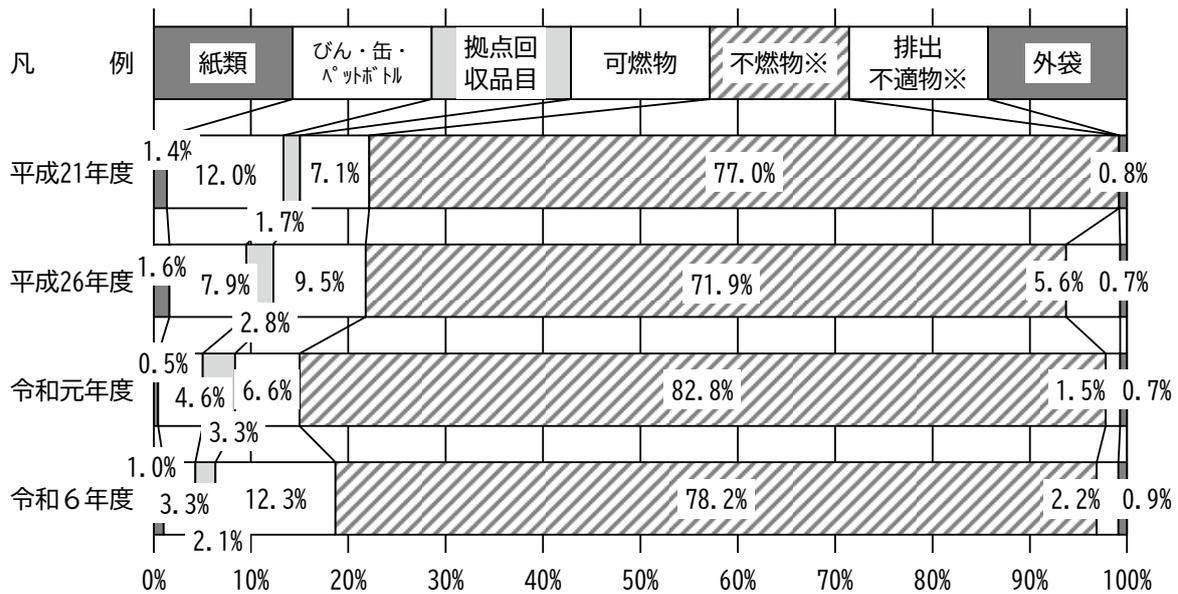
可燃ごみに含まれる資源物の割合

		平成21年度	平成26年度	令和元年度	令和6年度	令和元年度 からの増減
紙類	新聞	1.6%	1.6%	0.4%	0.3%	-0.1pt
	折込広告	1.1%	0.7%	0.7%	0.1%	-0.5pt
	雑誌・本	4.7%	2.0%	4.5%	1.7%	-2.8pt
	段ボール	1.1%	0.9%	0.7%	1.2%	0.5pt
	紙パック	0.7%	0.5%	0.4%	0.6%	0.1pt
	OA用紙	1.1%	0.5%	1.1%	0.7%	-0.4pt
	容器包装紙類(リサイクル可)	4.2%	4.2%	3.0%	4.5%	1.5pt
	その他紙類(リサイクル可)	4.1%	5.3%	4.3%	5.8%	1.5pt
びん・缶・ ペットボトル	生きびん	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0pt
	雑びん	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	-0.2pt
	飲用・食用スチール缶	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1pt
	飲用・食用アルミ缶	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0pt
	スプレー缶、カセットボンベ(中身なし)	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0pt
	ペットボトル	0.5%	0.0%	0.3%	0.5%	0.1pt
拠点回収品目 (その他 資源物※)	衣類	4.0%	0.0%	2.8%	5.0%	2.2pt
	靴類・鞆類、ベルト	—	—	—	1.2%	—
	発泡スチロール製食品トレイ(白)	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0pt
	発泡スチロール製食品トレイ(柄)	—	0.1%	0.2%	0.2%	0.0pt
	プラスチック製ボトル(汚れなし)	—	1.1%	1.0%	1.6%	0.6pt
	キャップ類(汚れなし)	—	0.1%	0.1%	0.2%	0.1pt
	インクカートリッジ	—	—	—	0.0%	—
	乾電池	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0pt
	蛍光管	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0pt
	水銀使用計器類	—	—	—	0.0%	—
携帯電話・スマートフォン	—	—	—	0.0%	—	
紙類	18.6%	15.7%	15.1%	14.9%	-0.2pt	
びん・缶・ペットボトル	1.0%	0.7%	0.6%	0.6%	0.0pt	
拠点回収品目※	4.1%	5.0%	4.2%	8.3%	4.1pt	
合計	23.7%	21.4%	19.8%	23.7%	3.9pt	

※「その他資源物」は令和6年度調査から「拠点回収品目」として分類した。

※「拠点回収品目」のうちインクカートリッジ、靴類・鞆類、ベルト、水銀使用計器類、携帯電話・スマートフォンは、令和6年度調査から新たに分類した。

不燃ごみ



※平成21年度調査では「排出不適物」は「不燃物」に含まれている。

不燃ごみに含まれる資源物の割合

		平成21年度	平成26年度	令和元年度	令和6年度	令和元年度からの増減
紙類	新聞	0.4%	0.3%	0.1%	0.0%	-0.1pt
	折込広告	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0pt
	雑誌・本	0.0%	1.0%	0.0%	0.6%	0.6pt
	段ボール	0.6%	0.1%	0.2%	0.2%	0.0pt
	紙パック	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0pt
	OA用紙	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0pt
	容器包装紙類(リサイクル可)	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.0pt
	その他紙類(リサイクル可)	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0pt
びん・缶・ペットボトル	生きびん	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0pt
	雑びん	8.2%	5.4%	2.4%	1.8%	-0.6pt
	飲用・食用スチール缶	2.6%	1.2%	0.9%	0.6%	-0.3pt
	飲用・食用アルミ缶	0.8%	0.3%	0.1%	0.0%	0.0pt
	スプレー缶、カセットボンベ(中身なし)	-	0.8%	1.2%	0.8%	-0.4pt
	ペットボトル	0.4%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0pt
拠点回収品目(その他資源物※)	衣類	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1pt
	靴類・鞆類、ベルト	-	-	-	0.6%	-
	発泡スチロール製食品トレイ(白)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0pt
	発泡スチロール製食品トレイ(柄)	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0pt
	プラスチック製ボトル(汚れなし)	-	0.2%	0.4%	0.2%	-0.3pt
	キャップ類(汚れなし)	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1pt
	インクカートリッジ	-	-	-	0.0%	-
	乾電池	1.6%	1.4%	1.6%	1.0%	-0.6pt
	蛍光管	-	1.2%	1.2%	0.2%	-1.0pt
	水銀使用計器類	-	-	-	0.0%	-
携帯電話・スマートフォン	-	-	-	0.0%	-	
紙類	1.4%	1.6%	0.5%	1.0%	0.6pt	
びん・缶・ペットボトル	12.0%	7.9%	4.6%	3.3%	-1.3pt	
拠点回収品目※	1.7%	2.8%	3.3%	2.1%	-1.2pt	
合計	15.1%	12.3%	8.4%	6.4%	-2.0pt	

※「その他資源物」は令和6年度調査から「拠点回収品目」として分類した。

※「拠点回収品目」のうちインクカートリッジ、靴類・鞆類、ベルト、水銀使用計器類、携帯電話・スマートフォンは、令和6年度調査から新たに分類した。

○食品ロス

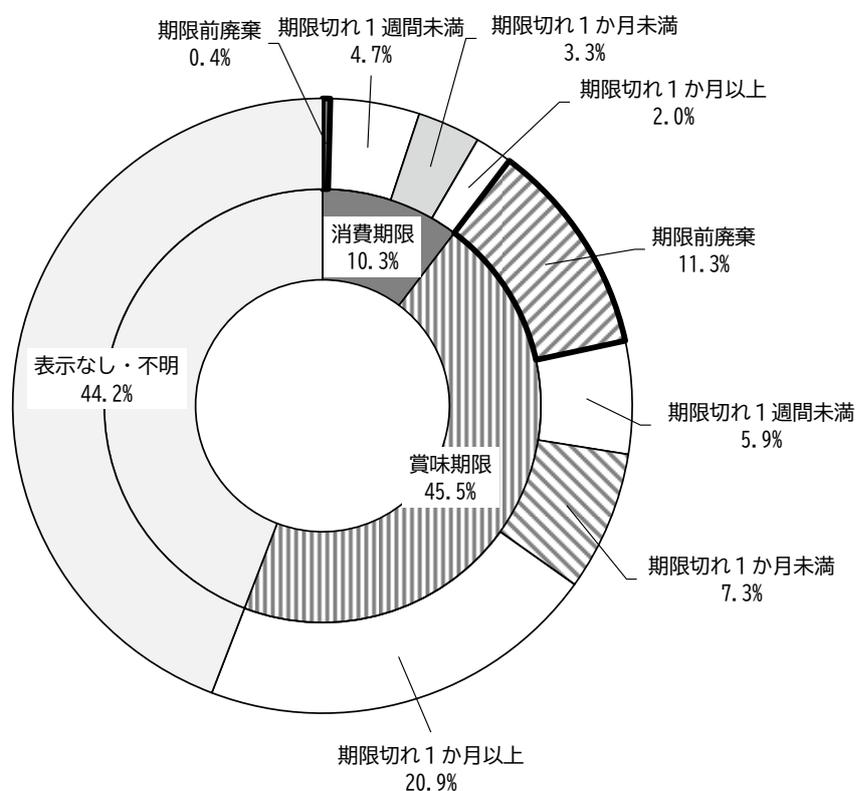
- 可燃ごみに含まれる食品ロスの割合は、直接廃棄(手つかず)が3.6%、直接廃棄(使い残し)が1.1%、食べ残しが3.3%です。
- 生ごみに占める割合は、直接廃棄(手つかず)が12.5%、直接廃棄(使い残し)が4.1%、食べ残しが11.8%です。

	可燃ごみに占める割合	生ごみに占める割合
直接廃棄(手つかず)	3.6%	12.5%
直接廃棄(使い残し)	1.1%	4.1%
食べ残し	3.3%	11.8%
食品ロス小計	8.0%	28.4%
その他生ごみ(調理くずなど)	20.3%	71.6%
合計	28.4%	100.0%



写真：今回の調査で確認できた直接廃棄(手つかず)の食品等

- 直接廃棄(手つかず)のうち、消費期限の表示があるものは10.3%、賞味期限の表示のあるものは45.5%、表示なし・不明が44.2%です。このうち、消費期限前に廃棄されたものは0.4%、賞味期限前に廃棄されたものは11.3%です。



プラスチック分別回収の 温室効果ガス排出削減効果

区では、2025(令和7)年4月から区内全域でプラスチック分別回収を開始しました。プラスチック分別回収は、ごみの減量以外にも、温室効果ガス排出削減など地球環境への負荷軽減の効果があります。

ここでは、プラスチック分別回収について、従来のサーマルリサイクルと比較した場合の温室効果ガス排出削減効果について評価します。

(1) シナリオと評価方法

2025(令和7)年度上半期プラスチック分別回収量は983.39tであったため、その2倍となる1,967tを年間回収量と仮定し、再商品化する場合と可燃ごみとして収集しサーマルリサイクルする場合の2つのシナリオを設定して比較しました。

「プラスチック製容器包装再商品化手法及びエネルギーリカバリーの環境負荷評価(LCA)」(2019(平成31)年3月、海洋プラスチック問題対応協議会、以下「LCA報告書」といいます。)では、ライフ・サイクル・アセスメント(LCA)手法を用いて、再商品化手法ごとの二酸化炭素排出量を評価しています。再商品化手法は年度ごとに決定しますが、2025(令和7)年度の再商品化手法に合わせて、LCA報告書に記載されているケミカルリサイクル・ガス化(アンモニア製造)の値を用います。

(2) 温室効果ガス排出削減効果

サーマルリサイクルでは、3,148tの二酸化炭素が排出されます。これに対して、ケミカルリサイクルでは1,700tが排出されます。その結果、ケミカルリサイクルではサーマルリサイクルと比較して二酸化炭素排出量を1,448t削減できます。

	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂ /年)
サーマルリサイクル	3,148
ケミカルリサイクル	1,700
サーマルリサイクルと比較したケミカルリサイクルの効果	1,448 減少

文京区リサイクル清掃審議会 委員・幹事名簿

委員任期：令和6年5月7日から令和8年5月6日まで

	区分	氏名	ふりがな	所属団体等
◎	経学 験者	南部 和香	なんぶ かずか	青山学院大学社会情報学部 教授
○		齊藤 崇	さいとう たかし	杏林大学総合政策学部 教授
3	区内関係団体・大規模事業者の推薦委員	浅野 和夫	あさの かずお	文京区町会連合会 副会長 (令和7年8月26日まで)
		内藤 マリ子	ないとう まりこ	文京区町会連合会 (令和7年8月27日から)
4		細谷 はるか	ほそや はるか	文京区女性団体連絡会 副会長
5		山田 幸弘	やまだ ゆきひろ	文京区リサイクル事業協同組合 事務局
6		二木 玲子	ふたぎ れいこ	東京商工会議所文京支部 交通運輸分科会評議員
7		寺澤 弘一郎	てらさわ こういちろう	文京区商店街連合会 副会長
8		内田 幸久	うちだ ゆきひさ	文京区消費者団体連絡会 (消費生活推進員の会 代表)
9		柴田 恵美子	しばた えみこ	ステージ・エコ実行委員会 委員長
10		和田 真澄	わだ ますみ	リサイクルイン文京 会長
11		内西 太郎	うちにし たらう	株式会社東京ドーム
12		阿部 沙也加	あべ さやか	学校法人東洋大学
13		牛嶋 大	うじま まさる	文京区立小学校PTA連合会 理事 (令和7年5月22日まで)
		阿部 雅広	あべ まさひろ	文京区立小学校PTA連合会 理事 (令和7年5月23日から)
14	公募委員	鎗木 儀郎	かぶらぎ よしろう	
15		島田 浩司	しまだ こうじ	
16		清水 弘子	しみず ひろこ	
17		田口 香子	たぐち きょうこ	
18		武井 彩子	たけい あやこ	
19		宮本 拓	みやもと たく	
20	幹事	木幡 光伸	こはた みつのぶ	資源環境部長
21		有坂 和彦	ありさか かずひこ	リサイクル清掃課長
22		高橋 彬	たかはし あきら	文京清掃事務所長 (令和7年3月31日まで)
		石川 浩司	いしかわ こうじ	文京清掃事務所長 (令和7年4月1日から)

◎会長 ○職務代理者

資料8

計画の中間年度見直し経過

回	開催日	主な議題
第1回審議会	2024(令和6)年 5月7日	○委員委嘱 ○区長からの諮問
第2回審議会	2024(令和6)年 6月28日	○施設見学会
第3回審議会	2024(令和6)年 11月5日	○文京区一般廃棄物処理基本計画(モノ・プラン文京)の進捗状況について ○循環型社会の実現に向けた国内外の動向について ○基礎調査結果の概要について
第4回審議会	2024(令和6)年 12月17日	○文京区一般廃棄物処理基本計画(モノ・プラン文京)中間年度見直しに係る区の課題について
第5回審議会	2025(令和7)年 2月3日	○文京区一般廃棄物処理基本計画(モノ・プラン文京)中間年度見直し案について
第6回審議会	2025(令和7)年 5月23日	○文京区一般廃棄物処理基本計画(モノ・プラン文京)中間年度見直し案について
第7回審議会	2025(令和7)年 7月23日	○文京区一般廃棄物処理基本計画(モノ・プラン文京)中間年度見直し案について
第8回審議会	2025(令和7)年 8月27日	○文京区一般廃棄物処理基本計画(モノ・プラン文京)中間年度見直し版(素案)について
パブリック コメント	2025(令和7)年 10月3日～11月10日	意見提出 30件
第9回審議会	2025(令和7)年 12月22日	○文京区一般廃棄物処理基本計画(モノ・プラン文京)中間年度見直し版(案)について ○答申(案)について
答申	2025(令和7)年 12月22日	○区長への答申

資料9 語句の説明

【ア】

●一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条第4項において「産業廃棄物」として指定されている物以外の廃棄物。

なお、同法律では、第2条において、「廃棄物」とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいう」と定めている。

●一般廃棄物処理計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項により、区市町村に策定を義務付けられた、当該区市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画。

●SDGs(エス・ディー・ジーズ)

「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称。2015(平成27)年9月、国連サミットにおいて採択された、持続可能な世界を実現するための2016(平成28)年から2030(令和12)年までの国際目標。17のゴールと169のターゲットから構成されている。

【カ】

●環境負荷

人が環境に与える負担のこと。「環境基本法」では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう」としている。

●拠点回収

区市町村が主体となり、住民が役所などの施設に資源(ペットボトル、古紙、電池など)を持ち込んで回収する方法。特定の場所(拠点)で資源を回集することで、リサイクルの効率化や分別の徹底を図ることができる。

●下水道(公共下水道)

公共下水道は、原則として市町村の事務である。東京都は都制をとっているため、23区部全域で都が「市」の立場で下水道事業を行っている。

●公衆衛生

地域全体の健康への脅威を取り除くこと。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」は、公衆衛生の向上を廃棄物処理の目的と規定している。

●こ が た か でん小型家電

一般消費者が通常の生活に用いる電気製品のうち、携帯電話やデジタルカメラなど、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令」第1条に規定するものをいう。

●こ が た じ ゅ う でん し き でん ち小型充電式電池

充電することで繰り返し利用できる電池(二次電池)のことで、ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池などがある。スマートフォン、モバイルバッテリー、ハンディファンなどに使用される。

【サ】

●さい が い は い き ぶ つ災害廃棄物

地震・台風・豪雨などの災害によって発生する廃棄物のことで、倒壊した建物のがれき、壊れた家具や家電、土砂、流木、生活ごみなど、災害時に大量に発生する廃棄物を指す。

●さい し ゅ う し ゅ ぶ ん最終処分

ごみを最終的に処分すること。ごみは、収集・運搬された後、焼却等の中間処理を経て最終処分される。最終処分のほとんどは埋立処分によって行われている。

また、埋立処分を行う施設を最終処分場という。

●さい し ゅ う ひ ん か し ゅ ほう再商品化手法

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づいて回収されたプラスチックは、様々な方法でリサイクルされるが、これらのリサイクル方法を再商品化手法という。再商品化手法には、サーマルリサイクル、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルがある。

●サーマルリサイクル

ごみの焼却時に生じる熱エネルギーを回収して利用すること。発電や余熱を活用して温水施設などへ供給することもある。

●さん ぎ ょ う は い き ぶ つ産業廃棄物

事業活動に伴って排出された廃棄物のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条第4項及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第2条で定める20種類の廃棄物のことをいう。産業廃棄物は、廃出事業者が自ら処理することが原則とされている。

●じ ぎ ょ う け い事業系ごみ

事業活動に伴って生じた廃棄物をいい、「文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」第9条第2項において、「事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定めている。

●事業用大規模建築物じぎょうようだい き ぼけんちくぶつ

「文京区廃棄物の処理及び再利用に関する規則」第4条に規定する、事業用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上の建築物を指す。

●事業用中規模建築物じぎょうようちゅう き ぼけんちくぶつ

「文京区事業用中規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱」第3条に規定する、事業用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上3,000㎡未満の建築物を指す。

●集団回収しゅうだんかいしゅう

10世帯以上の区民で構成されるグループ(実践団体)が家庭から出る資源を集めて、民間の資源回収業者へ引き渡す自主的な資源回収システム。

●循環型社会じゅんかんがたしやかい

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる社会をイメージして使われるようになった概念。「循環型社会形成推進基本法」は、循環型社会を「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義している。

●循環型社会形成推進基本法じゅんかんがたしやかいけいせいすいしん きほんほう

2001(平成13)年1月に施行された、廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律。同法は基本法であり、政策の基本的方向を示す。

●浄化槽汚泥じょうか そうおでい

微生物を使い汚水を浄化する機器を浄化槽といい、汚水を処理した後に浄化槽に集積する残渣ざんざを浄化槽汚泥という。

●使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律しょうずみ こがたでん し き きとう さいしげん か そくしん かん ほうりつ こがたか でん ほう(小型家電リサイクル法)

2013(平成25)年4月に施行された、使用済小型電子機器等に含まれているレアメタル等の有用金属の回収を目的とする個別リサイクル法。それまでの個別リサイクル法と異なり、リサイクルを義務付けず、市場原理に委ねてリサイクルの促進を図る内容となっている。

●食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律しょくひんじゅんかん しげん さいせい りようとう そくしん かん ほうりつ しょくひん ほう(食品リサイクル法)

2001(平成13)年5月に施行された、食品の売れ残りや食べ残し、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物を減らし、リサイクルを進めるため、生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務づけた法律。2007(平成19)年の改正により、小売業などの食品関連事業者に対する指導監督の強化と再生利用等の取組の円滑化措置が講じられた。

●食品ロスしょくひん

買い過ぎ・期限切れ・食べ残し・過剰な除去(野菜の皮など)等により、本来食べられたはずなのに廃棄されてしまう食品のこと。

●^{しょくひん さくげん すいしん かん ほうりつ しょくひん さくげんすいしんほう}食品ロスの削減の推進に関する法律(食品ロス削減推進法)

2019(令和元)年10月に施行された、まだ食べられるのに廃棄されてしまう「食品ロス」を減らすため、行政・事業者・消費者などが協力して取り組むことを目的とする法律。都道府県・区市町村は、「食品ロス削減推進計画」を策定するよう努めることとされている。

●^{すいへい}水平リサイクル

例えば、使用済みのペットボトルを原材料にしてペットボトルを製造するように、品質の劣化を伴わず、同じものに再生できるリサイクルのこと。

●3R(スリーアール)

「循環型社会形成推進基本計画」に規定された廃棄物処理の3つの基本、Reduce(リデュース：発生抑制)、Reuse(リユース：再使用)、Recycle(リサイクル：再資源化)の頭文字をとったもの。

●^{せいかつかんきょう}生活環境

人間の日常生活の営みに影響を与える、大気・水・土壌その他の自然的もしくは社会的な状況。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」は、生活環境の保全を公衆衛生の向上と並んで廃棄物処理の目的としている。

●^{せいぶんかいせい}生分解性プラスチック

土壌や水中などで微生物の働きにより、最終的には二酸化炭素と水になって自然界へと循環していく性質を持つプラスチックのこと。分解するには条件が必要だが、半永久的に残る従来のプラスチックと比較した場合、環境への負荷が少ないことが期待される。

●ゼロ・ウェイスト

無駄や浪費をなくし、ごみをそもそも出さないようにする取組。食品・飲料品や、洗剤などの容器を回収し再利用するサービスや、商品のパッケージ自体をなくすなどの取組が行われている。

●ゼロカーボンシティ

2050(令和32)年に二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする目標を宣言した地方公共団体等のこと。

【夕】

●^{だつたんそ}脱炭素

社会全体で二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を減らし、最終的に排出量をゼロにすることを目指す取組や考え方。

●^{ちゅうかんしより}中間処理

収集した可燃ごみを燃やしたり、不燃ごみを破砕、選別することで、できるだけ小さく軽くし、最終処分場に埋め立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。

●^{おでい}ディスポーザ汚泥

ディスポーザで破砕した生ごみを含む排水を排水処理装置で処理してから下水道に流すディスポーザ排水処理システムから発生する汚泥のこと。

●^{とうきょう にじゅうさんくせいそういちぶじむくみあい}東京二十三区清掃一部事務組合

清掃工場等の整備・管理・運営など中間処理について、東京23区が共同処理することを目的として、「地方自治法」第284条第2項の規定に基づき、2000(平成12)年4月に設立された組織。

●^{とうきょう にじゅうさんくせいそうきょうぎかい}東京二十三区清掃協議会

東京23区と清掃一部事務組合の共通する事務の一部を共同で処理するために設立した地方自治法上の組織。

●^{とくていかていようききさいしやうひんかほうかでんほう}特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)

2001(平成13)年4月に施行された、家庭用のエアコン、テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目を対象機器として、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに資源の有効利用を推進するための法律。

【ナ】

●^{なま}生ごみ

ごみのうち、主に調理に際して排出されるものや残飯など、水分量が多く腐敗しやすいもの。

【ハ】

●^{はいきぶつしよりおよせいそうかんほうりつはいきぶつしよりほうはいそうほう}廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法・廃掃法)

1971(昭和46)年9月に施行された、廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めた法律。従来の「清掃法」(1954(昭和29)年施行)を全面的に改めて制定された。廃棄物の排出抑制と適正な処理、生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることが目的。

●バイオマスプラスチック

植物などの再生可能な有機資源(バイオマス)を原料として作られるプラスチックのこと。植物は栽培時に光合成で二酸化炭素を吸収するため、製造時や廃棄・焼却時に二酸化炭素が発生しても、実質的には大気中の二酸化炭素を増加させないという特徴がある。地球温暖化の防止や化石資源への依存度低減に貢献することが期待される。

●ビルピット^{おでい}汚泥

建物内で発生した廃水をいったん地下に設けた排水槽(ビルピット)に受けてから下水道に放流する構造の建物がある。ビルピット汚泥とは、ビルピット底部に沈殿した泥状の廃棄物のこと。

●「文^{ふみ}の京^{みやこ}」総合戦略^{そうごうせんりやく}

区が解決すべき主要課題を明らかにした「重点化計画」で、財政的な裏付けを伴う区の最上位計画。2010(平成22)年6月に策定した基本構想の根幹となる理念や将来都市像を継承するとともに、各施策の基本となる考え方や主要課題の解決に向けた事業展開等を一体的に示し、社会状況や行政需要の変化に適応する課題解決型の区政運営を推進していく。

●プラスチックに係る資源循環^{かか しげんじゆんかん}の促進^{そくしんとう}等に関する法律^{かん ほうりつ}(プラ新法^{しんほう}・プラスチック資源循環^{しげんじゆんかんそくしんほう}促進法)

2022(令和4)年4月に施行された、プラスチックごみや海洋プラごみ、地球温暖化などの課題を背景に、プラスチック製品廃棄物の排出抑制、回収、リサイクル促進のための新しい法律。素材であるプラスチックに焦点を当てている。

●文京区^{ぶんきやうく}リサイクル清掃^{せいそうしん}審議会^{ぎかい}

「文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」に規定される区長の附属機関。廃棄物の適正な処理及び再利用を行い、清掃事業の効率的な運営を図るために、区長の諮問に応じて廃棄物の処理の基本方針に関すること等を調査、又は審議する。

【マ】

●持込^{もちこみ}ごみ

事業者が自ら(許可業者への委託含む)清掃工場やごみ処理施設などの指定場所に直接持ち込むごみのこと。

●モノ・プラン^{ぶんきょう}文京

2000(平成12)年3月に策定された「文京区一般廃棄物処理基本計画(モノ・プラン2000文京)」は、区内の生産・消費活動から排出されるごみとなる前の時点でのモノに着目して、モノの流れを把握し、発生抑制を主眼とした効果的な施策を展開することで、文京区版循環型社会である「モノ配慮社会」を目指す計画として「モノ・プラン文京」と名付けられた。

その後の計画においても、区民に広く知られている「モノ・プラン文京」という呼称を引き続き使用している。

【ヤ】

●^{ゆうがい}有害ごみ

有害な物質の含有、爆発性、引火性、腐食性、感染性など、公衆衛生や生活環境保全の観点から好ましくない性質を持つ廃棄物。

●^{ようきほうそう}容器包装^{かか}に係る^{ぶんべつしゅうしゅうおよ}分別収集^{さいしょうひん}及び^か再商品化^{そくしんとう}の^{かん}促進等^{ほうりつ}に関する^{よう}法律^{ほう}(^{ようきほうそう}容リ法^{ほう}・^{ようきほうそう}容器包装^{ほう}リサイクル法)

2000(平成12)年4月に完全施行された、容器包装廃棄物のリサイクルを製造者に義務付けた法律。消費者は分別排出、区市町村は分別回収、事業者は再商品化という三者の役割分担により容器包装のリサイクルを推進する。

文京区一般廃棄物処理基本計画(モノ・プラン文京)

中間年度見直し版

【令和8年度～令和12年度】

2026(令和8)年3月

発行：文京区資源環境部リサイクル清掃課
〒112-8555 文京区春日1-16-21
電話：03-3812-7111(代表)
URL：<https://www.city.bunkyo.lg.jp/>

印刷物番号：J0225015
有償頒布価格：1,800円

古紙再生紙を使用しています。



